

2025

地域支えあい推進部 事業概要

令和 7（2025）年度版

中野区地域支えあい推進部



〔 利用にあたって 〕

- 本事業概要は、原則、令和 6 年度実績を基に作成しているものであり、掲載は令和 6 年度事務事業順としている。
- 令和 7 年 4 月以降、制度や組織改正等により変更があった場合は、適宜変更後の内容を記載している。
- 本文中の中部・北部・南部・鷺宮との表記は、すこやか福祉センターを示している。また、医療系専門職とは、保健師、歯科衛生士、栄養士、助産師、看護師を示している。
- 「事業開始」の欄は、原則当該事業を開始した年月を記載している。事業開始が古い場合や、事業の性質上事業開始が明確に特定できないなどの場合は「－」で表示している。
- 「事業担当」の欄は、令和 7 年度担当所管を示している。
- 「関連資料」の欄については、本事業概要内で関連する項目や資料等を掲載している。

目次

目次	- 1 -
地域支えあい推進部の沿革	- 1 -
地域支えあい推進部組織一覧	- 3 -
地域活動推進課所管事業	- 9 -
Ⅰ 地域施設	- 9 -
Ⅰ-i 地域施設の整備及び営繕	- 9 -
Ⅰ-ii 介護サービス基盤整備支援	- 11 -
Ⅰ-iii 事業者運営助成	- 13 -
Ⅰ-iv 中野区福祉サービス事業団	- 14 -
Ⅱ 地域自治活動	- 17 -
Ⅱ-i 町会・自治会等活動推進	- 17 -
Ⅱ-ii 老人クラブ運営助成	- 19 -
Ⅱ-iii 再犯防止推進、保護司会等支援	- 20 -
Ⅱ-iv 中野区赤十字奉仕団活動支援・日本赤十字社東京都支部中野区地区事務	- 22 -
Ⅱ-v 中野区募金委員会支援	- 24 -
Ⅲ 公益活動推進	- 25 -
Ⅲ-i 区民公益活動推進	- 25 -
Ⅲ-ii なかの生涯学習大学	- 29 -
Ⅳ 地域支えあい活動支援	- 31 -
Ⅳ-i 民生委員・児童委員活動支援	- 31 -
Ⅳ-ii 地域支えあいネットワーク調整	- 33 -
Ⅳ-iii ひとり暮らし高齢者等確認調査	- 35 -
Ⅴ 区民活動センター運営	- 37 -
Ⅴ-i 区民活動センターの運営	- 37 -
Ⅵ 事業者支援	- 39 -
Ⅵ-i シルバー人材センター支援	- 39 -
地域包括ケア推進課所管事業	- 40 -
Ⅰ 地域包括ケア推進	- 40 -
Ⅰ-i 地域包括ケア体制整備	- 40 -
Ⅱ 在宅療養推進	- 44 -
Ⅱ-i 在宅療養推進	- 44 -
Ⅱ-ii 認知症対策推進	- 46 -
Ⅲ 基幹型包括支援	- 49 -
Ⅲ-i 地域包括支援センター	- 49 -
Ⅲ-ii 地域包括支援センター機能強化	- 50 -
Ⅳ すこやか福祉センター企画調整	- 51 -
Ⅳ-i すこやか福祉センター運営	- 51 -
Ⅳ-ii 高齢者会館等管理運営	- 52 -
Ⅴ アウトリーチ推進	- 54 -
Ⅴ-i 個別相談支援	- 54 -
Ⅴ-ii 地域社会資源ネットワーク	- 56 -
Ⅴ-iii 潜在ニーズ・課題発見	- 57 -
Ⅴ-iv 地域ケア会議	- 58 -
Ⅴ-v 地域支えあいネットワーク推進	- 59 -
Ⅵ 保健福祉包括ケア	- 61 -
Ⅵ-i 保健福祉相談総合調整	- 61 -
Ⅵ-ii 障害者相談・支援（障害者相談支援事業委託）	- 63 -
Ⅵ-iii 精神保健相談・支援	- 64 -
Ⅵ-iv 難病相談・支援	- 65 -
Ⅵ-v ひきこもり相談・支援	- 66 -
Ⅵ-vi 地域在宅療養等相談・支援	- 67 -

VI-vii 妊娠出産トータル支援	- 68 -
VI-viii 母子保健事業	- 73 -
VI-ix こども家庭センター	- 77 -
VI-x 養育・発達支援	- 78 -
VI-xi 栄養・歯科支援	- 81 -
VI-xii 地域健康活動支援	- 84 -
VI-x iii 地域介護予防・健康生きがいづくり	- 85 -
VII 介護予防推進	- 89 -
VII- i 総合事業推進	- 89 -
VII- ii 住民活動支援	- 94 -
VIII 在宅サービス	- 95 -
VIII- i 高齢者健康支援	- 95 -
VIII- ii 高齢者安心生活自立支援	- 97 -
介護保険課所管事業	- 100 -
I 管理	- 100 -
I- i 介護制度運営	- 100 -
I- ii 介護サービス事業者育成・支援	- 102 -
II 保険料・認定	- 104 -
II- i 資格・賦課	- 104 -
II- ii 介護認定	- 106 -
III 保険給付	- 108 -
III- i 介護保険給付	- 108 -
III- ii 給付適正化	- 113 -
IV 介護事業者	- 114 -
IV- i 事業者指導	- 114 -
IV- ii 事業者指定管理	- 116 -
地域支えあい推進部施設一覧	- 118 -
すこやか福祉センター一覧	- 118 -
高齢者施設（旧高齢者福祉センター）等一覧	- 118 -
高齢者会館一覧	- 119 -
区民活動センター一覧	- 120 -
地域包括支援センター一覧	- 121 -
障害者相談支援事業所一覧	- 122 -
介護保険施設一覧	- 123 -
通所介護事業施設一覧	- 123 -

地域支えあい推進部の沿革

平成 20 年 3 月に、「(仮称)すこやか福祉センターの開設及び仲町小学校跡施設活用整備に関する基本方針」を策定し、子どもや高齢者、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、生涯にわたる健康づくり、子どもの健やかな成長、高齢者や障害のある人たちの生活を支援するための、地域づくりの拠点施設として(仮称)すこやか福祉センターを、仲町小学校跡地への設置を皮切りに、区内 4 つの日常生活圏域に順次設置することとした。

平成 22 年 7 月に中部すこやか福祉センターを設置した。次いで、平成 23 年 4 月に北部・南部・鷺宮の各すこやか福祉センターを開設するとともに、地域支えあい推進室を新設し、室の経営等を担う地域活動推進分野と 4 所のすこやか福祉センターで構成する組織とした。各すこやか福祉センターには、地域活動支援や見守り支えあい推進等を担う地域支援分野と保健福祉包括ケアや地域子ども家庭支援等を担う地域ケア分野を設置した。

平成 23 年 7 月、15 か所の地域センターを再編し、地域自治の拠点として区民活動センターを 15 か所設置するとともに、5 か所の地域事務所(区民サービス管理部所管)を設置した。区民活動センターの運営は、地域の自主性・自立性に基づいて行われるよう、自治活動や公共・公益活動の推進、地域団体の連携等の業務について、地区町会連合会からの推薦者を中核とする運営委員会に委託した。

平成 28 年 4 月、地域包括ケアシステム構築と推進のため、地域包括ケア推進分野を新設し、地域支えあい推進室は 4 分野の構成となった。

平成 30 年 12 月、子どもと子育て家庭、障害のある人等、支援を必要とする全ての区民を対象とする地域包括ケアシステムの構築と推進を図るために、地域包括ケア推進担当部長を配置した。

平成 31 年 4 月、地域支えあい推進部に名称変更。同時に、高齢者における地域包括ケアシステムの推進に必要な施策・事業を一体的に進めるため、介護保険事業と高齢者サービス等に係る事業について、地域支えあい推進部に移管した。加えて、すこやか福祉センターの機動力、効率性の向上、より一層のアウトリーチ体制の推進を目指して、地域ケア分野と地域支援分野を統合した。また、地域子ども施設調整事務、児童館、ふれあいの家、キッズ・プラザ及び学童クラブの所管を子ども教育部へ移管した。

令和 5 年 4 月、区民活動センターとすこやか福祉センターに関する企画・調整及び庶務機能等を高めることを目的に、地域活動推進課の下に区民活動センター(地区担当係)を、地域包括ケア推進課の下にすこやか福祉センターを事業所として位置づけた。また、すこやか福祉センター圏域にあわせて、地区担当課長及びすこやか福祉センター担当課長(すこやか福祉センター所長兼務)を配置した。さらに、すこやか福祉センターの企画・調整機能として、すこやか福祉センター調整担当課長を地域包括ケア推進課に配置した。

令和 6 年 4 月、介護保険制度に基づく施設整備及び高齢者施設と地域施設の整備・誘導を一体的に進めるため、高齢者支援基盤整備に係る事業等を介護保険課から地域活動推進課へ移管した。加えて、地域包括ケアの一層の推進を図るため、医療・介護連携推進担当課長を地域包括ケア推進課に配置し、介護予防推進及び高齢者サービスに係る事業を介護保険課から地域包括ケア推進課へ移管した。

これまでの地域支えあい推進部の組織改正や、取組の主な経過は以下のとおりである。

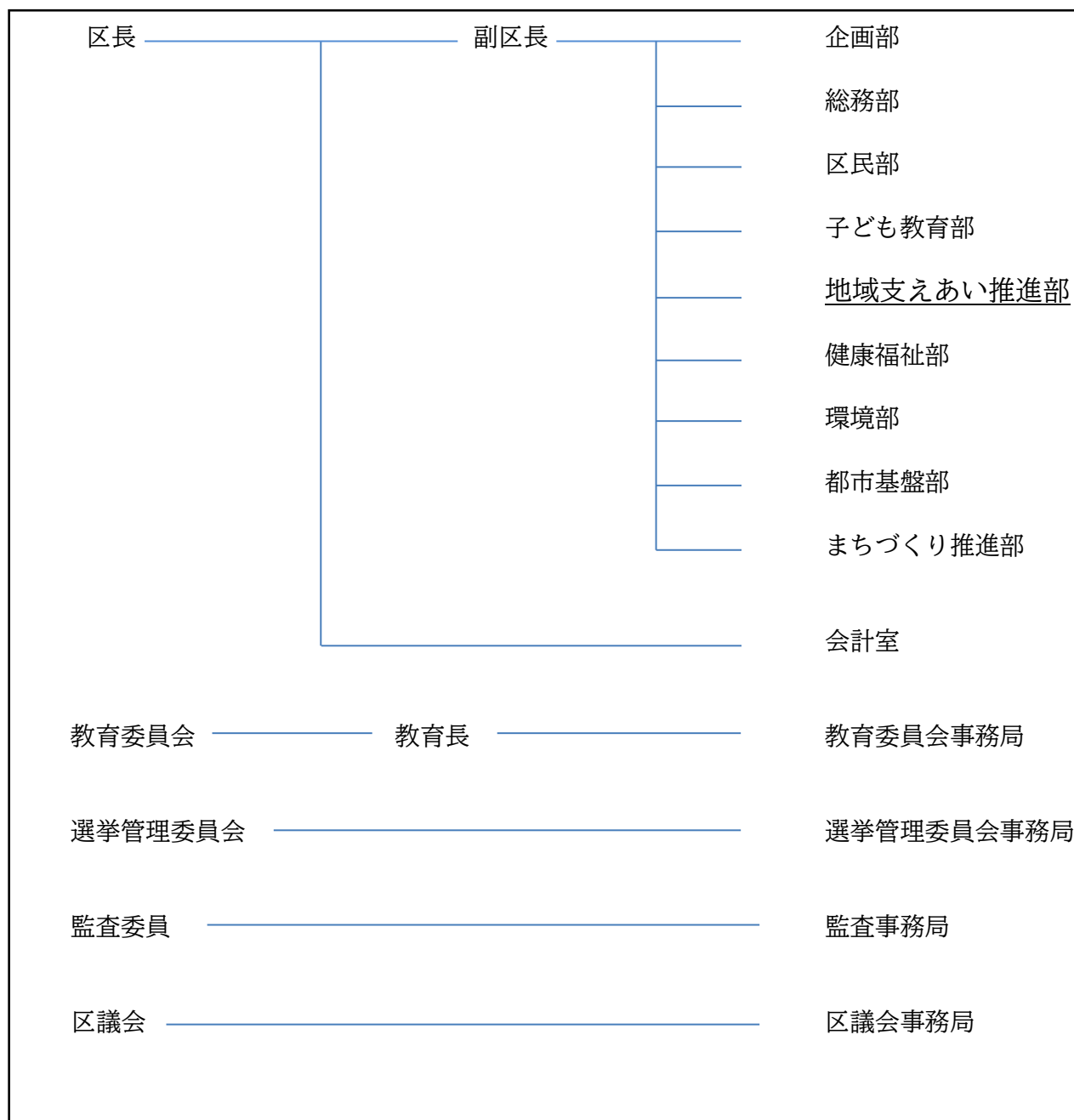
- 平成 22 年 7 月 ・ 中部すこやか福祉センター開設
 - ・ 中野地域包括支援センターの移転及び中部と南部圏域を担当する障害者相談支援事業所開設
- 平成 23 年 3 月 ・ 「区民活動センター条例」、「地域事務所設置条例」制定
 - ・ 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」制定
- 平成 23 年 4 月 ・ 地域支えあい推進室の新設
 - ・ 北部・南部・鷺宮すこやか福祉センター開設
- 平成 23 年 7 月 ・ 区民活動センター(15 か所)開設
- 平成 23 年 8 月 ・ 北部すこやか福祉センターに江古田地域包括支援センターを移転
- 平成 23 年 11 月 ・ 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、町会・自治会、民生委員等に見守り対象者名簿の提供を開始
- 平成 24 年 9 月 ・ 北部すこやか福祉センターに北部と鷺宮圏域を担当する障害者相談支援事業所開設
- 平成 25 年 4 月 ・ 松が丘シニアプラザ開設
 - ・ やよいの園開設

- 平成 25 年 6 月 ・ 鷺宮区民活動センター分室開設
・ 本一高齢者会館移転開設
- 平成 26 年 4 月 ・ 堀江敬老館開設
- 平成 26 年 7 月 ・ 「災害時避難行動要支援者名簿」を地域本部（区民活動センター）及び防災センターに配備
- 平成 26 年 9 月 ・ 東京都水道局と「行政による支援を必要とするものに係る情報の提供に関する協定」締結
- 平成 26 年 10 月 ・ 鷺宮高齢者会館開設
- 平成 27 年 2 月 ・ 鷺宮すこやか福祉センター移転・開設
- 平成 27 年 3 月 ・ 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部、中野区町会連合会と「区民の町会・自治会への加入の促進に関する取り組みについての基本協定」締結
- 平成 27 年 3 月 ・ 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会中野区支部、中野区町会連合会と「区民の町会・自治会への加入の促進に関する取り組みについての基本協定」締結
- 平成 27 年 4 月 ・ 鷺宮すこやか障害者相談支援事業所開設
- 平成 27 年 6 月 ・ 災害時避難行動要支援者名簿に基づき「災害時個別避難支援計画書」作成開始
- 平成 28 年 4 月 ・ 認知症初期集中支援チーム事業開始
- 平成 28 年 7 月 ・ 南部すこやか福祉センター（みなみらいず）移転・開設
・ 南中野地域包括支援センター移転及び南部すこやか障害者相談支援事業所開設
- 平成 28 年 9 月 ・ 南中野区民活動センター移転開設
- 平成 28 年 10 月 ・ 株式会社セブンイレブン・ジャパンと「支援を必要とする人の支えあい活動に関する覚書」締結
- 平成 29 年 3 月 ・ 「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」策定
・ 日本郵便株式会社中野郵便局と「中野区と中野区内郵便局との地域における協力に関する協定」締結
- 平成 29 年 4 月 ・ 区民活動センターエリアごとにアウトリーチチーム配置
- 平成 30 年 3 月 ・ 株式会社マチマチと「『マチマチ for 自治体』に関する協定」締結
・ 生活協同組合コープみらい、生活協同組合パルシステム、東京生活協同組合、北東京生活クラブ生活協同組合と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 平成 30 年 4 月 ・ 在宅療養相談窓口を地域包括ケア推進課に設置
- 平成 30 年 5 月 ・ 東中野区民活動センター移転開設
・ 社会福祉法人等と「災害時における協力体制にかかる協定」締結
- 平成 30 年 9 月 ・ 東京都住宅供給公社と「中野区と東京都住宅供給公社との都営住宅、公社住宅等の居住者の安否確認に係る緊急時対応についての連携・協力に関する協定」締結
- 平成 30 年 12 月 ・ 東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支店と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 平成 31 年 4 月 ・ 基幹型包括支援センター機能を地域包括ケア推進課に設置
- 令和元年 10 月 ・ みずほ銀行中野支店・中野北口支店・鷺宮支店と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 令和 2 年 4 月 ・ すこやか福祉センター、地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所の平日窓口取扱い時間を変更（午前 8 時 30 分～午後 7 時から午前 8 時 30 分～午後 5 時に変更）
- 令和 2 年 6 月 ・ 中野区町会連合会と「協働によるまちづくりパートナーシップ協定」締結
- 令和 2 年 11 月 ・ 若年性認知症相談窓口を地域包括ケア推進課に設置
- 令和 3 年 8 月 ・ 中野三丁目敬老館（民間施設）開設
- 令和 3 年 12 月 ・ 東京ヤクルト販売株式会社と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 令和 4 年 3 月 ・ 公益社団法人中野区シルバー人材センターと「高齢者等の見守りに関する協定」締結
・ 「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」策定
- 令和 4 年 12 月 ・ 西武信用金庫と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
・ 明治安田生命保険相互会社と「地域包括ケアの推進に係る区民の健康と暮らしのサポートに関する協定」締結
- 令和 5 年 7 月 ・ ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 令和 6 年 1 月 ・ 「中野区地域包括ケア推進パートナーシップ協定制度」受付開始
- 令和 6 年 6 月 ・ 孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業の採択
- 令和 6 年 11 月 ・ 昭和区民活動センター代替施設（温暖化対策推進オフィス跡施設）への仮移転

地域支えあい推進部組織一覧

令和7年4月1日現在

区の組織における地域支えあい推進部



組織図（令和 7 年度）

地域支えあい推進部

地域支えあい推進部長（地域包括ケア推進担当部長）

地域活動推進課

地域活動推進課長

庶務係長

地域支えあい企画・財政調整担当係長（庶務係長）

地域施設係長

区民活動センター調整担当係長（地域施設係長）

高齢者支援基盤整備担当係長

地域自治推進係長

区民活動推進担当課長

地域支えあい活動支援係長

公益活動推進係長

事業運営担当係長（公益活動推進係長）

中部地区担当課長

東部地区担当係長（東部区民活動センター所長）

桃園地区担当係長（桃園区民活動センター所長）

昭和地区担当係長（昭全区民活動センター所長）

東中野地区担当係長（東中野区民活動センター所長）

上高田地区担当係長（上高田区民活動センター所長）

北部地区担当課長

新井地区担当係長（新井区民活動センター所長）

江古田地区担当係長（江古田区民活動センター所長）

沼袋地区担当係長（沼袋区民活動センター所長）

野方地区担当係長（野方区民活動センター所長）

南部地区担当課長

南中野地区担当係長（南中野区民活動センター所長）

弥生地区担当係長（弥生区民活動センター所長）

鍋横地区担当係長（鍋横区民活動センター所長）

鷺宮地区担当課長

大和地区担当係長（大和区民活動センター所長）

鷺宮地区担当係長（鷺宮区民活動センター所長）

上鷺宮地区担当係長（上鷺宮区民活動センター所長）

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課長

管理係長

地域包括ケア推進係長

地域健康施策推進担当係長

医療・介護連携推進担当課長

在宅療養推進係長

基幹型包括支援担当係長

在宅サービス係長

介護予防推進係長

すこやか福祉センター調整担当課長

すこやか福祉センター企画調整係長

地域保健政策担当係長（すこやか福祉センター企画調整係長）

地域福祉政策担当係長

トータルケア推進担当係長

中部すこやか福祉センター担当課長（中部すこやか福祉センター所長）

窓口サービス・管理係長
 宮園高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 昭和高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 上高田高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 東中野いこいの家館長(窓口サービス・管理係長)
 上高田東高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 アウトリーチ連携担当係長
 北部すこやか福祉センター担当課長(北部すこやか福祉センター所長)
 窓口サービス・管理係長
 沼袋高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 野方高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 東山高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 アウトリーチ連携担当係長
 南部すこやか福祉センター担当課長(南部すこやか福祉センター所長)
 窓口サービス・管理係長
 南部高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 しんやまの家館長(窓口サービス・管理係長)
 本一高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 アウトリーチ連携担当係長
 鷺宮すこやか福祉センター担当課長(鷺宮すこやか福祉センター所長)
 窓口サービス・管理係長
 鷺六高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 白鷺高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 若宮いこいの家館長(窓口サービス・管理係長)
 若宮高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 鷺宮高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 アウトリーチ連携担当係長

介護保険課

介護保険課長
 管理係長
 介護資格保険料係長
 介護認定係長
 介護給付係長
 介護事業者係長

組織図（令和 6 年度）**地域支えあい推進部**

地域支えあい推進部長（地域包括ケア推進担当部長）

地域活動推進課

地域活動推進課長

庶務係長

地域支えあい企画・財政調整担当係長（庶務係長）

地域施設係長

区民活動センター調整担当係長（地域施設係長）

高齢者支援基盤整備係長

区民活動推進担当課長

地域支えあい活動支援係長

地域自治推進係長

公益活動推進係長

事業運営担当係長（公益活動推進係長）

中部地区担当課長

東部地区担当係長（東部区民活動センター所長）

桃園地区担当係長（桃園区民活動センター所長）

昭和地区担当係長（昭全区民活動センター所長）

東中野地区担当係長（東中野区民活動センター所長）

上高田地区担当係長（上高田区民活動センター所長）

北部地区担当課長

新井地区担当係長（新井区民活動センター所長）

江古田地区担当係長（江古田区民活動センター所長）

沼袋地区担当係長（沼袋区民活動センター所長）

野方地区担当係長（野方区民活動センター所長）

南部地区担当課長

南中野地区担当係長（南中野区民活動センター所長）

弥生地区担当係長（弥生区民活動センター所長）

鍋横地区担当係長（鍋横区民活動センター所長）

鷺宮地区担当課長

大和地区担当係長（大和区民活動センター所長）

鷺宮地区担当係長（鷺宮区民活動センター所長）

上鷺宮地区担当係長（上鷺宮区民活動センター所長）

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課長

管理係長

地域包括ケア推進係長

地域健康施策推進担当係長

医療・介護連携推進担当課長

在宅療養推進係長

基幹型包括支援担当係長

在宅サービス係長

介護予防推進係長

すこやか福祉センター調整担当課長

すこやか福祉センター企画調整係長

地域保健政策担当係長（すこやか福祉センター企画調整係長）

地域福祉政策担当係長

トータルケア推進担当係長

中部すこやか福祉センター担当課長（中部すこやか福祉センター所長）

窓口サービス・管理係長
 宮園高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 昭和高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 上高田高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 東中野いこいの家館長(窓口サービス・管理係長)
 上高田東高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 アウトリーチ連携担当係長
 北部すこやか福祉センター担当課長(北部すこやか福祉センター所長)
 窓口サービス・管理係長
 沼袋高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 野方高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 東山高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 アウトリーチ連携担当係長
 南部すこやか福祉センター担当課長(南部すこやか福祉センター所長)
 窓口サービス・管理係長
 南部高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 しんやまの家館長(窓口サービス・管理係長)
 本一高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 アウトリーチ連携担当係長
 鷺宮すこやか福祉センター担当課長(鷺宮すこやか福祉センター所長)
 窓口サービス・管理係長
 鷺六高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 白鷺高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 若宮いこいの家館長(窓口サービス・管理係長)
 若宮高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 鷺宮高齢者会館長(窓口サービス・管理係長)
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
 アウトリーチ連携担当係長

介護保険課

介護保険課長
 管理係長
 介護資格保険料係長
 介護認定係長
 介護給付係長
 介護事業者係長

【部の職員配置】

令和7年4月1日現在（単位：人）

	総 数	管 理 職	一 般 事 務	福 祉	心 理	保 健 師	栄 養 士	理 学 療 法 士	歯 科 衛 生 士	短 時 間 再 任 用
総 数	237	15	127	32	5	40	4	1	2	11
地域支えあい推進部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
地 域 活 動 推 進 課 （区民活動センター含む）	67	6	43	8	0	0	0	1	0	9
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課	33	3	21	5	0	4	0	0	0	0
中部すこやか福祉センター	27	1	7	5	1	11	1	0	1	0
北部すこやか福祉センター	27	1	7	5	2	10	1	0	1	0
南部すこやか福祉センター	21	1	6	4	1	7	1	0	0	1
鷺宮すこやか福祉センター	23	1	8	4	1	8	1	0	0	0
介護保険課	38	1	35	1	0	0	0	0	0	1

地域活動推進課所管事業

Ⅰ 地域施設

Ⅰ－ⅰ 地域施設の整備及び営繕

1 事業の目的

区民が安全で快適に過ごせるよう、すこやか福祉センター、区民活動センター、高齢者会館の施設の整備を行う。

2 事業の内容

(1) 施設の整備等

区有施設整備計画に基づき、施設の概要（位置、規模、機能等）を検討し整備予定地の状況や周辺まちづくりの動向などについて調査する。施設概要と併せ具体的な整備スケジュールが決まった後に基本方針を策定し、続いて基本計画の策定、基本設計、実施設計を行い、施設建設を進めていく。

また、建設予定地等の維持管理を行う。

(2) 施設営繕

老朽化による破損や不具合の修理、段差解消やトイレの洋式化等、ユニバーサルデザインの考え方による施設の改修を行う。

3 事業実績

(1) 施設の整備等

【昭和区民活動センター整備の設計】

- ・ 整備地 中野区中野六丁目 16 番 20 号（住居表示）
- ・ 敷地面積 1,200.69 m²
- ・ 整備施設 昭和区民活動センター
- ・ 開設予定 令和 9 年度
- ・ 令和 6 年 11 月、建替期間中の仮施設として温暖化対策推進オフィス跡施設（中野区中野五丁目 4 番 7 号）に移転。

【鍋横区民活動センター等整備の設計】

- ・ 所在地 中野区本町四丁目 44 番地内
- ・ 敷地面積 1,087.19 m²
- ・ 整備施設 鍋横区民活動センター（高齢者会館機能含む）、地域包括支援センター、鍋横自転車駐車場
- ・ 開設予定 令和 11 年度

(2) 施設整備予定地の維持管理等

沼袋小学校跡施設、温暖化対策推進オフィス跡施設、鍋横区民活動センター等予定地について維持管理を行った。

【沼袋小学校跡施設校庭開放】（令和 6 年度実績）

- ・ 実施場所 沼袋小学校跡施設校庭（中野区沼袋三丁目 13 番）
- ・ 実施日及び時間 毎週日曜日 9 時～17 時（3～10 月）9 時～16 時（11～2 月）
- ・ 利用実績 49 日 延 1,328 人

(3) 施設の改修・営繕

- ・ 江古田区民活動センター污水管改修工事
- ・ 中部すこやか福祉センターエアコン取替工事
- ・ 高齢者会館洋室化改修工事
- ・ その他、各施設の維持補修工事及び修繕 28 件

関係法規	中野区すこやか福祉センター条例、中野区すこやか福祉センター条例施行規則 中野区区民活動センター条例、中野区区民活動センター条例施行規則 中野区立高齢者会館条例、中野区立高齢者会館条例施行規則
事業開始時期	—
事業担当	地域活動推進課 地域施設係
関連資料	地域活動推進課所管事業 Ⅴ 区民活動センター運営（本事業概要） 地域包括ケア推進課所管事業 Ⅳ－ⅰ すこやか福祉センター運営、Ⅳ－ⅱ 高齢者会館等管理運営（本事業概要）

I-ii 介護サービス基盤整備支援

1 介護基盤整備

(1) 介護サービス基盤整備支援

介護保険制度に基づく、地域密着型サービスの整備及び計画調整、特別養護老人ホーム、通所介護施設等の施設整備等を行っている。

ア 地域密着型サービス等事業所の開設

令和6年度に下表のとおり開設された。

※掲載順は審査会での選定順

場所	整備施設	定員	整備運営事業者	備考
中野区本町一丁目8番	認知症高齢者グループホーム	3ユニット 27名	株式会社 日本アメニティ ライフ協会	令和6年11月1日開設 ※令和5年7月選定
中野区中野五丁目24番	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	15名	株式会社 エイプレイス	令和6年12月1日開設 ※令和6年7月選定

イ 介護保険施設の現況

(単位：人)

区分	施設名	運営法人	定員	7年 3月末 利用者	6年 3月末 利用者	備考
区内施設総数			951	875	906	
区内	① しらさぎホーム (中野区白鷺)	中野区福祉 サービス事業団	85	78	77	経営支援補助
	② 小淀ホーム (中野区中央)	中野区福祉 サービス事業団	73	66	71	経営支援補助
	③ かみさぎホーム (中野区上鷺宮)	武蔵野療園	100	100	98	経営支援補助
	④ 中野友愛ホーム (中野区江古田)	武蔵野療園	127	120	123	整備費補助済
	⑤ 浄風園 (中野区江古田)	浄風園	50	47	49	整備費補助済
	⑥ ベタニアホーム (中野区江古田)	慈生会	84	81	82	整備費補助済
	⑦ 弥生ホーム (中野区弥生町)	ケアネット	30	28	30	整備費補助済
	⑧ 江古田の森 (中野区江古田)	南東北福祉事業団	100	98	100	PFI 法事業権契約 に基づく事業
	⑨ おたきほうむ (中野区東中野)	ケアネット	50	46	49	区有地活用
	⑩ ハピネスホーム・ひなぎ くの丘 (中野区弥生町)	武蔵野療園	68	65	67	区有地活用
	⑪ 中野すみれ園 (中野区弥生町)	すみれ福祉会	84	46	63	東京都住宅供給 公社用地活用
	⑫ 東京令和館 中野 (中野区江古田)	東京武尊会	100	100	97	国有地活用

区分	施設名	運営法人	定員	7年 3月末 利用者	6年 3月末 利用者	備考
区外施設総数			1,424	74	78	
区 外 (協 力 施 設)	① やすらぎの園 (小平市)	黎明会	136	2	3	
	② 裕和園 (千葉市)	穩寿会	155	0	0	
	③ 新清快園 (日の出町)	清快福祉会	118	7	9	
	④ 多摩シルバーハウス (八王子市)	ゆずの木	85	4	4	
	⑤ 塩船園 (青梅市)	東京武尊会	150	22	23	
	⑥ 青梅天使園 (青梅市)	天使園	70	13	12	
	⑦ シルバーコート丹三郎 (奥多摩町)	青梅白寿会	100	2	1	
	⑧ 大洋園 (青梅市)	一石会	160	2	3	
	⑨ 清雅苑 (清瀬市)	東京聖労院	82	10	12	
	⑩ あゆみえん (青梅市)	徳心会	168	7	7	
	⑪ ひのでホーム (日の出町)	サンライズ	200	5	4	

※ 区内・区外施設とも、利用者数は中野区の被保険者人数

※ 令和7年3月の利用者数は、国民健康保険団体連合会の令和7年4月審査分に基づいて算出した

※ 区内・区外の協力施設以外の介護老人福祉施設には、231人の中野区の被保険者が入所している

関係法規	中野区介護施設等開設準備経費補助金交付要綱 中野区地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱 中野区定期借地権利用による整備促進特別対策事業（介護分）補助要綱 中野区都市型軽費老人ホーム整備事業費補助要綱 中野区特別養護老人ホーム整備費等補助要綱 中野区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱 中野区補助金等交付規則
事業開始時期	平成12年度
事業担当	地域活動推進課 地域施設係
関連資料	

Ⅰ-iii 事業者運営助成

1 事業の内容

区は、介護保険制度における介護保険施設（介護老人福祉施設）への経営支援補助金の交付や通所介護事業の運営支援を行っている。

(1) 介護保険施設等

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険で原則要介護 3～5 に認定された人で在宅介護を受けることが困難な人を対象に、施設での介護サービスを提供する。

イ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護保険で要支援 1・2、要介護 1～5 に認定された人を対象に、特別養護老人ホーム等に短期間入所して食事・入浴等必要なサービスを提供する。

ウ 施設概要

平成 12 年 4 月、介護保険法施行により、中野区が介護保険指定事業者となり、区立の特別養護老人ホーム等を運営するサービス提供事業者となった。その後、かみさぎ特別養護老人ホームは平成 13 年 4 月から、しらさぎホーム及び小淀ホームは平成 15 年 4 月から社会福祉法人がサービス提供事業者となり、区営施設の運営はすべて民間事業者に移行した。

(2) 通所介護事業

ア 通所介護、予防通所サービス

介護保険で要支援 1・2、要介護 1～5 に認定された人を対象に、送迎・食事・入浴介助・機能訓練等必要なサービスを提供する。

イ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

介護保険で要支援 1・2、要介護 1～5 に認定された人で、認知症の高齢者を対象に、送迎・食事・入浴介助・機能訓練等必要なサービスを提供する。

ウ 施設概要と定員

平成 12 年 4 月の介護保険法施行により、中野区が介護保険指定事業者となり、区立の高齢者デイサービス事業を運営してきた。その後、弥生と松が丘の高齢者在宅サービスセンターについては、平成 15 年 4 月から民間事業者による自主運営に移行したが、平成 25 年 4 月 1 日付で、弥生及び松が丘高齢者福祉センターが廃止となったことに伴い、区の管理による事業を終了した。東中野高齢者在宅サービスセンター（現中野陽だまり）については、平成 16 年 4 月から民間事業者による運営に移行したが、平成 26 年 3 月 31 日をもって区の管理を終了した。桃二及び多田高齢者在宅サービスセンター 2 か所については、平成 18 年 4 月から指定管理者による管理に移行し、指定管理者が介護保険指定事業者になったが、桃二は平成 24 年 4 月 1 日、多田は平成 25 年 4 月 1 日にそれぞれ指定管理者による管理を終了し、施設も廃止された。

(3) 江古田の森保健福祉施設（東京総合保健福祉センター江古田の森）

国立療養所中野病院跡地に、介護老人保健施設や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、障害者支援施設などを持つ総合的な保健福祉施設が平成 19 年 4 月 1 日に開設した。同施設の整備・運営は P F I 法に基づき区と事業権契約を締結した社会福祉法人南東北福祉事業団が行っている。

平成 28 年 7 月から新たに通所リハビリテーション（短時間サービス）を開始した。さらに平成 29 年 8 月に通所リハビリテーションの定員を 40 名から 45 名に増員した。

関係法規	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の運営する特別養護老人ホーム等事業補助要綱 中野区介護保険事業施設に係る経営支援補助要綱
事業開始時期	
事業担当	地域活動推進課 地域施設係
関連資料	介護保険施設一覧（本事業概要）

Ⅰ-iv 中野区福祉サービス事業団

1 事業団について

社会福祉法人中野区福祉サービス事業団は、中野区が設置した特別養護老人ホーム等の福祉施設の運営を受託する目的で、平成6年2月に設立された。

平成15年4月からは、中野区から運営受託していた特別養護老人ホーム等の介護保険施設や介護保険事業及び障害のある人の自立した地域生活を支援する福祉サービスについて、事業団が経営主体となり自主運営している。

2 目的

多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

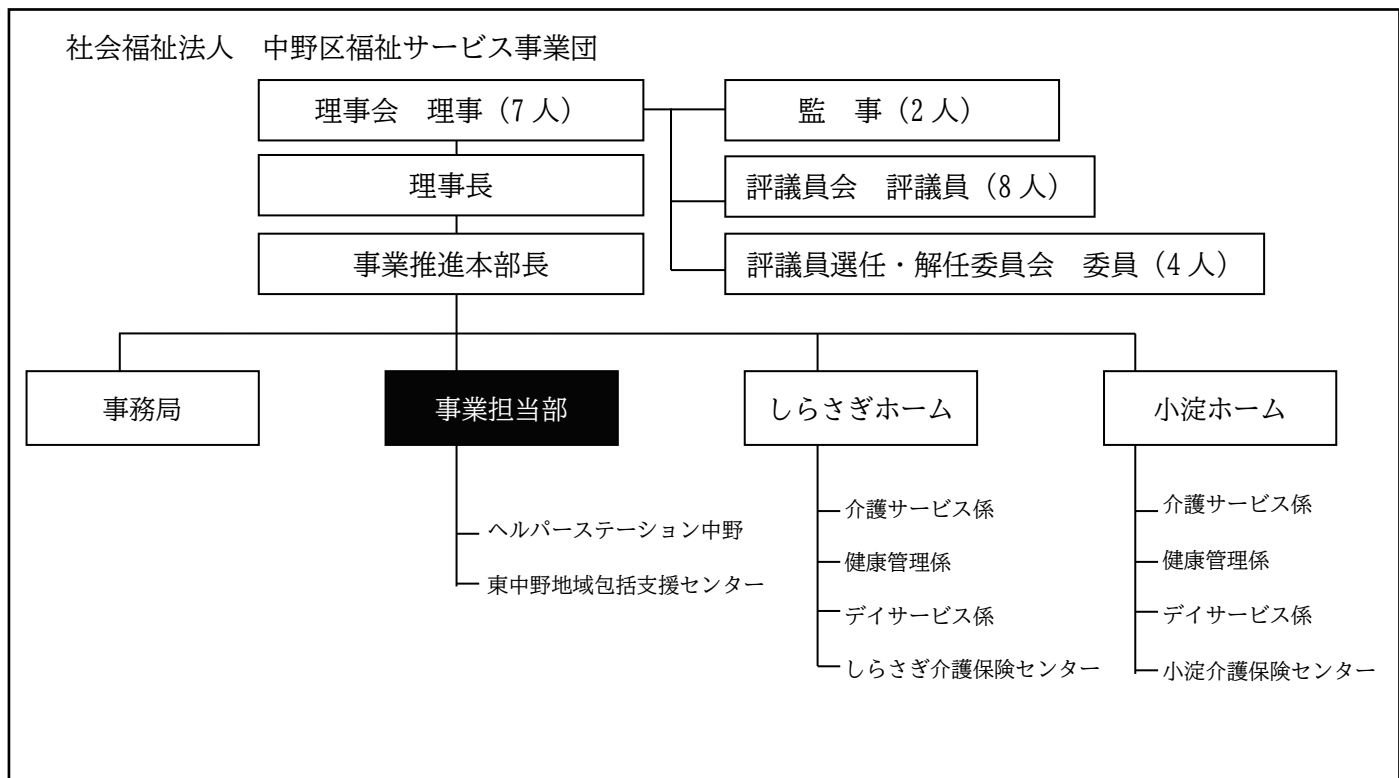
3 事業所

・ 事務局	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	☎5356-6617
・ しらさぎホーム	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	☎3336-6511
・ 小淀ホーム	中野区中央一丁目 18 番 3 号	☎3366-6511
・ ヘルパーステーション中野	中野区沼袋一丁目 34 番 6 号 サンハイツ戸倉 1 階	☎5318-0533
・ しらさぎ介護保険センター	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	☎3336-6538
・ 小淀介護保険センター	中野区中央一丁目 18 番 3 号	☎5348-8739
・ 東中野地域包括支援センター	中野区東中野一丁目 5 番 1 号	☎3366-3318

4 組織

評議員会（議決機関）、理事会（執行機関）、監事（監査機関）、担当部、事業所から構成される。

○職員：221 人（令和7年4月1日現在／常勤職員 99 人、非常勤職員 69 人、登録ヘルパー等 53 人）



5 事業の内容

(1) 特別養護老人ホーム

ア 利用定員

- ・ しらさぎホーム 85 人（入院空床ショートステイ 10 床）、ショートステイ 4 人、障害者ショートステイ 1 人
- ・ 小淀ホーム 73 人（入院空床ショートステイ 8 床）、ショートステイ 4 人

イ 事業内容

施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、日常生活上の相談、機能訓練、健康管理等を実施している。

(2) デイサービスセンター

ア 利用定員

- ・ しらさぎホーム 一般型 40 人、認知症型 12 人
- ・ 小淀ホーム 認知症型 24 人

イ 事業内容

要介護者高齢者（しらさぎホームのみ）・認知症要介護高齢者を対象に、通所介護サービス計画に基づき、身体介護、入浴、食事、日常動作訓練、趣味などのレクリエーション活動のほか、送迎、相談及び助言等を実施している。

(3) ヘルパーステーション中野

高齢者訪問介護事業、障害者総合支援法に基づく障害者（児）居宅介護事業を実施している。

(4) しらさぎ・小淀介護保険センター

要介護認定を受けた高齢者等からの依頼によりケアプランの作成と管理を行う。また、各居宅介護事業者との連絡調整を行う。

(5) 東中野地域包括支援センター

東中野地区において要支援認定を受けた高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を持ち、健康で快適に住み続けられるよう支援する。また、高齢者の虐待防止と早期発見などの権利擁護に努める。

6 事業の実績

(1) 特別養護老人ホーム

- ・ しらさぎホーム月別利用者数（当月初日）（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総数	76	81	79	83	82	80	76	77	81	81	82	79

- ・ 在宅障害者（児）短期入所事業月別利用実績（しらさぎホーム）（単位：人、日）

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
延利用者数	28	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
延利用日数	224	21	19	17	16	19	17	16	17	18	22	21	21

- ・ 小淀ホーム月別利用者数（当月初日）（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総数	73	72	70	71	71	71	72	72	73	70	69	66

(2) デイサービスセンター

・ しらさぎホーム月別延利用者数

(単位：人)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般型	6,769	550	551	488	533	520	531	606	581	608	617	590	594
認知症型	2,549	261	257	229	256	252	197	186	173	180	190	171	197

・ 小淀ホーム月別延利用者数

(単位：人)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認知症型	4,813	395	438	405	443	394	375	399	393	408	387	375	401

(3) ヘルパーステーション中野

・ 老人居宅介護等事業

	総数	身体介護サービス	身体生活サービス	生活援助サービス
サービス時間数	19,845 時間	10,729 時間	5,101 時間	4,015 時間
利用者数	1,897 人			

・ 介護予防・日常生活支援総合事業人数

(単位：人)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2,089	177	175	171	176	172	171	178	171	176	179	175	168

・ 障害者居宅介護・重度訪問介護事業

	総数	身体介護サービス	家事援助サービス	重度訪問介護サービス
サービス時間数	2,649 時間	703 時間	1,946 時間	0 時間
利用者数	376 人			

(4) しらさぎ・小淀

・ 介護給付ケアプラン作成件数

(単位：件)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
しらさぎ	1,690	148	142	143	146	135	136	142	137	144	145	135	137
小淀	1,365	123	118	119	118	120	114	112	115	114	110	99	103

・ 予防給付ケアプラン作成件数

(単位：件)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
しらさぎ	444	46	49	39	37	35	36	34	36	35	31	34	32
小淀	573	33	47	47	48	48	50	48	49	49	52	51	51

(5) 東中野地域包括支援センター

・ 総合相談件数

(単位：件)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6,411	474	480	425	559	391	386	571	569	569	443	777	767

・ 介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）

(単位：件)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4,854	435	457	427	404	394	399	388	389	393	390	389	389

関係法規	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の運営する特別養護老人ホーム等事業補助要綱
事業開始時期	平成 15 年 4 月 1 日民営化
事業担当	地域活動推進課 地域施設係
関連資料	

Ⅱ 地域自治活動

Ⅱ-i 町会・自治会等活動推進

1 事業の目的

地域住民の親睦を図り、防火・防災、健全育成、美化やりサイクル活動等に取り組む、町会・自治会活動の支援を行い、地域住民の見守り支えあい活動の促進と安心して安全な生活の実現を目指す。

2 事業の内容

- (1) 中野区町会連合会支援
役員会や常任理事会の運営支援を行う。
- (2) 東京都町会連合会支援
本部役員会や常任理事会、定期総会等の運営支援を行う。
- (3) 活動費助成
町会・自治会が行う地域自治活動、加入促進活動及び区政協力活動に対して助成金を交付する。
町会連合会が行う公益的な活動に対して助成金を交付する。
- (4) その他
地縁団体認可の手続きや告示事項証明書、印鑑登録証の発行、町会設立、運営に関わる相談や町会加入促進への取り組み支援等を行っている。

3 事業の実施方法

- (1) 町会・自治会会館建設助成
助成金額は、実際に要した経費の3分の2以内で、下記の限度額を超えないものとする。
 - ・ 新築又は改築 1,500 万円
 - ・ 増築又は修繕 500 万円
 - ・ 購入 1,000 万円
- (2) 町会・自治会公益活動推進助成
 - ア 町会・自治会の公益活動への助成
助成金額は、①と②の合計額とし、町会・自治会の区域の世帯数（住民基本台帳の世帯数）に200円を乗じた金額を上限とする。区域内の世帯数が小規模な町会・自治会は次の基準により限度額を定める。
300世帯以下は75,000円、301世帯以上500世帯以下は100,000円。
 - ① 地域自治活動 対象経費の実費の2/3以内
 - ② 区政協力活動 びん缶回収協力（回収場所1か所当たり1,440円）
区広報協力（1世帯当たり60円）
 - イ 加入促進活動助成
対象経費の実費の10/10 上限100,000円
 - ウ 町会連合会への助成 対象経費の実費以内
- (3) 町会・自治会掲示板設置等助成
助成金額は、1申請あたり上限を50万円とし、地域の情報の伝達及び公共の用に供するために屋外に設置する掲示板に対して、その費用の全額を補助する。

4 事業の実績

(1) 町会・自治会会館建設助成

令和 6 年度	上高田隣人協力会	町会会館の改修	2,895,073 円
	野方北町会	町会会館の改修	3,663,000 円
令和 5 年度	実績なし		
令和 4 年度	塔ノ山町会	町会会館の改修	5,000,000 円
	新山通町会	町会会館の改修	3,496,533 円

(2) 町会・自治会活動推進

年度	単位町会助成件数（件）	単位町会助成金（円）	町会連合会助成金（円）
令和 6 年度	103	44,623,405	10,612,000
令和 5 年度	104	39,592,398	10,703,000
令和 4 年度	105	37,295,531	10,612,000

(3) 町会・自治会掲示板設置等助成

年度	交付確定件数（件）	交付確定金額（円）
令和 6 年度	24	7,669,417
令和 5 年度	22	3,852,770
令和 4 年度	40	7,451,416

関係法規	中野区町会・自治会会館建設助成要綱 中野区町会・自治会公益活動推進助成要綱 中野区町会・自治会掲示板設置等助成金交付要綱		
事業開始時期	平成 7 年 4 月（建設助成）	平成 18 年 4 月（公益活動推進助成）	平成 31 年 4 月（掲示板助成）
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係		
関連資料			

Ⅱ-ii 老人クラブ運営助成

1 事業の目的

区内の老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を援助し、高齢者福祉の増進を図る。

2 事業の内容

区内の老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営に対して、助成を行う。

3 事業の実施方法

(1) 老人クラブ

老人クラブの活動に要する経費のうち、次に掲げるものに対して、助成を行う。

①社会奉仕活動費、②健康を進める活動費、③生きがいを高める活動費、④その他社会活動費
ただし、交際費、酒類の購入等奢侈にわたる食糧費その他老人クラブの活動に要する経費として不適当と認められる経費を除く。

平成 29 年度より、新規クラブ立ち上げ助成及び小規模クラブ助成（3 年間を限度とする）を開始し、令和 4 年度からは小規模クラブ助成の対象を拡大している。

・ 30 人以上 50 人以下のクラブ	月額	19,300 円
・ 51 人以上 100 人以下のクラブ	月額	20,900 円
・ 101 人以上 150 人以下のクラブ	月額	22,500 円
・ 151 人以上 200 人以下のクラブ	月額	24,100 円
・ 新規クラブ立ち上げ助成	一団体当たり	50,000 円
・ 10 人以上 14 人以下の小規模クラブ	月額	5,000 円
・ 15 人以上 19 人以下の小規模クラブ	月額	7,500 円
・ 20 人以上 29 人以下の小規模クラブ	月額	10,000 円

(2) 老人クラブ連合会

老人クラブ連合会の活動に要する経費のうち、次に掲げるものに対して、助成を行う。

①社会奉仕活動に要する経費、②教養講座開催に要する経費、③健康増進活動事業に要する経費、
④その他区長が必要と認める経費

また、老人クラブ連合会が実施する各種の事業に対して、側面的な支援を行う。

4 事業の実績

年度	クラブ数（団体）	会員数（人）	単位クラブ助成額（円）	連合会助成額（円）
令和 6 年度	60	3,189	14,548,800	2,095,000
令和 5 年度	61	3,272	14,772,500	1,897,000
令和 4 年度	60	3,257	14,480,562	1,897,000

※会員数はいずれも 4 月 1 日時点

関係法規	老人福祉法 中野区老人クラブ設立助成要綱 中野区老人クラブ助成要綱 中野区老人クラブ連合会補助金交付要綱
事業開始時期	昭和 40 年 4 月
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	

Ⅱ-iii 再犯防止推進、保護司会等支援

1 中野区再犯防止推進計画に基づく取組の推進

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として令和2年5月に策定した「中野区再犯防止推進計画」に基づき、計画の推進に必要な庁内及び関係機関等との協議・調整、普及啓発活動、職員・支援者研修等を行う。

2 犯罪防止、非行防止、再犯防止の普及啓発及び活動支援

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～について、この運動に対する区民の理解を深めることを目的に、「第74回“社会を明るくする運動”中野区推進委員会」（全84名、委員長は中野区長）を設置した。強調月間（7月）をメインに、中野区保護司会を中心とする関係団体と連携体制を取って、普及啓発を推進する支援を行った。

3 事業の実績（令和6年度）

(1) 第74回“社会を明るくする運動”作文コンテスト表彰式及び再犯防止推進事業講演会

青少年の犯罪防止及び再犯防止推進への理解促進のため、社会を明るくする運動”中野区推進委員会主催により実施した。

【内容】

- ・ 第74回“社会を明るくする運動”作文コンテスト表彰式
- ・ 再犯防止推進事業講演会「やり直せる街づくりと再犯防止推進計画」（講師：今福章二氏）
- ・ 合唱（私立大妻中野中学校・高等学校 合唱部）

【日程・会場】

- ・ 令和6年11月23日（土）13時30分～15時
- ・ 区役所1階 ナカノバ

(2) “社会を明るくする運動”イベント

全地区イベント

日程	イベント内容	会場
7月1日	街頭啓発キャンペーン	JR 中野駅北口駅前広場
7月1日～15日	夢通りギャラリーにて広報展示	夢通りギャラリー
6月～9月	“社会を明るくする運動”作文コンテスト募集	
11月23日	作文コンテスト（中野区）表彰式	区役所1階 ナカノバ

各地区イベント

日程	イベント内容	会場	地区
6月27日	講演「少年非行の動向と子どもの理解と接し方」	野方WIZ ギャラリー	野方
7月11日	中学生と一緒に聴く講演「はじめの『1回』を断る勇気～薬物乱用防止教室～」	明和中学校	大和
7月13日	弁護士講演「中野東中学校生徒と考えるいじめ問題」	中野東中学校	昭和・東中野
7月15日	ひまわりコンサート	大妻中野中学高等学校	上高田
7月18日	講演「地域のチカラ パート X～ギャンブル依存症とは～」	弥生区民活動センター	弥生
7月20日	講演と南中野中学校吹奏楽部の演奏	南中野区民活動センター	南中野
7月27日	講演「少年の立ち直りを支えるかかわりとは」 和太鼓演奏 キャピック見学	新井区民活動センター	新井・沼袋
7月27日・8月10日	盆踊りで社明うちわの配布	上鷺宮小学校・旧鷺宮小学校跡地	鷺宮・上鷺宮

9月27日	いじめ予防授業～弁護士が伝えるいじめと人権のお話～	桃花小学校	鍋横・桃園
9月28日・29日	東部まつり「みんなのひろば落語」協賛啓発活動及び町会掲示板にポスター掲示	東部区民活動センター	東部
3月9日	講演「薬育」	第七中学校	江古田

(3) その他の団体との事業の実績

刑務所作業製品展示即売会（7月・2月）

区役所1階シェアノマで公益財団法人矯正協会との共催により刑務所作業製品の展示即売会を実施した。

関係法規	再犯の防止等の推進に関する法律 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～実施要領
事業開始時期	—
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	再犯防止推進計画（国） 東京都再犯防止推進計画

Ⅱ-iv 中野区赤十字奉仕団活動支援・日本赤十字社東京都支部中野区地区事務

1 事業の目的

日本赤十字社の博愛・人道の精神に基づき、明るく住みよい社会を築き上げていくための事業に奉仕する中野区赤十字奉仕団の活動支援、事務局の運営及び日本赤十字社東京都支部中野区地区の事務を行う。

2 事業の内容

日本赤十字社が計画する事業の啓発・普及を基本とし、中野区赤十字奉仕団の事務局として、奉仕団役員、中野区赤十字奉仕団 14 分団、中野区赤十字奉仕団常任 5 部会（献血部会・災害救護部会・福祉部会・青少年部会・広報部会）の開催する会議・行事実施に伴う連絡・調整・議事進行等の事務局運営及び各種活動支援を行う。

日本赤十字社東京都支部中野区地区の事務として、災害救援用資機材の配備に係る事務や日本赤十字社東京都支部からの交付金に係る事務、奉仕団への各種支援を行う。

3 事業の実施方法

(1) 中野区地区・奉仕団が主催する事業

- ア 災害救護講習会（三角巾、AED）
- イ 中野救護フェスタ
- ウ 施設見学研修
- エ 献血の実施

(2) 中野区その他団体が主催する事業への参加（イは資料提供のみ）

- ア ふれあい運動会
- イ 成人のつどい

(3) 東京都支部が主催する講習会、事業への参加

- ア ボランティア基礎研修（入団 5 年以内）
- イ 健康生活支援講習
- ウ 健康生活支援員養成講習修了者対象講習
- エ 健康生活支援講習普及員養成講習
- オ ボランティアリーダーシップ研修（入団 10 年以内）
- カ 東京都赤十字大会（表彰式）明治神宮会館
- キ こころのケア研修

(4) 災害救護事業

- ア 救援用資機材（テント、炊出釜、ポータブルトイレ等）の配備 ※各分団単位
- イ 火災等緊急災害時の個別救援物資支給（毛布、バスタオル、タオル）
- ウ 大規模災害時の避難所等施設への救援物資配備（安眠セット、安眠マット、緊急セット）

(5) 義援金受付（大規模な災害時に日赤本部の依頼に基づいて奉仕団として呼びかけ・受付を行う）

能登半島地震に対する義援金を募集し、各奉仕団より寄付

4 事業の実績

年度	常任部会 出席者（人）	献血者数 （人）	中野救護フェスタ 参加者（人）	活動資金実績（千円） ※口座振替、クレジット含む
令和 6 年度	434	321	228	24,250
令和 5 年度	410	330	224	24,152
令和 4 年度	389	331	221	23,502

関係法規	
事業開始時期	昭和 27 年 2 月 18 日（中野区赤十字奉仕団発足）
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	地区・分区用赤十字の手引き（日本赤十字社東京都支部）P38 イ 日本赤十字社東京都支部地区・分区事務取扱要領ほか 日本赤十字社東京都支部中野区地区規約 中野区赤十字奉仕団規約

Ⅱ-Ⅴ 中野区募金委員会支援

1 事業の目的

社会の福祉向上のために、その一助としての募金運動及びそれに準ずる運動の円滑適正な推進を目的とする。

2 事業の内容

- (1) 緑の募金運動、青い羽根募金運動、赤い羽根共同募金運動の実施に関すること
- (2) 日本赤十字社の要請に基づき、活動資金募集に協力すること

3 事業の実施方法

- (1) 募金運動実施（緑の募金 4 月、日赤活動資金 5 月、青い羽根募金 7～8 月、赤い羽根共同募金 10 月）
 - ア 募金啓発（資材送付、ポスター掲示）
 - イ 配分金交付（事業費、事務費、花壇づくり助成金等）
- (2) 募金活動
 - ア 15 地区募金委員会との連絡・調整
 - イ 日赤チャリティボックス配置（各区民活動センター15 か所）
- (3) 災害時の見舞金支給
火災などで被災者がでた場合、共同募金会より生活保護世帯に見舞金（1 万円）を支給する

4 事業の実績

年度	緑の募金 (千円)	青い羽根募金 (千円)	赤い羽根共同募金 (千円)	日赤活動資金（千円） ※地域集金分
令和 6 年度	660	486	8,019	17,734
令和 5 年度	659	483	8,136	17,948
令和 4 年度	660	485	8,227	18,571

5 その他

- (1) 緑の募金：目的は緑化推進、実施母体は東京都農林水産振興財団東京緑化推進委員会
- (2) 日赤活動資金：日本赤十字社の活動資金（災害派遣、医療派遣等）、実施母体は日本赤十字社
- (3) 青い羽根募金：目的は水難・海難救助、実施母体は日本水難救済会
- (4) 赤い羽根共同募金：目的は地域福祉の推進・地域福祉施設の充実、実施母体は東京都共同募金会

関係法規	
事業開始時期	昭和 54 年 5 月 19 日から施行の中野区募金委員会規約に準ずる
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	中野区募金委員会規約 緑の募金花壇づくり助成事業実施要綱

Ⅲ 公益活動推進

Ⅲ- i 区民公益活動推進

1 事業の目的

町会・自治会や任意団体、NPO法人などの区民団体が行う、自主的な公益活動を支援し発展させることにより、多岐にわたる区民ニーズに応え、地域生活を豊かにする。

2 事業の内容

(1) 中野区区民公益活動推進協議会

区民公益活動の促進を図るため、区長の諮問機関として、区民と学識経験者から構成される協議会を設置し、基金からの助成についての審査等を行う。

(2) 公益活動に関する助成制度（政策助成）

区の政策実現に貢献する活動について、活動領域ごとに審査、助成を行う。

平成 30 年度より、年度当初活動実績が 1 年未満で申請できなかった団体に対し、活動実績が 1 年になった時点で申請を受け付ける「ファーストステップ」を開始したが、申請状況等を踏まえ令和 4 年度をもって廃止した。

(3) 区民公益活動推進基金からの助成

当該基金に区民等からの寄附金及び区費の一般財源を積み立て、区民団体の公益活動に助成する。令和 5 年度より、「ファーストステップ」を廃止する一方、地域の活動の裾野を広げるため、活動実績が 1 年未満の団体を対象とした「チャレンジ基金助成」に内容を変更した。

(4) 業務委託の提案制度

区民団体からの提案を受けた事業を区として事業化し、提案した団体に翌年度委託する制度である。決定にあたっては、中野区区民公益活動推進協議会からの意見聴取を行う。

(5) 区民団体の活動支援

中間支援組織と区による区民団体等への公益活動に対する伴走型支援を区民活動センター単位で強化するほか、ためまっぷなかのを活用した地域課題の把握、分析、課題解決を目指す。また、区民団体向けの講座・イベントを開催し人材育成や団体間の連携を促す。

3 事業の実績

(1) 中野区区民公益活動推進協議会

ア 第 10 期委員

任期：令和 6 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日

区分	氏名	選出団体
区民 (5 名)	涌井 久美子	中野区民生児童委員協議会
	秋元 健策	中野区社会福祉協議会
	高須 英和	東京商工会議所中野支部
	梅原 悦子	公募
	須藤 直樹	公募
学識 (3 名)	庄司 真人	高千穂大学商学部教授
	渡辺 裕一	武蔵野大学人間科学部教授
	今村 亮	桜美林大学高大連携コーディネーター

イ 開催回数

5 回（基金助成申請団体審査、基金助成交付団体事業評価、業務委託提案制度申請団体審査等）

(2) 区民公益活動に関する政策助成交付事業

活動領域別申請及び交付実績

(単位：件、円)

活動領域	申請件数	申請額	交付件数	実施件数	確定額
総 数	140	23,124,800	126	124	17,170,700
1 人権・多様性の尊重、男女共同参画及び平和を推進するための活動	3	366,500	1	1	154,000
2 地域愛と人のつながりが広がり、安心して暮らし、生き生きと活躍できる地域づくりのための活動	41	7,475,300	38	37	5,861,700
3 学習・文化・芸術の振興及び国際交流の活動、地域経済活動の活性化及び消費者のための活動	18	3,158,600	16	16	2,170,000
4 子どもと子育て家庭の支援及び若者のチャレンジを支援するための活動	57	9,029,200	52	52	6,863,600
5 地域の健康福祉の推進及び生活環境向上のための活動	9	1,535,900	7	7	881,500
6 スポーツ振興のための活動	5	894,100	5	5	822,500
7 安全で快適なまちづくりのための活動	1	100,300	1	0	0
8 環境負荷の少ない持続可能なまちづくり及びみどりの保全と創出のための活動	6	564,900	6	6	417,400
9 魅力的な地域資源の発掘・発信のための活動	0	0	0	0	0

(3) 区民公益活動推進基金からの助成申請及び交付実績

申請件数 5 件 交付件数 5 件

(単位：円)

No.	交付	事業名	申請額	確定額
		総 数	1,000,000	1,000,000
1	○	本五ふれあい公園における地域カフェ「ほんごC A F E」	200,000	200,000
2	○	障害児を受け入れるコンサート事業	200,000	200,000
3	○	ハレノバ企画（ハレノバキッチン みんなで食べる大なべ料理）	200,000	200,000
4	○	中野で楽しむキッズ&シニアの絆フェスタ	200,000	200,000
5	○	多世代による地域支援事業	200,000	200,000

(4) 業務委託の提案制度実施事業

ア 令和5年度採用事業 1件

No.	団体名	申請業務名	担当所管	契約方法
1	一般社団法人中野権利擁護センター アクセプト	成年後見制度法人後見体制整備促進事業	健康福祉部 福祉推進課	単年度／随意

イ 令和6年度採用事業 0件

(5) 区民公益活動の充実に向けた基盤整備とネットワークづくり区民団体の活動支援

ア ためまっぷなかの

実績種別	内容	備考
団体登録数	275 団体 (地域団体 156、行政組織 119)	令和7年3月31日時点
閲覧者数	61,699 人 (月間重複を除く)	令和6年4月1日～令和7年3月31日
アクセス数 (ページビュー合計件数)	317,853 回	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 中野区民向け事業

実績種別	内容	備考
下記7日程にてそれぞれ午前の部、午後の部を開催。計14回。 8月26日／9月6日／9月8日／10月1日／10月18日／11月25日／12月12日	「教えて！あなたのイチ推しスポット」 対象：中野区民 内容：区民を対象に、地域の気になる場所やお気に入りの場所等、おすすめのスポット写真をコメントと共に投稿してもらい、「ためまっぷなかの」の地域資源マップに掲載することで、「ためまっぷなかの」の新規利用者の増加を図る。	27 名 (投稿者数)
1月23日	「なかの地域活動フェスティバル」 対象：中野区内で活動している公益活動団体に所属している方、中野区民 内容：出展団体の活動紹介による活動賛同者の獲得や、団体間交流による活動の裾野の広がり促進を目的として、区が選定した区内公益活動団体（10 団体）及び中野区社会福祉協議会、西武信用金庫によるブース出展や、区内公益活動団体によるステージでの催しを実施。 場所：区役所1階 ナカノバ、シェアノマ	349 名

ウ 公益活動団体支援講座

日程	内容	参加者数
6月12日	「団体運営お悩み講座」 対 象：中野区内で活動している公益活動団体に所属している方 内 容：新たな担い手の巻き込み方、団体理念の共有方法など、 団体運営の上で必要となるマネジメント項目を学習する。 定 員：30名	8名
7月3日／2月5日 ※全てオンライン開催	「伝わる！情報発信・チラシ作成講座」 対 象：中野区内で活動している公益活動団体に所属している方 内 容：デザインツール Canva（キャンバ）を使ったチラシの作成 方法についての基本的な知識を学習する。 定 員：40名	20名
7月13日／7月18日	「ためまっぷなかの説明会」 対 象：中野区内で活動している公益活動団体に所属している方 内 容：公益活動団体の「ためまっぷなかの」活用促進に向けた操 作演習及び概要説明を行う。 定 員：30名	13名

関係法規	中野区区民公益活動の推進に関する条例及び同施行規則 中野区区民公益活動に対する資金の助成に関する要綱 中野区区民公益活動推進基金からの助成に関する要綱 中野区業務委託の提案制度の実施に関する要綱
事業開始時期	平成18年4月
事業担当	地域活動推進課 公益活動推進係
関連資料	

Ⅲ-ii なかの生涯学習大学

1 事業の目的

- (1) 自己啓発をととして、生きがいをもち、地域の中で新しいライフスタイルを創造する。
- (2) 自らの豊かな経験を活かして、ともに学び合いながら、地域のために活動する意欲を培う。
- (3) 地域で活躍できるよう、必要な知識・技術を高め、地域社会への主体的参加の促進を図る。

2 事業の内容

(1) 事業概要

原則 55 歳以上の区民を対象とした 3 年進級制の講座。地域の仲間づくりや地域活動のスタートに向けて、現代社会の課題や地域の現状を学習する。多くの卒業生が、地域で活動の場を広げている。

(2) 3 年間のながれ

・ 第 1 学年

学習をととして仲間づくりをするとともに、中野について理解を深める。中野区の地域の現状、歴史、文化などを学ぶ。また、受講生同士の交流を目的とした「青空教室」などで、同じ地域に住む受講生との仲間づくりをすすめる。

・ 第 2 学年

講義のほか、ゼミ学習をととして、専門テーマについて関心を深める。第 3 学年と合同で行う「ゼミ学習」では、関心のあるテーマについて理解を深め、学年を超えて班員以外の仲間と交流する。

・ 第 3 学年

卒業後に向けて、より実践的に学びを深める。第 2 学年と合同で行う「ゼミ学習」では、卒業後の地域活動につなげていくことを視野に入れ、グループワークを重ねながら、より実践的な内容を学習する。

(3) 運営方法

運営は受講生が主体となって進めていく。積極的に運営に参加していただくために、班単位で運営に関わる。そのため、運営委員会を置く。

※尚、運営委員会の上部組織として、学年長ミーティングを設置し、次年度に向けた運営方法の改善検討を行った。委員 9 人（在校生、社会教育主事、学識経験者等により構成）、2 回開催。

3 事業の対象

原則 55 歳以上の区民で、地域での仲間づくりや地域活動に関心があり、他の受講生と協力して運営に携わることができる方

4 事業の実績

(1) 受講生数

(単位：人)

年 度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
第 1 学年	66	70	77
第 2 学年	44	57	91
第 3 学年	39	75	47

(2) 参加者延べ人数（全 22 回／年）

(単位：人)

年 度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
第 1 学年	1,058	1,080	1,389
第 2 学年	722	934	1,594
第 3 学年	670	1,145	745

(3) 地域活動参加率（卒業 1 年後アンケートより）

(単位：%)

年 度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
卒業生	78.6	62.2	61.0

関係法規	社会教育法 中野区社会教育事業に関する講師謝礼支払基準
事業開始時期	昭和 48 年 4 月（「ことぶき大学」として開始。平成 21 年 4 月、名称変更）
事業担当	地域活動推進課 公益活動推進係
関連資料	

IV 地域支えあい活動支援

IV-i 民生委員・児童委員活動支援

1 事業の目的

地域の身近な相談相手として相談・助言・支援を行うなど、地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員（以下、民生児童委員という）の活動を支援し、区民が地域の中で安心して生活できる社会の実現をめざす。

2 民生児童委員の現員数

民生児童委員は各区民活動センターの担当区域ごと（昭和地区と東中野地区は合同）に14の地区民生児童委員協議会を設置している。なお、各地区民生児童委員協議会には、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が2名ずつ配置されている。

また、平成28年度より、欠員地区の活動支援として協力員事業を開始した。

令和6年度協力員配置地区 南中野地区2名、桃園地区1名、昭和・東中野地区1名、新井地区2名、沼袋地区1名、野方地区2名、大和地区1名

（令和7年4月1日現在）（単位：人）

地区	定数	現員			地区	定数	現員		
		総数	男	女			総数	男	女
総 数	311	280	43	237					
南 中 野 地 区	31	28	4	24	新 井 地 区	16	12	5	7
弥 生 地 区	18	16	0	16	江 古 田 地 区	21	19	3	16
東 部 地 区	30	30	2	28	沼 袋 地 区	19	16	5	11
鍋 横 地 区	20	16	1	15	野 方 地 区	26	24	5	19
桃 園 地 区	20	17	1	16	大 和 地 区	18	13	1	12
昭和・東中野地区	24	22	5	17	鷺 宮 地 区	34	34	5	29
上 高 田 地 区	20	19	3	16	上 鷺 宮 地 区	14	14	3	11

3 事業の実績

(1) 活動支援

支援を行っている主な事業

- ・ 会長協議会の開催（各地区会長・副会長の計28名で構成され、8月を除く月1回開催）
- ・ 事例集の発行（地区別研修成果の発表と今後の活動に対する理解を深めることを目的に発行）
- ・ 事項別部会の開催（子育て支援・児童福祉・高齢福祉・障がい福祉・生活福祉・主任児童委員）
- ・ 施設見学会の開催
- ・ 民生児童委員のPR活動（パネル展等）
- ・ 中野区児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会の開催
- ・ 東京都民生児童委員連合会関係事務

(2) 活動費支給

民生児童委員に対して、連絡通信費、交通費の実費弁償として活動費を支給している。

協議会会長：月額14,300円、地区会長：月額10,200円、地区副会長：月額9,800円、

その他の委員：月額8,800円、協力員：月額4,300円

(3) 研修活動補助

民生児童委員協議会の研修活動に対して、その経費補助をしている。

令和6年度：2,674千円、令和5年度：2,422千円、令和4年度：2,027千円

4 民生委員推薦会

民生児童委員候補者を、都知事へ推薦するために区長の附属機関として設置している。

委員は、区議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に係のある者、区内の社会福祉団体の代表者、教育に係のある者、関係行政機関の職員及び学識経験者の分野からそれぞれ2名ずつ選任し、14名で構成する。民生委員の一斉改選時及び民生児童委員に欠員が生じたときに開催し、候補者の推薦を行うため、常設機関として運営している。（民生委員法第8条）

5 民生児童委員活動実績

(1) 相談内容別支援件数

(単位：件)

相談内容	年間件数	月平均
総数	3,091	257.6
在宅福祉	133	11.1
介護保険	121	10.1
健康・保健医療	74	6.2
子育て・母子保健	57	4.8
子どもの地域生活	137	11.4
教育・学校生活	86	7.2
生活費	49	4.1
年金・保険	10	0.8
仕事	4	0.3
家族関係	64	5.3
住居	109	9.1
生活環境	141	11.8
日常的な支援	1,048	87.3
その他	1,058	88.2

(2) 相談対象者別支援件数

(単位：件)

相談対象者	年間件数	月平均
総数	3,091	257.6
高齢者	2,002	166.8
障害者	89	7.4
子ども	342	28.5
その他	658	54.8

(3) その他の活動

(単位：件)

その他の活動	件数	訪問	件数
調査・実態把握	10,574	訪問・連絡活動 (安否確認・見守り等)	4,705
行事参加・協力	5,526		
地域・自主活動	5,965	その他の訪問	19,113
民児協運営・研修	11,409		
証明事務	195		
要保護児童通告等	18		

6 ひとり暮らし高齢者等確認調査

「IV-iii ひとり暮らし高齢者等確認調査」を参照

関係法規	民生委員法 児童福祉法
事業開始時期	昭和23年7月29日
事業担当	地域活動推進課 地域支えあい活動支援係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 V-v 地域支えあいネットワーク推進（本事業概要）

IV-ii 地域支えあいネットワーク調整

1 事業の目的

区民、事業者、行政及び関係機関が連携し、高齢者など支援を必要とする区民が、地域で安心して暮らしていけるよう、見守り等の支えあい活動を推進する。

2 事業の内容・実績

(1) 見守り対象者名簿の提供

平成 23 年 4 月施行の「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、同年 11 月から、町会・自治会（提供希望による）や民生児童委員等への見守り対象者名簿の提供を開始した。平成 29 年度には、従来別々に作成、管理していた見守り対象者名簿と避難行動要支援者名簿（次項参照）、非常災害時救援名簿の情報を統合し、名簿登載に関する調査を一元化、登載項目を整理した。

登 載 す る 情 報	①氏名 ②住所 ③年齢 ④性別 ⑤本人希望事項（避難に必要なもの、避難時の支援者の有無）
登 載 対 象 者	①70 歳以上の単身の世帯に属する者 ②75 歳以上の者のみで構成される世帯に属する者 ③身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の交付を受けている者 ④児童及びその保護者であって、区長が特に支援が必要であると認めた者 ⑤前①～④に掲げる者に準ずる者として区長が認めた者 ○障害支援区分 1～6 の者 ○要介護、要支援認定者
提 供 先	①町会・自治会（希望する場合のみ） ②民生児童委員 ※警察署、消防署とは令和 6 年 11 月に協定を終了
令和 6 年度末実績	①提供希望町会・自治会数 : 87 団体 ②名簿登載人数（町会・自治会提供分） : 14,595 名 （対象総数 36,904 名） 内訳：高齢者 12,579 名（対象総数 29,062 名） 障害者等 2,016 名（対象総数 7,841 名） その他 0 名（対象総数 1 名）

見守り対象者名簿提供状況（町会・自治会提供分）

提供年度	提供町会数	登録状況（単位：人）				名簿登載率※（単位：%）	
		総数	高齢者	障害者等	その他	高齢者計	障害者等計
令和 6 年度	87	14,595	12,579	2,016	0	43.2	25.7
令和 5 年度	87	15,089	13,076	2,011	2	46.9	26.9
令和 4 年度	87	15,228	13,428	1,795	5	46.9	23.8

※ 名簿登載率：名簿提供をした町会・自治会の対象者のうち、名簿に登載された割合

(2) 災害時個別避難計画書の作成状況

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正を受け、平成 26 年度から、災害時避難行動要支援者名簿を避難所別に作成し、防災センター（防災対策本部）と区民活動センター（防災対策地域本部）に配備し、年 2 回更新している。令和 7 年 2 月時点の災害時避難行動要支援者名簿登載者総数は、36,758 名である。なお、(1)で述べた情報を統合した名簿を、平成 30 年度より防災危機管理課を通じて「避難行動要支援者名簿」として、提供を希望する地域防災会に提供している。

平成 27 年度からは、災害時避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者一人ひとりの「災害時個別避難計画書」の作成を進めている。従来の郵送対象者に加え、令和元年度からは、4 年前の調査対象者に対し、改めて郵送調査を実施し、本人の状況や生活状況の変化等を確認している。

また、返信のない方に対しては、区民活動センター職員等による訪問調査を行っている。

調査実施状況（平成 27 年度から令和 6 年度末）

（単位：人）

調査対象者数 （令和 6 年 8 月）	調査終了者	調査終了者（内訳）						
		計画書作成者	計画書作成不要者（内訳）					
			自力 避難可	施設入所・ 長期入院等	家族等の支援が 得られる者等	死亡・転出 住居不明等	調査拒否・ 不在	その他
36,904	34,454	16,605	7,805	487	3,768	1,359	2,393	2,037

災害時個別避難計画書の作成状況（平成 27 年度から令和 6 年度末）

調査終了者	計画書作成者	支援者あり	支援者なし	支援者の関係（内訳）			
				親族のみ	親族＋その他の 支援者	近所の知人等のみ	その他のみ
	作成率	有支援者率	無支援者率				
34,454 人	16,605 人	12,341 人	4,264 人	10,913 件	677 件	401 件	350 件
	48.2%	74.3%	25.7%	88.5%	5.5%	3.2%	2.8%

(3) 要支援者情報台帳システムの運用

要支援者（高齢者・障害者等）に関する地域住民からの相談・問合せへの迅速かつ正確な対応や、必要な行政等サービスの提供、非常災害時の要支援者の安否確認等の基盤として、要支援者に関する情報（基礎情報、各種訪問・調査結果、サービス適用状況等）を一元的に管理する台帳システムの運用を行っている。システムは地域活動推進課、すこやか福祉センター、区民活動センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域包括ケア推進課の計 33 か所で活用している。

（運用開始日：平成 25 年 1 月 4 日）

(4) 事業者との見守り・支えあい協定、覚書

見守り支えあい活動を推進するために、民間事業者と協定締結、または覚書を取り交わすことで、早期の異変の発見、安否確認に努めている。

協定事業者

- ・ 東京都水道局
- ・ セブン-イレブン・ジャパン（区内 59 店舗）
- ・ 中野区内郵便局（29 局）
- ・ 生活協同組合（コープみらい、パルシステム、東都生協、北東京生活クラブ）
- ・ 東京都住宅供給公社
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支店
- ・ みずほ銀行（中野支店、中野北口支店、鷺宮支店）
- ・ 東京ヤクルト販売株式会社
- ・ 公益社団法人中野区シルバー人材センター
- ・ 西武信用金庫
- ・ ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店

関係法規	災害対策基本法 中野区地域支えあい活動の推進に関する条例 中野区地域支えあい活動の推進に関する条例施行規則 中野区地域防災計画
事業開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
事業担当	地域活動推進課 地域支えあい活動支援係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 V-V 地域支えあいネットワーク推進（本事業概要）

IV-iii ひとり暮らし高齢者等確認調査

1 事業内容

区の依頼により、年 1 回、民生児童委員が高齢者世帯※を対象に訪問している。この事業では、世帯状況や健康状態、家事全般の自立度などについて調査を行い、状況により、すこやか福祉センター・地域包括支援センターに引継ぎ、必要な支援を行っている。また、訪問時には希望により緊急連絡カードの作成・更新も行っている。

※ 高齢者世帯

75 歳以上の単身世帯（以下、「単身者」という。）、75 歳以上の者のみで構成されている世帯（以下、「高齢者のみ世帯」という。）をいう。75 歳以上の者のみの世帯は平成 21 年度から対象とした。
なお、平成 30 年度までの単身者の対象は、「70 歳以上の単身世帯」であった。

2 事業の実績（令和 6 年度）

(1) 調査対象者

総数 10,508 人

ア 単身者（調査対象人数 6,968 人）

75 歳以上の単身世帯（令和 6 年 1 月 9 日現在、住民基本台帳上の単身世帯者で 昭和 24 年 1 月 9 日以前に生まれた者）

イ 高齢者のみ世帯（調査対象人数 3,540 人）

75 歳以上の者のみで構成されている世帯（令和 6 年 1 月 9 日現在、住民基本台帳上、世帯構成員が昭和 24 年 1 月 9 日以前に生まれた者のみで構成された世帯）

ウ ア・イのうち、以下にあてはまる者は除く。

- ・ 事前調査で、調査不要の回答があった者（事前調査対象＝4 年前の調査等において調査対象外となった者、および年齢到達、転入などで新たに調査対象となる者）
- ・ 調査対象除外施設（特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、高齢者福祉住宅、有料老人ホームなど）に入所している者
- ・ 民生児童委員や区に対して、調査辞退の意思表示があった者
- ・ 令和 3 年度以降の調査で、民生児童委員が調査不要と判断した者
- ・ 要介護 4 または要介護 5 の認定を受けている者

(2) 調査期間

令和 6 年 3 月 21 日から令和 6 年 6 月 28 日まで

(3) 調査結果（世帯状況の結果）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
75 歳以上単身世帯（人数）	5,329	5,101	5,497
75 歳以上高齢者のみ世帯（人数）	3,192	2,969	3,312

3 緊急連絡カード（救急医療情報キット）

緊急の救護措置をスムーズに行い、万一の事故に対して万全を図るため、昭和 54 年 4 月から、希望する高齢者宅等に高齢者等の状況や緊急連絡先を記載したカードを備えている。カードは、民生児童委員と区、地域包括支援センターとも共有している。令和 6 年 1 月からは、緊急連絡カードの作成者に外出時に携帯できる緊急連絡キーホルダーの配布を開始した。

緊急連絡カード設置数

（単位：件）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
緊急連絡カード有効設置数※1	4,683	4,065	4,178
民生児童委員による新規登録数※2	658	365	322

緊急連絡キーホルダー配布数

（単位：個）

	令和 6 年度	令和 5 年度
緊急連絡キーホルダー有効配布数※1	4,445	203

※1 有効設置数・有効配布数：これまで設置・配布した数の合計から区外転出・死亡等の理由により無効となった方の分を除いた数

※2 民生児童委員による新規登録数：ひとり暮らし高齢者等確認調査時に登録した数

関係法規	中野区高齢者実態把握事業実施要綱
事業開始時期	昭和 52 年度
事業担当	地域活動推進課 地域支えあい活動支援係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 V-v 地域支えあいネットワーク推進（本事業概要）

V 区民活動センター運営

V-i 区民活動センターの運営

1 事業の目的

区民活動センター職員は、支援を必要とする人・世帯の早期発見や支援を行うため、アウトリーチ活動を行うとともに、住民活動に対する支援の実施など、地域の団体等と連携しながら地域の課題解決に向けた取組を進めている。

地域活動支援業務は町会・自治会を中核とした運営委員会に、施設管理・集会室受付等業務は民間事業者に委託して実施している。

一部の運営委員会には、施設管理・集会室受付等業務も委託している。

2 事業の内容・実績

(1) 地域の自治活動、公益活動の推進及び自治活動、公益活動を行う団体の連携の促進

区民活動センターにおける、地域の自治活動・公益活動の推進やその活動を行う団体の連携・促進を行う業務を地区町会連合会からの推薦者を中核とする運営委員会へ委託し、運営委員会が地域活動支援業務を円滑に運営・推進できるよう、運営委員会の連絡調整、事務局スタッフの研修や人材確保などの支援を行う。

ア 地域の課題解決や地域団体の連携に向けて、区民活動センターごとに各種の地域事業を実施している。

※運営委員会が実施した事業数 延 160 事業

・ 高齢者対象の健康維持やふれあいを目的とした事業	12 運営委員会
・ 防災をテーマとした事業	7 運営委員会
・ 地域住民の交流を深めるためのコンサートなどの事業	14 運営委員会
・ 子どもの健全育成事業	13 運営委員会
・ 地域での支えあいを推進するための事業	13 運営委員会

イ 地域の活動や行事、課題等を掲載する地域ニュースを、区民活動センターごとに発行している。

(単位：回、部)

年度	地域ニュース	発行回数	発行部数(年間)
令和 6 年度	区民活動センター発行	91	619,000
令和 5 年度	区民活動センター発行	81	619,350
令和 4 年度	区民活動センター発行	79	605,300

(2) 区民活動センターの施設の提供

団体、地域ボランティアなどの活動が活発にできるよう、集会室を提供している。

区民活動センター集会室利用状況

年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
集会室利用件数(件)	64,257	62,472	52,108
集会室延利用人数(人)	493,450	485,064	403,542
集会室利用率(%)	48.8	47.2	40.9

(3) 運営委員会活動の支援

- ・ 運営委員会事務局向け研修の実施
- ・ 労務管理に関する相談支援(社会保険労務士への相談支援業務委託：通年)
- ・ 税務管理に関する相談支援(税理士への相談支援業務委託：通年)
- ・ 法律に関する相談支援(弁護士への相談支援業務委託：通年)
- ・ ITに関する相談支援(IT専門業者への相談支援業務委託：通年)
- ・ 運営委員会連絡会(年4回開催)

関係法規	中野区区民活動センター条例 中野区区民活動センター条例施行規則 中野区区民活動センター処務規程 中野区区民活動センター集会室等の使用の手続等に関する要綱
事業開始時期	平成 23 年 7 月 19 日（条例施行日）
事業担当	地域活動推進課
関連資料	区民活動センター一覧（本事業概要）

VI 事業者支援

VI-i シルバー人材センター支援

高齢で一般雇用にはなじまないが、働く意欲のある高齢者のため、高齢者に適した仕事の受注や職種の開拓を行うなど、高齢者自身が自主的に組織、運営にあたるシルバー人材センターに対し、人件費等の補助を実施している。

1 目的

公益社団法人中野区シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、民間企業、一般家庭、官公庁など地域社会から高齢者にふさわしい仕事を引き受け、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕活動等の活動機会を確保し仕事を通じて経験や能力を地域社会に役立てることを目的として活動している。

昭和 54 年（1979 年）3 月に中野区高齢者事業団として発足し、平成 2 年（1990 年）7 月社団法人中野区シルバー人材センターに改称し、その後平成 23 年 4 月に公益社団法人となった。

2 会員

中野区に居住し、原則 60 歳以上で社会参加の意欲ある健康な高齢者。令和 7 年 3 月末現在 1,431 人

3 契約のしくみと配分金の支払い

- ・ 請負契約 … 発注者とセンターが請負契約を結び、その仕事を会員に提供している。会員への配分金はセンターが請負代金を一括して受け取り、就業した会員に支払っている。
- ・ 派遣契約 … 発注者と公益財団法人東京しごと財団が派遣契約を結び、センター会員を発注先へ派遣している。会員への賃金は、しごと財団が一括して受け取り、賃金を会員に支払っている。

4 運営のしくみ

会員である高齢者が、ともに働き、助けあって、自主的に自分たちの手で運営している。

5 仕事の内容

一般事務、筆耕、簡単な大工仕事、施設の管理、家事・育児・福祉サービス事業、暮らしのサポート事業、植木の手入れ、除草、自転車駐車場の管理・整理、襖・障子の張替え、屋内外清掃などがある。

自主事業として、リサイクル自転車の販売、PC教室、英会話などの教室がある。

会員が希望する職種ごとに「仕事の班」をつくり、センターが引き受けた仕事で適したものに希望する時間・日数だけ従事する。

6 施設の概要

- | | | | |
|---------|-------------------|------------------------|---------------|
| (1) 所在地 | 本部 | 中野区中央二丁目 22 番 10-101 号 | ☎ (3366) 7971 |
| | 北部分室 | 中野区若宮三丁目 15 番 12 号 | ☎ (3310) 4477 |
| | 江古田分室 | 中野区江古田四丁目 14 番 11 号 | ☎ (3386) 1521 |
| | 南部分室 | 中野区本町六丁目 17 番 12 号 | ☎ (3229) 5644 |
| (2) 規模 | 本部 | 287.51 m ² | (東部福祉作業施設の一部) |
| | 北部分室 | 343.57 m ² | |
| | 江古田分室 | 555.904 m ² | |
| | 南部分室 | 241.16 m ² | |
| (3) 会長 | 岩本 昌夫 | | |
| (4) 職員 | 11 人 (他に準職員 14 人) | | |

関係法規	公益社団法人中野区シルバー人材センター補助金交付要綱
事業開始時期	昭和 54 年
事業担当	地域活動推進課 地域施設係
関連資料	

地域包括ケア推進課所管事業

I 地域包括ケア推進

I-i 地域包括ケア体制整備

1 地域包括ケア推進企画調整

(1) ひきこもり支援事業

ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援について、これまで個別に支援を行っていた区と社会福祉協議会が協働し、包括的に支援する体制を構築するため、令和 4 年度よりひきこもり支援事業として社会福祉協議会に委託し、相談窓口の設置、講演会の開催、家族会・居場所の運営支援等を実施し、ひきこもりサポーターの養成、派遣等を行っている。

内 容	令和 5 年度末時点	令和 6 年度末時点
ひきこもりサポーター登録者数	18	33

(2) ヤングケアラー支援事業

令和 5 年度にヤングケアラーの実態を把握し、支援体制強化の基礎資料とするため、区内在住の小学 4 年生から高校生世代を対象にヤングケアラー実態調査を実施した。

ア ヤングケアラー支援連絡会の設置

地域包括ケア推進会議の部会として設置した「ヤングケアラー支援部会」を地域や関係機関、子どもと直接接する機会のある専門職の職員を中心に構成した「ヤングケアラー支援連絡会」に変更し、支援者目線に偏ることなく、子どもに必要な支援を検討する場としながら、ネットワークを構築している。

イ ヤングケアラーコーディネーターの配置

支援者向けの相談窓口の開設や研修、ヤングケアラーに関する啓発事業等を実施している。

開催日	内 容	参加者数
3 月 26 日	映画上映会「猫と私と、もう一人のネコ」とトークイベント	106

ウ ヤングケアラー・ケアラー向け LINE 相談『ケアラーTalk』の開設

令和 6 年度にヤングケアラーを含むケアラー向け LINE 相談『ケアラーTalk』を開設した。子どもも気軽に相談できるよう、子ども向けチラシに中野区子ども相談室「ポカコロ」の「お手紙相談」についても掲載し、同時期に全区立小中学生へ配布した。

(3) 中野区地域包括ケア推進パートナーシップ（NIC+）協定

産学官連携による地域包括ケア体制の充実に向け、令和 6 年 1 月に中野区地域包括ケア推進パートナーシップ（NIC+）協定制度を導入した。協定締結事業者には、地域包括ケア推進会議の孤独・孤立対策部会へオブザーバ参加を促している。

協定締結状況

年度/件数	企業・団体名等	締結日
令和 5 年度/4 件	中野区フリー活動栄養士会	R6.2.26
	公益財団法人日本ヘルスケア協会	R6.2.27
	東京電力パワーグリッド株式会社 荻窪支社	R6.2.29
	株式会社エナジーゲートウェイ	R6.2.29
	株式会社プラスロボ	R6.2.29
令和 6 年度/12 件	明治安田生命保険相互会社	R6.4.1
	M&F 株式会社	R6.4.24
	株式会社 D-attend	R6.5.2
	ホームネット株式会社	R6.9.24
	認定 NPO 法人 CLACK	R6.9.30
	株式会社 omniheal	R6.10.3
	大塚製薬株式会社	R6.10.3
	シスターフレンド準備委員会	R6.10.3

	株式会社 hare	R6.12.8
	NPO 法人ヘルスケア・イノベーション・パートナー・エール	R7.2.17
	株式会社カーブスジャパン	R7.2.27
	国立大学法人九州大学	R7.2.28

(4) 孤独・孤立対策事業

ア 啓発事業

開催日	内容	参加者数
2月22日	孤独・孤立フォーラム～孤独・孤立の接点～	151

イ 孤独・孤立対策部会の設置

地域包括ケア推進会議の中に孤独・孤立対策部会を設置し、NIC+協定事業者へオプザーバ参加を促している。

(5) スマートウェルネスシティ（SWC）の推進

各部及び官民の垣根を超えて取り組んでいく必要があり、SWCの考え方や取組を学ぶため、区職員及びNIC+協定事業者を対象とした研修を実施した。

開催日	内 容	参加者数
8月22日	10年後を見据えた中野区の少子高齢化の課題を解決できるまちづくりのポイントスマートウェルネスシティ中野の実現に向けた具体的な政策の方向性ー	75

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

令和2年度の「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正に伴い、保健事業と介護予防を一体的に実施することでフレイル予防を推進し、健康づくりを支援する取り組みとして、令和5年度よりハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチのモデル事業を開始している。

事業名	内 容	参加延数
ハイリスクアプローチ事業	KDB システムにて体重減少等の基準に該当した15名を対象に、低栄養予防の訪問等による指導を実施	15
ポピュレーションアプローチ事業	区内4圏域にて各1回、集団向けのフレイル予防の講義を保健師・栄養士・歯科衛生士にて一体的に実施	111

2 地域ケア会議

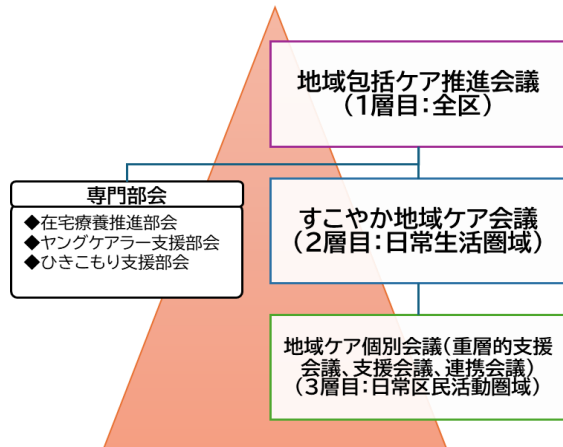
推進・総合プランに掲げる目標の実現に向け、区、区民、関係機関・団体がつどい、顔の見える関係をつくるなかで連携し、地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくための推進組織として地域ケア会議を設けている。対象エリア、役割等によりこれまで「すこやか地域ケア会議」及び「中野区地域包括ケア推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置してきたが、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に伴い、日常区民活動圏域毎に「地域ケア個別会議」を新たに設置した。各会議の役割は下表のとおり。

また、地域包括ケアシステム推進に向けた具体的な課題を検討するため、推進会議に部会を設置している。区におけるひきこもり支援の気運醸成のためのネットワークを作り、情報共有を図るため、令和3年12月にひきこもり支援部会を新たに設置し、令和4年2月に第1回を開催した。ヤングケアラー支援に係る地域課題の共有や支援方法の検討するため、令和5年4月にヤングケアラー支援部会を設置し、令和5年8月に第1回を開催した。

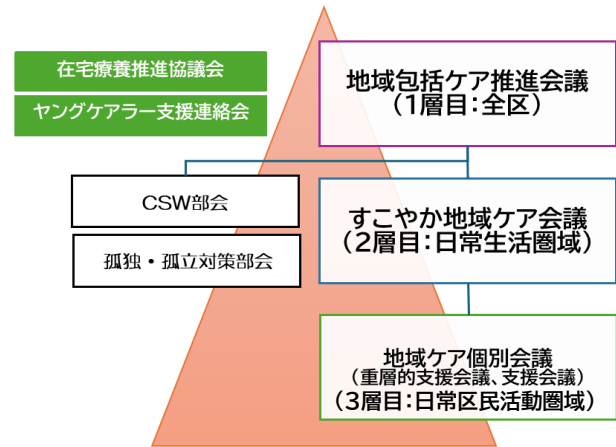
いずれも委員の任期は推進会議に合わせ令和6年3月31日までとした。

第9期の推進会議ではコミュニティソーシャルワーク（CSW）の体制整備と孤独・孤立対策のプラットフォームづくりの2つをテーマとして検討を進めた。それぞれのテーマの深掘りと円滑な運営を行うため、全体会のほかCSW部会と孤独・孤立対策部会を設置した。

第8期(令和4～5年度)



第9期(令和6～7年度)



令和6年度会議実施状況

	地域ケア個別会議（重層的支援会議、支援会議）	すこやか地域ケア会議	中野区地域包括ケア推進会議
対象エリア	日常区民活動圏域（区民活動センター圏域）	日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）	中野区全域
主な役割と機能	支援に関わる関係者が参加し、複雑化・複合化した個別課題の解決策を検討 ・単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した個別事例の解決策を検討する。 ・個別事例の支援を通じて関係機関や地域との連携を図る。 ・個別事例の検討から見えてきた課題を明らかにする。	地域課題の解決策の検討、区全体として対応すべき課題を提案 ・地域ケア個別会議で出された課題を集約し、地域課題を明らかにする。 ・日常活動圏域内で解決できる地域課題や取組について検討し、地域づくり、地域資源の開発を行う。 ・区全体として検討すべき課題や対応すべき取組を推進会議に提案する。	地域力の総合的な推進 - すこやか地域ケア会議から提案された課題や取組について検討を行う。 ・区における包括的な地域ケア体制の確立に向けた政策提言を行う。 ・総合プランの策定、進捗管理を行う。 ・具体的な課題を検討するため、部会を設置する。
委員構成（委員数）	アウトリーチチームの他、個別事例の対象者と関係のある地域住民や団体、支援に必要な専門職等が参加（例） 社協地区担当、地区町会・自治会、民生児童委員、地域包括支援センター、すこやか障害者相談支援事業所、生保ケースワーカー、児童館職員、児童相談所相談員 等	町会・自治会、民生児童委員、医療関係者、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、保護司会、ボランティア団体、地域包括支援センター、区（18～25名）	左記団体に下記団体を加える。 友愛クラブ連合会、警察署、消防署、不動産事業者、自立支援相談機関、ひきこもり支援団体、ケアラー支援団体、学識経験者（計33名）
開催回	計46回	計12回	全体会2回

部会名	C S W部会	孤独・孤立対策部会
委員数	15 名	18 名
検討課題	個別支援・地域づくりを一体的に進めるコミュニティソーシャルワークの必要性と体制確保	孤独・孤立対策プラットフォームの組成と展開
開催回数	2 回	2 回

関係法規	介護保険法 中野区地域ケア会議設置要綱
事業開始時期	中野区地域ケア会議：平成 27 年 7 月設置（部会：平成 29 年 6 月設置）
事業担当	地域包括ケア推進課 管理係、地域包括ケア推進係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 V-iv 地域ケア会議（本事業概要）

Ⅱ 在宅療養推進

Ⅱ-i 在宅療養推進

1 事業の目的

区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、適切な支援体制を構築する。

2 事業の内容

(1) 緊急一時入院病床確保事業

在宅で療養する区民の容態の悪化または急変により、主治医が緊急入院を必要と判断した場合に、円滑な入院措置が講じられるように、区内の医療機関との連携により病床を確保している。

本事業は中野区医師会に委託しており、平成 28 年度からは確保している病床数を 1 日 2 床から 3 床に増加した。令和 6 年度からは利用要件にレスパイトを新たに追加した。

・利用実績 延 1,095 床

(2) 在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業

平成 25・26 年度に摂食・えん下機能支援評価医・リハビリチーム養成研修を実施し、地域で摂食・えん下機能支援に対応できる人材を集中的に育成した。その人材を活用して、区民や関係機関からの相談に対応する「在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業」を平成 27 年度より開始した。

摂食・えん下に関わる相談を、スマイル歯科診療所内に置いた「在宅療養（摂食・えん下機能）支援センター」において、歯科衛生士が受けている。相談者の状況に応じて、養成した評価医が訪問して指導を行うとともに、必要に応じて摂食・えん下機能評価等を行う訪問診療やリハビリチームに結び付けている。また、事例検討会や評価医・リハビリチーム研修により人材育成も行っている。

本事業は中野区医師会に委託して実施している。

・相談実人員 19 人、研修及び事例検討会 7 回実施

(3) 医療介護情報連携システム（「なかのメディ・ケアネット」）

I C T を利用し、即時かつ正確な情報共有ができるシステムを平成 30 年度に導入し、関係者による運用テストを経て、令和元年 11 月から本格運用を開始した。

・登録事業者数 240 件

(4) 在宅療養相談窓口の開設

在宅療養の推進のために平成 30 年 4 月より区役所内に在宅療養相談窓口を開設した。

在宅療養者本人、家族、関係機関からの相談を受けながら、情報の提供、医療介護情報の蓄積、関係機関との連携を強化する。

・相談件数 451 件

(5) 普及啓発

在宅療養についての理解を深めるために、講演会、パンフレットの配布等を実施している。

ア 在宅療養講演会

一般区民向けに在宅療養に関するテーマの講演会を実施。

(単位：人)

開催日	内 容	参加者数
7 月 21 日	映画「長いお別れ」上映会とトークイベント	123

イ 在宅療養パンフレットの発行と配布

- ・ かむ力飲み込む力～いつまでもおいしく食べるために～
- ・ 在宅療養ハンドブック
- ・ 在宅療養相談窓口リーフレット

(6) 在宅療養支援者研修会（多職種向け研修）

在宅療養支援における多職種連携を促進するため、研修を実施。

（単位：人）

開催日	内 容	参加者数
12月3日	「聞こえ」の話をしましょう	13

(7) 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）普及・啓発事業

人生会議（ACP）とは、病気になったり介護が必要になったときに備えて、本人が希望する医療や介護等について、家族や大切な人、医療介護関係者と、あらかじめ考え話し合うプロセスである。平成30年度、厚生労働省はACPの愛称を「人生会議」とし、国民への周知を開始した。中野区でも、平成31年度以降在宅療養講演会等のテーマを人生会議（ACP）として、普及・啓発に取り組んできたが、令和3年度から単独の事業として開始した。

ア 区民向け講演会

（単位：人）

開催回数	内 容	参加者数
3回	中野区ACP講演&エンディングボードゲーム体験会「人生の最期まで自分らしく生きるとは」	56

イ 支援者向け研修

（単位：人）

開催日	内 容	参加者数
2月10日	ACP講演とゲーム体験会「ACPと在宅医療」	21

ウ 発行物・展示物の作成・配布・掲示

- ・ パネル展：区役所1階ナカニワ、ガード下ギャラリー「夢通り」
- ・ 冊子「わたしの思い手帳ACPアドバンス・ケア・プランニング」を配布
- ・ リーフレット「「人生会議」始めてみませんか？届け！私の思い」を配布
- ・ リーフレット・カード「人生の最終段階における医療・ケアについての生前の意思表示」を配布
- ・ ACPコットンバッグ配布

(8) がん患者アピアランスケア用品購入等費用助成

令和6年7月から、がんの治療に伴う外見の変化に悩みを抱えている者に対し、心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、就労継続や社会参加等を支援することを目的に、外見の変化を補うためのアピアランスケア用品の、購入又はレンタルに係る費用の一部助成を実施している。

申請は2回まで、1回1点（上限30,000円）

- ・ 助成実績 171件

(9) 在宅療養推進協議会

令和6年度は設置に向けての準備会を行った。

関係法規	中野区在宅療養者の緊急一時入院病床確保事業実施要綱 中野区在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業実施要綱 介護保険法 地域支援事業実施要綱 中野区在宅療養相談事業実施要綱 中野区がん患者アピアランスケア用品購入等費用助成事業実施要綱 中野区在宅療養推進協議会設置要綱
事業開始時期	緊急一時入院病床確保事業：平成10年1月 摂食・えん下機能支援事業：平成27年4月 在宅療養推進：平成27年4月 在宅療養相談窓口：平成30年4月 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）普及・啓発事業：令和3年4月 がん患者アピアランスケア用品購入等費用助成：令和6年7月
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅療養推進係
関連資料	

Ⅱ-ii 認知症対策推進

1 事業の目的

認知症を早期に発見し、適切な介護や医療サービスを提供するとともに、認知症があっても安心して在宅で過ごせる「認知症にやさしい地域づくり」を目指す。

2 事業の内容

(1) 認知症理解の普及・啓発

認知症についての理解を深めるために、認知症サポーター養成講座、パネル展示等を実施している。

ア 認知症サポーター養成講座

平成 21 年度から認知症サポーター養成講座を実施している。認知症の基礎知識や正しい対応方法を学んでいただくことを目的に、一般区民、金融機関、医療・介護関係機関、教育機関等様々な機関向けに講座を実施。講師は区内のキャラバンメイトが担当している。

(単位：人)

開催回数	内 容	受講者数
51 回	認知症を学び地域で支えよう	983 (累計 24,321)

イ 認知症サポートリーダー養成講座

認知症サポーター養成講座を受講した上で、さらに認知症についての理解を深め、中野区内で認知症の人を支える活動をしたと考えている方を対象に講座を開催し、認知症にやさしい地域づくりの中核を担う人材を養成する。全 2 回の講義とボランティア体験 1 回を修了した方を認知症サポートリーダーとして登録する。

- ・実施回数 1 回 認知症サポートリーダー登録者 9 人
- ・認知症サポートリーダー累計登録数 129 人

ウ 展示物の掲示

世界アルツハイマーデー（9 月 21 日）に合わせ、区役所 1 階ナカニワとガード下ギャラリー「夢通り」にて、認知症への理解を深める内容や相談先についてのパネルを展示。

エ 認知症パンフレットの発行

「本人・家族を地域でサポートする認知症あんしんガイド」を発行。

(2) 認知症早期発見・早期対応事業

区職員（認知症支援コーディネーター）が窓口となり、地域拠点型認知症疾患医療センター（浴風会病院）の認知症アウトリーチチームと連携して、困難事例への対応を行っている。

(3) 認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センターで把握した認知症が疑われるケースを、区の保健師と福祉職がチームとなって訪問し、ケースを取り巻く状況を把握しアセスメントする。そのケースを、認知症アドバイザー医と専門医も参加する認知症初期集中支援チーム員会議にかけ、集中的に関わることで課題解決を目指している。

- ・会議実施 年間 10 回 相談受理 23 人（実人数）、チーム員訪問 延 17 件

(4) 若年性認知症相談窓口

令和 2 年 11 月より区役所内に若年性認知症相談窓口を開設した。

若年性認知症の本人や、その家族からの相談を受けながら、関係機関と連携し若年性認知症の人への伴走型支援を行っている。

- 相談実人数 11 人 延べ相談件数 60 件

(5) 多職種の認知症対応力・連携強化

認知症対応ガイドブックの発行

認知症への理解促進や対応力・連携強化のために「医療・介護関係者のための認知症対応ガイドブック 2025」を配布。

(6) 認知症予防講座

現在の認知機能を把握し、認知症予防の取組に繋げる講座（2日制）で、地域包括支援センターに委託

（単位：人）

開催回数	内 容	参加者数
8 回	①集団認知機能検査（ファイブ・コグ）、認知症予防について ②集団認知機能検査（ファイブ・コグ）の結果の見方、認知機能を維持・向上させる生活習慣、区の認知症予防事業について	110

(7) なかのオレンジカフェ支援事業

地域住民、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の様々な主体が運営するオレンジカフェ（認知症カフェ）の登録制度を設け、登録カフェに対し運営、広報等の支援を行っている。

・なかのオレンジカフェ登録数 20 か所

(8) 認知症とともに暮らす地域安心事業

認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の初期から重度までの段階に応じて地域において適切な支援が受けられる体制を構築する。

ア 認知症地域支援推進事業

認知症の初期段階から地域において適切な支援が受けられる体制づくりの一環として、軽度認知障害（MCI）を含めた認知症の人やその家族等の身近な相談や交流の場づくりと、認知症の人等の支援を担う人材の育成及び活動の支援のため区内 4 か所に認知症支援の拠点を開所した。

開催数	延利用者数	相談件数	相談引き継ぎ件数	認知症サポーターサポートリーダー参加人数
191 回	1,817 人	123 件	54 件	231 人

イ もの忘れ検診事業（認知症検診事業）

認知症に関する正しい知識の普及啓発と早期診断、軽度認知障害（MCI）の段階での予防行動の推進のため令和 4 年度から検診事業を行っている。対象年齢は年度末で 70 歳から 75 歳になる区民で 75 歳には受診券を一齐送付、70 歳から 74 歳は申込み制とした。

・受診者数 463 人

・検診実施医療機関 61 か所（東京都認知症サポート医・中野区認知症アドバイザー医）

ウ もの忘れ相談会

区役所 1 階ナカニワにて、認知症のケアに関わる専門相談員による高齢者認知症と若年性認知症の合同個別相談会を行った。

・実施回数 12 回 高齢者認知症相談数 136 件 若年性認知症相談数 24 件

エ 若年性認知症研修・連絡会

若年性認知症の支援者を対象に、知識、支援方法を学ぶために認知症の専門機関等から講師を招き研修と連絡会を行った。

（単位：人）

開催日	内 容	参加者数
11 月 22 日	若年性認知症支援者多職種研修	13

関係法規	介護保険法 地域支援事業実施要綱 認知症支援コーディネーター事業実施要綱 認知症初期集中支援チーム事業実施要綱 中野区なかのオレンジカフェ支援事業実施要綱 中野区もの忘れ検診事業実施要綱 中野区認知症地域支援推進事業実施要綱
事業開始時期	認知症サポーター養成講座：平成 21 年度 早期発見・早期対応事業：平成 26 年度 認知症初期集中支援チーム事業：平成 28 年度 中野区なかのオレンジカフェ支援事業：平成 30 年度 若年性認知症相談窓口：令和 2 年度 もの忘れ検診事業：令和 4 年度 認知症地域支援推進事業：令和 4 年度
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅療養推進係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 Ⅲ-ii 地域包括支援センター機能強化（本事業概要）

Ⅲ 基幹型包括支援

Ⅲ-i 地域包括支援センター

平成 18 年 4 月の介護保険法の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを 4 つの日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）ごとにそれぞれ 2 か所、計 8 か所設置した。

地域包括支援センターでは、保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が相談を受けている。

1 事業の内容

- (1) 運営方法
社会福祉法人等に委託
- (2) 窓口開設時間
月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
日曜日・祝日・年末年始は休業
緊急の場合は、時間外や休業日も電話で対応
- (3) 主な業務内容
総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント支援

2 事業の実績

地域包括支援センター相談・ケアプラン作成状況

(単位：件)

区分	相談 延件数	相談内容											ケアプラン	
		区 のサ ービ ス	介 護 保 険 関 係	地 域 支 援 事 業	権 利 擁 護	地 域 支 え あ い ネ ット	実 態 把 握 訪 問	認 知 症	支 援 ケ ア マ ネ ジ ャ ー	緊 急 対 応	携 他 の 機 関 と の 連	そ の 他	象 者 サ ー ビ ス 事 業 対	要 支 援 1 ・ 2
総数	87,948	2,664	48,990	1,953	2,819	760	1,334	3,870	4,695	214	7,653	12,996	196	2,332
南中野	14,963	557	7,267	248	464	11	398	720	1288	28	1725	2,257	38	199
本町	13,104	616	7,440	325	223	154	162	608	395	18	1322	1,841	32	354
東中野	13,507	180	6,052	195	869	176	296	1169	1131	101	377	2,961	15	191
中野	9,918	375	7,190	220	216	34	142	200	280	8	537	716	31	340
中野北	10,491	184	5,524	297	340	101	72	359	345	1	1175	2,093	16	324
江古田	9,333	144	6,238	276	324	11	68	245	513	18	645	851	28	372
鷺宮	6,528	416	3,893	125	133	14	99	110	420	16	653	649	23	299
上鷺宮	10,104	192	5,386	267	250	259	97	459	323	24	1219	1,628	13	253

※ その他の内容： 医療保健関係 経済事項 住宅関係 家庭的事項 その他

関係法規	介護保険法第 115 条の 46（地域包括支援センター） 介護保険法施行規則 中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例 中野区地域包括支援センター事業実施要綱
事業開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅療養推進係
関連資料	地域包括支援センター一覧（本事業概要）

Ⅲ-ii 地域包括支援センター機能強化

1 事業の目的

地域包括支援センター間の総合調整および困難ケースの総合相談的な役割を担う、基幹型地域包括支援センター機能担当を設置し、地域包括支援センター機能を強化する。

2 事業の内容

(1) 統括・調整機能

- ア 業務、運営状況の管理、指導
- イ 相談状況等の情報集約、管理
- ウ 地域包括支援センター運営協議会事務局
- エ 地域包括支援センターと関係部署との取りまとめ（担当者会運営等）
- オ 人材育成支援（研修の実施、助言、指導、研修の案内等）

(2) 後方支援機能（困難事例、権利擁護等）

- ア 処遇困難な事例に対して、同行訪問、ケース検討、協働による事例への対応を行う。
 - ・ 後方支援数 延べ152回
 - ・ 認知症初期集中支援チーム事業の活用（Ⅱ-ii 認知症対策推進2-(3)に別記）
 - ・ 法務支援事業の活用

令和2年度より開始。地域包括支援センター職員からの法律的問題のある事例の相談に対して、弁護士が助言を行う。実施回数12回 相談受理数 45件

- イ 関係部署及び医療機関との連携体制の構築、パイプ役

3 地域包括支援センター運営協議会

中野区の地域包括支援センターの公正及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を設置している。

- ・ 委員は、学識経験者、区内関係団体代表、介護保険被保険者代表で構成
- ・ 委員の定数は14人以内、任期は2年
- ・ 令和6年2月から第10期
- ・ 開催状況 3回

関係法規	介護保険法 中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱
事業開始時期	平成17年11月
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅療養推進係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 Ⅱ-ii 認知症対策推進（本事業概要）

IV すこやか福祉センター企画調整

IV-i すこやか福祉センター運営

1 事業の目的

子ども、高齢者、障害のある人、妊産婦など、誰もが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう、職員によるアウトリーチ活動を積極的に進めるとともに、総合的な支援をするための身近な相談窓口・地域における支えあい活動の推進のための拠点施設として事業を展開している。

母子保健及び精神保健などの相談事業を実施しているほか、健康づくり・介護予防事業なども行っている。

区が取り組む、切れ目のない地域における地域包括ケア体制を推進する拠点施設となっている。

2 事業の内容

- (1) アウトリーチ活動
 - ・ 地区担当者による訪問活動・地域の専門機関との連携強化
 - ・ 地域ケア会議の開催・個別ケースの検討
 - ・ 地域課題の発見、解決の取り組み
- (2) 保健福祉相談
 - ・ こころとからだの健康に関する相談・支援
 - ・ 難病、障害のある方への相談・支援
- (3) 子育てサービス・保健福祉サービスの受付
 - ・ 母子健康手帳の交付、子どもの予防接種の予診票の交付など
 - ・ 難病・大気汚染の医療費助成申請など
- (4) 妊産婦や子どもに関する相談、子育て支援
 - ・ 妊娠出産トータル支援、乳幼児健診、講座・講習会など
 - ・ 育児や子どもの発達に関する相談
- (5) 地域の健康づくり・介護予防事業の推進
 - ・ 保健、食育、歯科の講座・講習会など
- (6) 区民の地域見守り・支えあい活動の推進
 - ・ 支えあいネットワークづくり支援
- (7) 高齢者に関する相談窓口（地域包括支援センター）
 - ・ 介護保険の手続き、介護予防・支援の相談
- (8) 障害者に関する相談窓口（障害者相談支援事業所）
 - ・ 各種福祉サービスの申請・受付・取次ぎ、障害者の相談支援

関係法規	中野区すこやか福祉センター条例 中野区すこやか福祉センター条例施行規則 中野区すこやか福祉センター処務規程
事業開始時期	平成 22 年 7 月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係・アウトリーチ連携担当・窓口サービス・管理係
関連資料	すこやか福祉センター一覧（本事業概要） 地域活動推進課所管事業 I-i 地域施設の整備及び営繕（本事業概要）

IV-ii 高齢者会館等管理運営

高齢者会館は、高齢者の地域における交流及び自主的な活動の促進を図るほか、高齢者が健康で充実した生活を送れるよう、健康づくりや介護予防事業の身近な地域の拠点として機能することにより、福祉の向上を図ることを目的とした施設である。平成16年度から、会館の運営について地域の住民団体やNPO、社会福祉団体等に順次委託し、現在、全16館を民間により運営している。

また、「高齢者福祉センター廃止後の施設活用方針」にもとづき機能転換した旧高齢者福祉センター3施設は、保健福祉や介護予防の基盤充実を図る施設として、区の委託により高齢者の活動の場の提供及び健康維持・増進等に関する事業を実施するほか、運営事業者が専門性や経営資源を生かして地域ニーズを踏まえた事業を展開している。

1 施設利用

(1) 利用時間

午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

高齢者会館：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

（土曜日、日曜日、祝日については、事前予約により利用可能）

高齢者施設：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

2 主な事業（○印は事業実施）

施設名	通所型住民主体サービス	介護予防普及啓発		健康・生きがいづくり事業
		生活機能向上プログラム	音響機器活用プログラム	
19館 総数 高齢者会館16 高齢者施設3	16	18	18	19
しんやまの家	○	○	○	○
南部高齢者会館	○	○	○	○
本一高齢者会館	○	○	○	○
宮園高齢者会館	○	○	○	○
昭和高齢者会館	○	○	○	○
東中野いこいの家	○	○	○	○
上高田高齢者会館	○	○	○	○
上高田東高齢者会館	○	○	○	○
沼袋高齢者会館	○	○	○	○
野方高齢者会館	○	○	○	○
東山高齢者会館	○	○	○	○
若宮高齢者会館	○	○	○	○
若宮いこいの家	○	○	○	○
白鷺高齢者会館	○	○	○	○
鷺六高齢者会館	○	○	○	○
鷺宮高齢者会館	○	○	○	○
やよいの園		○		○
松が丘シニアプラザ		○	○	○
中野三丁目敬老館			○	○

※ 通所型住民主体サービスの実施状況は「VI-xiii 地域介護予防・健康生きがいづくり 1 介護予防普及啓発事業」、健康・生きがいづくり事業の実施状況は「VI-xiii 地域介護予防・健康生きがいづくり 2 健康・生きがいづくり事業」を参照。

3 熱中症対策事業

高齢者会館及び高齢者施設を「涼み処」として位置づけ、施設の出入り口へののぼり旗設置の他、麦茶等の提供、憩いのスペースの設置、講演会等を通じ、高齢者の施設利用の促進を図るとともに、熱中症対策の周知や啓発を行う。

4 高齢者会館利用状況

高 齢 者 会 館 （ 1 6 館 ）		延 利 用 者 総 数 1 6 1 , 6 4 7 人	
施設名	各施設延利用者総数（人）	施設名	各施設延利用者総数（人）
しんやまの家	12,799	沼袋高齢者会館	10,085
南部高齢者会館	7,566	野方高齢者会館	4,621
本一高齢者会館	15,130	東山高齢者会館	6,425
宮園高齢者会館	16,182	若宮高齢者会館	14,846
昭和高齢者会館	6,981	若宮いこいの家	12,062
東中野いこいの家	9,069	白鷺高齢者会館	12,521
上高田高齢者会館	8,744	鷺六高齢者会館	7,056
上高田東高齢者会館	13,325	鷺宮高齢者会館	4,235

5 高齢者施設利用状況

	や よ い の 園	松が丘シニアプラザ	中野三丁目敬老館
利用者総数（開館日数）	9,642 人（297 日）	14,532 人（293 日）	16,498 人（294 日）
一日当たりの利用者数	32 人	49 人	56 人
新規利用者数	0 人	26 人	54 人
団体利用者数（利用回数）	2,286 人（232 回）	7,412 人（749 回）	9,488 人（1,443 回）
自主グループ団体数	11 団体	29 団体	53 団体

関係法規	老人福祉法 中野区立高齢者会館条例 中野区立高齢者会館条例施行規則
事業開始時期	昭和 38 年
事業担当	すこやか福祉センター 窓口サービス・管理係
関連資料	高齢者会館一覧（本事業概要）

Ⅴ アウトリーチ推進

アウトリーチ活動は、アウトリーチチーム（すこやか福祉センター及び区民活動センター職員により構成）が中心となって進めており、一人ひとりの区民や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応するため事務、福祉、保健師の3職種でチームを構成している。地域福祉、健康づくり、医療、看護の視点を活かし、町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関の連携により対象者を発見し、必要な支援につなげ、また地域におけるネットワークづくり、地域の潜在的なニーズや課題の発見に取り組んでいる。

アウトリーチチームは地域包括ケアシステム構築のため、7つの役割を担い、3つの活動を展開する。

アウトリーチチームの役割は次の通りである。（中野区地域包括ケアシステム推進プランより抜粋）

- ・ 潜在的な要支援者発見、継続的な見守り
- ・ 地域資源の発見
- ・ 既存の住民主体団体の活動支援
- ・ 地域の医療、介護、地域団体等のネットワークづくり
- ・ 区が求める地域包括ケアシステムの姿の共有
- ・ 新しい住民主体活動の立ち上げ支援
- ・ 地域資源への結びつけ

アウトリーチチームは上記の役割を果たすため、次の活動を行う。

Ⅴ-i 個別相談支援活動

Ⅴ-ii 地域社会資源ネットワーク活動

Ⅴ-iii 潜在ニーズ・課題発見活動

Ⅴ-i 個別相談支援

1 事業の目的

アウトリーチチームの活動として、何らかの支援が必要であったり、今後何らかの支援が必要になることが予測される対象者（以下「対象者」という。）を発見し、多様な主体による活動を通じて必要な支援につなげる。

2 事業の内容と実施方法

アウトリーチチームが地域の多様な主体（町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関）との連携や情報共有により、対象者を早期発見し、制度利用以前から多職種連携による包括的な支援を実施することで、対象者が抱える複雑化複合化した生活課題の解決や疾病や介護状態の重症化を防ぐ。

3 事業の対象者

- ・ ニーズを自覚しているが、利用できる制度やサービスが分からない、又は、身体的状況等により支援機関や制度・サービスにつながっていない人
- ・ ニーズを自覚していないが、他者から見て何らかの支援が必要と思われる人で支援機関や制度・サービスにつながっていない人
- ・ 現に何らかの支援機関又は制度・サービスにつながっているが、本来受けることができる他の支援につながっていない人
- ・ ニーズに応え、課題解決につながる制度・サービスがない人
- ・ 潜在的なニーズや課題を抱えている人（今後何らかの支援が必要になることが予測される人）

4 事業の達成水準

対象者を適切な支援につなげ、次の要件を満たしたときに適切な支援につながったと認定する。

- (1) 支援につなげて経過観察を行う場合
 - ・ 関係機関に対象者の情報が伝達され、支援が開始されたとき
- (2) アウトリーチ支援が完結して相談終了となる場合
 - ・ 関係機関の支援により対象者の課題が解決したとき
 - ・ 対象者に継続的な相談支援が可能な支援者や関係機関が確保されたとき

5 事業の実績

(1) アウトリーチチームが対応して適切な支援につなげた要支援者数等 (単位：人)

	令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
	把握している 要支援者数	(内) 支援に つなげた人数	把握している 要支援者数	(内) 支援に つなげた人数	把握している 要支援者数	(内) 支援に つなげた人数
総 数	431	266	434	339	551	468

(2) アウトリーチチームへの相談契機 (単位：人)

	総 数	自 主	ち ら し	家 族	知 人	町 会	民 生 委 員	そ の 他
令和 6 年度	431	66	0	14	19	32	99	201
令和 5 年度	434	78	0	14	12	19	121	190
令和 4 年度	492	102	3	23	15	42	159	148

※ その他・・・地域包括支援センター63、家主・管理会社 5、協定事業者 5 など

(3) アウトリーチチームが対応した要支援者の年代 (単位：人)

	総 数	0 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85 ～ 89	90 ～ 94	95 ～ 99	100 ～	不 詳
令和 6 年度	431	26	15	17	15	14	32	67	85	60	33	8	0	59
令和 5 年度	434	30	7	15	29	20	35	61	88	77	33	12	3	24
令和 4 年度	551	38	7	17	22	24	64	81	129	80	48	13	9	19

(4) アウトリーチチームへの相談内容（複数回答） (単位：件)

	総 数	健 康・ 医 療 の 問 題	家 族 の 問 題	住 居 の 問 題	近 隣 の 問 題	法 律 的 な 問 題	経 済 的 な 問 題	就 労 等 の 問 題	そ の 他
令和 6 年度	667	251	42	51	113	6	41	6	157
令和 5 年度	625	321	46	58	69	20	44	11	56
令和 4 年度	746	414	50	58	82	15	36	12	79

※その他・・・行政手続の相談、災害対応の相談、安否確認の依頼、状況確認の依頼、関係機関や地域住民からの情報提供など

関係法規	
事業開始時期	平成 29 年 4 月 1 日
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ連携担当
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 I-i 地域包括ケア体制整備（本事業概要）

Ⅴ-ii 地域社会資源ネットワーク

1 事業の目的

アウトリーチチームの活動として、地域社会資源※の発掘、活動及び資源間の連携協力体制を構築することにより、地域を巻き込み重層的な支援の仕組みを構築する。

- ・ 既存の活動を支援することで、各団体等の地域資源の活性化を促す。また、新規の地域社会資源の発掘に関わることで、地域情報の収集や対象者の把握がしやすくなる。
- ・ 地域社会資源のネットワークを構築して、アウトリーチチームが地域社会資源と協働することで、対象者の重層的な支援をすることができる。社会的孤立により、相談窓口にたどり着かない人等の対象者の生活を多角的に支えるためには、地域と連携して支援のネットワーク構築をすることが必要である。
- ・ 既存の地域社会資源である地域団体等から、地域の潜在的なニーズ・課題に関する情報を得ることができる。
- ・ 地域社会資源ネットワーク活動の一つとして、社会福祉協議会との連携・協働を図る等、団体間の交流・情報交換を行うことができる。各団体等の交流を通じて、有機的に連携して、課題解決に取り組むことができる。

※ 地域社会資源とは、人、団体、物、場所、ネットワーク等地域で活用可能なものの総称である。

2 事業の内容と実施方法

アウトリーチチームが、地域の多様な主体（町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係団体）と連携し、新規の地域社会資源の立ち上げの支援、既存の地域社会資源の活動支援、地域社会資源の資源情報の公表の3点に取り組む。

(1) 新規の地域社会資源の立ち上げ支援

地域のニーズ・課題等に基づき、新たな地域社会資源の立ち上げに向けた働きかけをする。

(2) 既存の地域社会資源の活動支援

地域社会資源の現状や課題を把握したうえで、継続的に活動を展開するために必要な情報を提供するとともに、関連する地域社会資源と連携して、情報共有、仲間意識の醸成を促すなど、地域社会資源がより一層（活発に）活動できるように支援する。

(3) 地域社会資源の資源情報の公表

地域の住民、支援対象者及びその家族・親族、地域団体及び区等が、日常生活圏域（近隣地域もしくは区内）において、どのような地域社会資源が存在するのかを把握できるようにするため、可能なものに関してインターネット（介護サービス情報公表システム、中野区けあプロ・navi）等を通じて公開する。

関係法規	
事業開始時期	平成29年4月1日
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ連携担当
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 I-i 地域包括ケア体制整備（本事業概要）

Ⅴ-iii 潜在ニーズ・課題発見

1 事業の目的

アウトリーチチームは、顕在化していないが存在すると推測される課題又は将来大きな課題になりそうだと予測されるものを発見し、解決のための取り組みを推進する。

2 事業の内容と実施方法

- ・ アウトリーチチームが、地域の多様な主体（町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係団体）との情報共有や連携により発見したニーズ・課題等をもとに、より効果的な地域社会資源ネットワークづくりや個別相談支援活動を実施する。
- ・ 早期の発見、早期の対応を行うことで、課題の深刻化を防ぐ。
- ・ 地域社会資源ネットワーク活動、個別相談支援活動、潜在ニーズ・課題発見活動の三者は、循環・相互に関連する関係である。

3 事業の達成水準

- ・ アウトリーチチームは各種地域の会議や活動に参加し、アウトリーチ活動を周知する。
- ・ 対応が困難又はより効果的な対応が必要と思われた個別支援事例を分析し、潜在ニーズ・課題の発見のための地域アセスメントに生かす。
- ・ 地域からもたらされた情報を分析することで、地域における潜在ニーズ・課題を発見し、解決のための取り組みを推進する。

4 事業の手順

相談窓口にたどり着かないような方への個別支援に至る方法として、個別支援活動の積み重ねから潜在ニーズや課題を発見する方法と、アウトリーチ活動から得た潜在ニーズを発見する方法の2つのアプローチがある。前者が一般的なアプローチであるが、周知活動から潜在ニーズ情報を得られるような連携体制を構築することが重要である。

関係法規	
事業開始時期	平成 29 年 4 月 1 日
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ連携担当
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 I-i 地域包括ケア体制整備（本事業概要）

V-iv 地域ケア会議

1 事業の目的

誰もが必要なサービスや仕組みを活用し、可能な限り住み慣れた地域で自立と尊厳をもって日常生活を営むことができるよう、すこやか福祉センターでは、地域ケア会議を開催し、個別事例等の解決策の検討や地域課題について話し合いを行っている。

構成員である区、区民、関係機関、団体が、顔の見える関係をつくる中で、地域での見守り、医療、福祉・介護、健康づくり・予防、住まいなどの観点で、より課題解決に向けた支援に繋がるよう連携体制を構築することを目的として開催する。

2 事業の内容

- ・ 個別問題の解決
- ・ 地域包括支援ネットワークの構築
- ・ 地域課題の発見および整理
- ・ 地域資源の開発
- ・ 政策の形成（地域に必要な取組を明らかにし、地域包括ケア推進会議へ立案・提言）

3 委員構成

町会・自治会、民生児童委員協議会、医療関係機関、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター、すこやか福祉センター所長（事務局：すこやか福祉センター、アウトリーチチーム）

4 事業の実績

すこやか福祉センターにおける地域ケア会議実施回数と出席者数（単位：回、人）

	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	実施回数	出席者数	実施回数	出席者数	実施回数	出席者数
総 数	12	218	12	222	12	235
中 部	3	61	3	59	3	66
北 部	3	56	3	58	3	52
南 部	3	55	3	61	3	70
鷺 宮	3	46	3	44	3	47

関係法規	中野区地域ケア会議設置要綱 介護保険法 115 条の 48
事業開始時期	平成 27 年
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ連携担当
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 I-i 地域包括ケア体制整備（本事業概要） 中野区地域包括ケアシステム推進プラン

V-v 地域支えあいネットワーク推進

1 事業の目的

地域において、区、区民、団体、事業者が連携・協力して要援護者の見守りや支えあい活動を推進し、地域の支えあいネットワークの形成を促進する。

2 事業の内容

地域における支えあい活動の普及推進

(1) 見守り対象者名簿の提供

安心して暮らせる地域社会の実現に向け、見守り活動等に役立てられるよう町会・自治会へ見守り対象者名簿を提供している。見守り対象者名簿の提供の詳細は、「地域活動推進課所管事業 IV - ii 地域支えあいネットワーク調整」を参照。

(2) 民生児童委員活動との連携強化

地区民生児童委員協議会の運営を支援し、民生児童委員活動との連携強化により地域の支えあい活動の推進を図っている。

(3) 地域における見守り・支えあい活動事例集の活用

町会・自治会が行う見守り・支えあい活動の事例集を活用し、町会・自治会がお互いの活動について全区的に情報共有を図ることができるよう支援している。

(4) 24 時間緊急時連絡態勢

地域での支えあい活動を支援するため、異変発見等の緊急通報を 24 時間 365 日で受け付ける態勢を整備している。

24 時間緊急時連絡態勢対応実績

(単位：件)

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
総 数	38	48	80
中 部	9	17	19
北 部	4	18	24
南 部	12	4	19
鷺 宮	13	9	18

(5) 区民活動センター職員による高齢者等訪問活動

民生児童委員による高齢者訪問調査について、結果を把握するとともに、2 回以上訪問しても会えなかった方や支援が必要な方は職員が訪問活動を行い、地域の高齢者の生活実態の把握に努めている。

また、災害時個別避難計画書の作成のため、新規の要支援認定者や、70 歳以上の単身世帯、75 歳以上の高齢者のみ世帯及び身体障害者手帳などを交付されている方に対し郵送調査を行い、返信がされなかった世帯に訪問を行っている。

区民活動センター職員による訪問活動実績

(単位：件)

区分	令和 6 年度			令和 5 年度			令和 4 年度		
	総数	災害時個別 避難支援計 画に伴う 職員訪問	民生児童 委員の フォロー 調査	総数	災害時個別 避難支援計 画に伴う 職員訪問	民生児童 委員の フォロー 調査	総数	災害時個別 避難支援計 画に伴う 職員訪問	民生児童 委員の フォロー 調査
総 数	2,365	1,622	743	2,475	1,861	614	3,902	3,082	820
中 部	629	455	174	628	480	148	1,109	940	169
北 部	671	433	238	889	683	206	1,459	1,207	252
南 部	532	382	150	493	368	125	755	550	205
鷺 宮	533	352	181	465	330	135	579	385	194

(6) 地域支えあい推進講座

支えあいのネットワーク形成を促進するため、地域の課題の共有や、見守り支えあいに関する地域の取り組みについて情報交換を行うとともに、見守り活動の事例等について学識経験者等による地域支えあい推進講座を開催している。

地域支えあい推進講座 実施回数および参加人数			
令和 6 年度	1 回	参加人数	34 人
令和 5 年度	1 回	参加人数	37 人
令和 4 年度	2 回	参加人数	55 人

関係法規	中野区地域支えあい活動の推進に関する条例・同施行規則
事業開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ連携担当 地域活動推進課 区民活動センター
関連資料	地域活動推進課所管事業 IV-ii 地域支えあいネットワーク調整（本事業概要） 地域活動推進課所管事業 IV-i 民生委員・児童委員活動支援（本事業概要） 地域包括ケア推進課所管事業 IV-ii 高齢者会館等管理運営（熱中症対策）（本事業概要）

VI 保健福祉包括ケア

VI- i 保健福祉相談総合調整

1 事業の目的

すこやか福祉センターでは、総合相談窓口を開設し、保健・福祉のサービス提供のための相談、申請受付、支援を行っている。地域包括支援センター、障害者相談支援事業所を包括し、地域における総合的な保健福祉の展開を進めている。

医療系専門職により、電話相談、来所面接、家庭訪問を行っている。また、様々な関係機関と連携を図り、関係者会議や事例検討会を開催している。

医療関係機関：病院、診療所、助産所、訪問看護ステーション等

福祉関係機関：障害者相談支援事業所、生活援護課、障害福祉課、児童相談所、社会福祉協議会、母子生活支援施設、就労支援事業所等

2 事業の実績

すこやか福祉センターにおける福祉相談件数

(単位：件)

年度	区分	総数	中部	北部	南部	鷺宮
令和 6 年度	総数	9,223	2,935	2,002	1,437	2,927
	知的	271	43	49	57	122
	精神	5,900	1,635	1,345	905	2,015
	高齢	1,202	326	329	304	243
	身障	1,928	931	279	171	547
令和 5 年度	総数	10,134	2,480	2,643	1,806	3,205
	知的	336	58	79	86	113
	精神	6,674	1,553	1,730	1,215	2,176
	高齢	1,489	367	424	349	349
	身障	1,635	502	410	156	567
令和 4 年度	総数	9,656	2,518	2,221	1,783	3,134
	知的	235	39	62	51	83
	精神	6,022	1,287	1,491	1,094	2,150
	高齢	1,389	302	365	449	273
	身障	2,010	890	303	189	628

窓口対応実施状況

(単位：件)

		総数	中部	北部	南部	鷺宮
窓口対応	難病・大気汚染関係	2,248	592	434	533	689
	高 齢 関 係	1,202	326	329	304	243
	障 害 者 関 係	8,270	2,858	1,673	1,055	2,684
	子 ど も 関 係	3,542	996	829	794	923
	そ の 他	1,418	167	404	96	751

専門職による相談実績状況

(単位：件)

区分		総数		中部		北部		南部		鷺宮	
		実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
精神保健	電話相談		4,489		1,367		1,771		749		602
	来所相談	638	721	187	226	267	275	97	119	87	101
	訪 問	880	1,166	251	329	333	415	198	269	98	153
	関係機 関連絡	医療関係			651		326		216		208
		福祉関係			1,672		395		466		338
		保健関係			187		94		124		66
		そ の 他			239		36		13		30
難病	電話相談		334		216		12		9		97
	来所相談	20	24	8	10	3	3	2	2	7	9
	訪 問	43	56	24	37	12	12	3	3	4	4
	関係機 関連絡	医療関係			54		11		8		16
		福祉関係			40		6		19		17
		保健関係			41		1		0		14
		そ の 他			3		0		0		2
成人保健	電話相談		26		11		1		2		12
	来所相談	6	6	4	4	1	1	0	0	1	1
	訪 問	5	7	1	1	0	0	2	2	2	4
	関係機 関連絡	医療関係			6		0		0		0
		福祉関係			3		0		0		16
		保健関係			0		0		0		0
		そ の 他			0		0		0		5
歯科相談	電話相談	11	11	5	5	2	2	1	1	3	3
	来所相談	32	32	9	9	4	4	7	7	12	12
	訪 問	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0
栄養相談	電話相談・来所相談	56	58	21	22	17	17	12	12	6	7

関係法規	障害者総合支援法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 母子保健法 狂犬病予防法 難病の患者に対する医療等に関する法律
事業開始時期	平成 22 年 7 月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係、アウトリーチ連携担当、窓口サービス・管理係
関連資料	

VI-ii 障害者相談・支援（障害者相談支援事業委託）

1 事業の目的

障害者（児）の総合相談や障害福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援などを実施する。

2 事業の内容

(1) 運営方法

社会福祉法人等に委託

(2) 開設時間

月～土曜日 午前8時30分～午後5時

日曜日・祝日・年末年始は休業（緊急時は電話で対応）

(3) 主な業務内容

障害者（児）の総合相談・福祉サービスの申請取次業務

障害者総合支援法に基づく相談支援業務

障害福祉サービス利用調整などのケースワーク業務

3 事業の対象

①身体障害者（児） ②知的障害者（児） ③精神障害者（児） ④発達障害者（児）

⑤難病等障害者（児） ⑥上記障害にかかわる、家族・関係者からの相談を含む。

4 事業の実績

(1) 障害者相談支援事業所の対応件数

（単位：件）

区 分	実人数	延人数			
		総数	身体障害者	知的障害者	精神障害者
総 数	19,847	50,215	16,659	8,881	24,675
中 部	4,791	15,071	4,449	1,908	8,714
北 部	4,971	11,475	3,078	2,345	6,052
南 部	5,187	13,753	6,232	3,652	3,869
鷺 宮	4,898	9,916	2,900	976	6,040

(2) 上記延人数の対応別内訳

（単位：件）

区 分	電 話 相 談	来所相談	訪 問	個別支援 会議
総 数	30,929	16,621	2,451	214
中 部	11,005	3,467	531	68
北 部	5,878	5,058	498	41
南 部	8,767	4,076	829	81
鷺 宮	5,279	4,020	593	24

関係法規	障害者総合支援法
事業開始時期	平成22年7月
事業担当	地域包括ケア推進課すこやか福祉センター企画調整係 すこやか福祉センター 窓口サービス・管理係
関連資料	障害者相談支援事業所一覧（本事業概要）

VI-iii 精神保健相談・支援

1 精神保健相談

受診までには至らない、あるいは受診したいが出来ないなど心の悩みのある区民、家族及び関係者を対象に専門医師による相談を実施している。

相談種別では、認知症やアルコール・薬物等の依存症の相談も実施している。

精神保健相談実施状況

(単位：回、人)

区分	こころのクリニック			嗜 癖 相 談			高齢者精神保健相談		
	実施回数	実人員	延人員	実施回数	実人員	延人員	実施回数	実人員	延人員
令和 6 年度総数	33	43	43	24	32	33	12	9	9
中 部	8	11	11	6	4	4	3	2	2
北 部	9	8	8	6	7	7	3	3	3
南 部	8	15	15	6	11	12	3	2	2
鷺 宮	8	9	9	6	10	10	3	2	2
令和 5 年度総数	33	51	51	24	34	35	12	16	16
令和 4 年度総数	32	62	62	22	31	31	11	14	14

2 精神障害回復者社会生活適応訓練事業（デイケア）

精神障害回復者を対象にレクリエーションや創作活動、料理、話し合い、スポーツ、社会生活技能訓練、社会資源活用等を通じた社会生活適応訓練を行っている。

訓練期間は3年間とし、2か所の併用が可能である。現在は、委託にて北部・南部・鷺宮のすこやか福祉センターで週1回実施している。

デイケア実施状況

(単位：回、人)

区 分	回数	実人員	延人員	登録者（新規）
令和 6 年度総数	144	80	1,295	23(14)
中 部	-	-	-	-
北 部	48	29	530	9(7)
南 部	48	29	416	7(3)
鷺 宮	48	22	349	7(4)
令和 5 年度総数	143	84	1,330	22 (6)
令和 4 年度総数	144	84	1,503	32 (5)

※実人数・延人数とも管外の利用者を含む

関係法規	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 自殺対策基本法 障害者総合支援法 中野区精神障害回復者社会生活適応訓練事業実施要綱
事業開始時期	中野区精神障害回復者社会生活適応訓練事業：昭和 54 年 11 月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	

Ⅵ-iv 難病相談・支援

1 難病患者相談

難病患者やその家族に、電話や面接により、医療系専門職が療養上の相談や支援を行っている。
在宅療養をしている患者宅へ訪問し、療養支援を行うとともに、関係機関への連絡等を行っている。

保健師等相談状況 (単位：件)

区分	保健師		歯科衛生士	
	実数	延数	実数	延数
家庭訪問	43	56	0	0
来所相談	20	24	0	0
電話相談等	-	334	0	0

※ 関係機関連絡は電話相談に含む

2 難病患者等のリハビリ教室

難病患者の1割強を占めるパーキンソン病患者、およびその家族を対象に、リハビリ教室を開催している。また、医療系専門職が療養上の相談・支援を随時実施している。

リハビリ教室実施状況 (単位：回、人)

区分	回	数	参加延人数
パーキンソン病リハビリ教室	8		149

3 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画

『東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針』に基づき、難病等により在宅で人工呼吸器を使用している区民やその家族の、災害時の適切な行動・対応を目的として、災害時個別支援計画を訪問看護ステーションの協力で作成している。

なお、作成した災害時個別支援計画は、本人・訪問看護ステーション・すこやか福祉センターで保管し、緊急時対応に使用する。

災害時個別支援計画作成状況 (単位：件)

作成数	委託	直営	計
新規	6	1	7
更新	29	5	34
合計	35	6	41

関係法規	難病の患者に対する医療等に関する法律 健康増進法
事業開始時期	呼吸リハビリ教室：平成11年度 パーキンソン病リハビリ教室：平成14年度 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画：平成24年度
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	

Ⅵ-ⅴ ひきこもり相談・支援

すこやか福祉センターでは、総合相談窓口を開設し、保健・福祉のサービス提供のための相談支援を行っている。また、専門職が電話相談、来所面接、家庭訪問を行っている。その中でひきこもりと思われるケースが明らかになることがある。

アウトリーチ連携担当や関連部署、関係機関からの情報により、ひきこもりと思われるケースが明らかになった際も専門職が様々な手段で相談支援を行っている。

ひきこもりに至る経緯は、不登校などの学校生活に関わるもの、就労、退職などに関わるもの、何らかの疾患や障害に関わるものなど、様々な原因があるため、継続的な支援のために、すこやか福祉センターのみでなく、関連部署、関係団体と一体になって支援を進めている。

関係法規	精神保健福祉法第 47 条（相談支援）
事業開始時期	
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	

VI-vi 地域在宅療養等相談・支援

1 事業の目的

認知症高齢者をはじめとする介護の必要な対象者のいる家族に、介護方法を学ぶことや、家族間の交流を図る機会を提供している。

2 運営方法

社会福祉法人等に事業を委託

3 事業の内容

家族介護教室

各すこやか福祉センターの圏域（4 か所）ごとに、各回のテーマに沿った講義とグループ懇談を実施している。

家族介護教室実施状況

（単位：回、人）

会 場	所 在 地	実 施 回 数	延参加人数
総 数		16	101
や よ い の 園	弥生町 3-33-8	4	27
はびね中野坂上	中央 1-11-8	4	12
中野友愛ホーム	江古田 2-24-11	4	22
かみさぎホーム	上鷲宮 3-17-4	4	40

関係法規	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 3 項第 2 号 中野区家族介護教室実施要綱
事業開始時期	平成 18 年 4 月
事業担当	地域包括ケア推進課 すこやか福祉センター企画調整係
関連資料	

Ⅵ-vii 妊娠出産トータル支援

1 事業の目的

妊娠から出産、子育てまでの個々のニーズ等に応じた切れ目ない支援を行うため、妊産婦に対する保健指導や各種サービスの提供を行っている。保健師による相談支援・支援プラン作成等、トータルケア事業の実施により、すこやか福祉センターを核とした身近な地域での支援体制づくりを進めている。

2 事業の内容

(1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠の届出をした者に対して、「母と子の保健バッグ（出生通知票、妊婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票等を含む）」とともに交付している。交付は、すこやか福祉センター、区役所3階子ども総合窓口で行っている。

(2) こんにちは赤ちゃん学級

妊婦とその家族を対象に、民間事業者への委託により実施している。妊娠中の健康管理、出産、育児等の講座や沐浴等の実習を行うとともに、妊婦とその家族同士の仲間づくりをすすめている。令和4年度からオンラインによる実施も開始した。

(3) 妊産期相談支援事業（妊産期相談支援プラン作成）

中野区に妊娠届を提出した全妊婦及び支援を必要とする産婦を対象として、保健師等が面接を行い個別の支援プランを作成し、産前・産後の事業やサービス提供に繋げている。また妊娠20週以降の妊婦への架電（プレママコール）と通知郵送により面接とプラン作成の勧奨を行っている。面接・支援プラン作成業務の一部は、民間事業者に委託し、すこやか福祉センターへの来所のほか訪問により実施している。なお、支援プランを作成した妊婦には、妊娠・子育て応援ギフト券を贈呈し、子育て環境の充実を図っている。

さらに、出産前の支援として、妊娠32週を目安に保健師が妊婦の体調や産後の支援状況などを電話で確認し、必要に応じた情報提供を行っている。

(4) 産前サポート事業

妊婦に対し助産師による日常生活の過ごし方、乳房の手入れ方法などお産に向けて心身ともに準備を整えていけるような情報提供や妊婦同士の交流の場を設定し、妊産期における出産や育児の不安及び孤立感の解消を図ることを目的に講座を実施している。

(5) 産後サポート事業

初産婦と生後4か月までの乳児を対象に、助産師による産後の母体ケアや育児相談の実施や、産婦と生後2～5か月の乳児を対象に、地域の子育て経験者による赤ちゃんのいる生活について学ぶ、子育て学習の講座などを実施している。これらの事業をとおして親同士の情報交換、交流機会を設けることで、育児不安の解消をはかるとともに仲間づくりを促している。

また、父親の家事・育児参画の促進に向けた取り組みとして、父親向けの栄養講習会（令和4年度からYouTube配信も実施）及び児童館を会場とした地域育児相談会の実施、令和6年度からは、父親同士の仲間づくりを目的に、助産師の助言を受けながらこれから出産を迎える父親と既に育児を経験している父親との交流を促す父親向け講座を実施している。

(6) 産後ケア事業

産婦及び乳児を対象に、心身ケア、育児支援、その他必要な支援を行う事業を民間事業者への委託により実施している。また、早産等の産婦は利用期間の延長、多胎児を持つ産婦には利用時間・日数の拡充を行っている。令和4年度より、対象者を初回の面接時に支援が必要と認められる方から全ての方とし、ショートステイ、デイケア、アウトリーチ3事業の合計で上限を定め、ニーズに応じた利用とした。

ア ショートステイ（宿泊型）

産後4か月までの産婦と乳児を対象とし、助産院等において宿泊を利用した産婦への心身のケア及び乳児の育児指導等を民間事業者への委託により実施している。

イ デイケア（通所型）

産後6か月までの産婦と乳児を対象とし、助産院等への日帰り利用により、上記のショートステイと同様の支援を行っている。

ウ アウトリーチ（訪問型）

産後１年までの産婦と乳児を対象に、助産師が自宅を訪問して産婦への心身のケア及び乳児の育児指導等を民間事業者への委託により実施している。

(7) 産前家事支援事業

妊娠中において家族等の援助が受けられないため支援を必要とする者に対し、妊婦の健康の回復及び負担の軽減を目的として、家事支援者を派遣して支援を行っている。

(8) 産後家事・育児支援事業

１歳未満の子供を育てる家庭の負担の軽減、孤立化や産後うつの未然防止を目的として、「家事育児サポーター」（産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等）を派遣して支援を行っている。

(9) 多胎児家庭支援事業

多胎児を養育する家庭が抱える、同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てできる環境づくりを行っている。

ア 移動経費補助

３歳未満の多胎児家庭に対し、健診、予防接種などの母子保健事業及び多胎児家庭を対象とした交流会等を利用するための移動経費補助として、交通系ＩＣカードを配布している。

イ 多胎児家庭サポーター事業

３歳未満の多胎児家庭に対し、産後家事・育児支援事業と同様の支援を実施している。

ウ 多胎ピアサポート事業

多胎児を養育する家庭（多胎児家庭）や多胎妊婦を対象に、保護者の不安、悩みの軽減や仲間づくりをすすめることを目的として、交流会形式で参加者同士の情報・意見交換する場を設定し、妊娠中の健康管理や出産後の育児対応等について相談支援・助言等を行っている。

(10) ファーストバースデーサポート事業

健診など行政が関わる機会が少ない１歳の誕生日を目安に、子育て支援情報の提供や家庭状況の把握を目的として、アンケートを送付し、回答のあった世帯に対し、カタログギフトと共に東京都の子育て応援ブックの配布を行っている。

(11) 人材育成事業

産後家事・育児支援事業及び多胎児サポーター事業に従事する者の養成を目的として、家事育児支援サポーター養成講座の受講に係る経費の一部を助成している。また、中野区の委託事業に従事する家事育児サポーターのスキルアップ及び家事育児支援サポーターとして従事を希望する人材を育成するため、養成講座を実施している。

(12) こんにちは赤ちゃん訪問事業

区内に住所・居所を有する生後４か月に達するまでの乳児のいる家庭を、保健師または訪問指導員（区がこんにちは赤ちゃん訪問事業を委託した看護師、助産師、保健師）等が訪問し、乳児と産婦の健康状態把握や産婦に対する育児指導・支援を行っている。

対象となる家庭は、保護者からの出生通知票の提出、医療機関等関係機関からの連絡、住民基本台帳による抽出から把握している。

(13) 出産・子育て応援事業

令和５年度より、国の「出産・子育て応援交付金」及び「東京都出産・子育て応援事業」を活用し、これまで実施してきた妊娠・出産・子育てトータルケア事業をさらに充実させ、相談支援と経済的支援を連動させた取組を進めている。経済的支援の一環として、「出産応援ギフト」及び「子育て応援ギフト」の支給を行っている。

(14) 保健指導訪問

継続的な支援の必要性が認められる場合は、生後４か月以降も引き続き保健指導のため訪問し、必要な支援を行っている。

(15) 産後ケア事業施設改修費補助

令和５年度より、産後ケア事業を実施する事業者に対して、施設の改修、設備の整備及び修繕、備品の購入などの費用の一部を補助している。補助件数：７施設

3 事業の実績

(1) 妊娠週別妊娠届状況

(単位：件)

区 分	妊娠届出 件数	妊娠週数					
		満 11 週 以内	満 12 週 ～19 週	満 20 週 ～27 週	満 28 週 以上	産後	不詳
総 数	2,598	2,473	90	9	9	3	14
中 部	851	824	23	3	1	0	0
北 部	626	586	25	5	4	1	5
南 部	575	559	15	0	0	0	1
鷺 宮	546	504	27	1	4	2	8

(2) こんにちは赤ちゃん学級実施状況

(単位：回、人)

区 分	回数	参加者数
総 数	54	1,359
中 部	13	444
北 部	13	300
南 部	12	324
鷺 宮	12	235
オンライン	4	56

(3) 妊産期相談支援プラン作成状況

(単位：件)

区 分	妊 婦		産 婦	
	新規プラン作成数	更新プラン 作成数	新規プラン作成数	更新プラン 作成数
総 数	2,355 (41)	0	73 (23)	0
中 部	750 (24)	0	23 (9)	0
北 部	564 (5)	0	24 (8)	0
南 部	520 (2)	0	7 (1)	0
鷺 宮	521 (10)	0	19 (5)	0

※ () は、プラン作成数のうち訪問による作成数

(4) 産前・産後サポート事業実施状況

区 分	産前サポート事業		産後サポート事業	
	実施回数	利用延人数	実施回数	利用延人数
令和 6 年度	20 回	160 人	121 回	3,682 人
令和 5 年度	22 回	172 人	122 回	3,347 人
令和 4 年度	22 回	157 人	132 回	3,253 人

※ 令和 4 年度から産後サポート事業を拡充。

※ 産後サポート事業の中には「父親向け栄養講座」各すこやか福祉センター 2 回ずつ実施 64 人参加及び「父親向け講座」年 4 回実施 44 人参加が含まれる。

(5) 産後ケア事業

区 分	ショートステイ (13 事業者)		デイケア (15 事業者)		アウトリーチ (令和 2 年 11 月～) (6 事業者)	
	実人員	利用 延日数	実人員	利用 延日数	実人員	利用 延日数
令和 6 年度	490 人	1,897 日	1,167 人	3,628 日	450 人	1,184 日
令和 5 年度	325 人	1,692 日	879 人	3,078 日	359 人	881 日
令和 4 年度	375 人	1,621 日	697 人	2,552 日	287 人	602 日

(6) 産前家事支援事業（令和 2 年 11 月～）

区 分	実人員	利用延時間数
令和 6 年度	77 人	660 時間
令和 5 年度	64 人	498 時間
令和 4 年度	44 人	335 時間

(7) 産後家事・育児支援事業（令和 2 年 11 月～）

区 分	実人員	利用延時間数
令和 6 年度	461 人	7,223 時間
令和 5 年度	400 人	5,514 時間
令和 4 年度	357 人	5,356 時間

(8) 多胎児家庭支援事業（令和 2 年 11 月～）

ア 移動経費補助 交通系 IC カード

※半導体不足により令和 5 年下半期より子ども商品券に変更

区 分	世帯数
令和 6 年度	68 世帯
令和 5 年度	77 世帯
令和 4 年度	75 世帯

イ 多胎児家庭サポーター事業

区 分	実人員	利用延時間数
令和 6 年度	47 人	3,332 時間
令和 5 年度	42 人	2,582 時間
令和 4 年度	42 人	2,168 時間

ウ 多胎ピアサポート事業（令和 2 年 11 月～）（単位：回、人）

区 分	回 数	参加者数（延）		
		総数	保護者	乳幼児
総 数	4	33	15	18
中 部	1	8	4	4
北 部	1	10	4	6
南 部	1	8	4	4
鷺 宮	1	7	3	4

(9) ファーストバースデーサポート事業（令和 2 年 11 月～）

区 分	ギフト配布件数
令和 6 年度	2,003 件
令和 5 年度	2,147 件
令和 4 年度	2,271 件

(10) 人材育成事業（令和2年11月～）

区 分	資格取得補助人員	養成講座
令和6年度	3人	1回
令和5年度	11人	1回
令和4年度	15人	1回

(11) こんにちは赤ちゃん訪問事業

（単位：件）

区 分	出生数	出生 通知数	こんにちは赤ちゃん訪問		
			訪問指導員		区保健師
			訪問指導	訪問のみ	訪問指導 （件数）
総 数	2,070	2,186	1,783	7	322
中 部		694	529	5	129
北 部		538	440	1	73
南 部		419	399	0	29
鷺 宮		535	415	1	91

※ 出生数は令和6年1月～令和6年12月生

(12) 保健指導訪問

（単位：件）

区 分	保健指導 訪問 （延件数）
総 数	327
中 部	82
北 部	130
南 部	71
鷺 宮	44

関係法規	母子保健法：第9条、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第17条の2、第18条、第19条 保健師助産師看護師法 児童福祉法：第21条の10の2 中野区産後ケア事業実施要綱 中野区出産・子育て・応援事業実施要綱 中野区こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱、中野区産後における家事・育児支援事業実施要綱 中野区家事育児サポーター養成講座受講費用助成交付要綱、中野区産前家事支援事業実施要綱 中野区産後ケア事業施設改修補助金交付要綱
事業開始時期	地方自治法一部改正に伴い都から区へ移管：昭和50年4月、 妊娠・出産・子育てトータルケア事業：平成27年10月 新産婦、新生児訪問：平成17年6月 産前産後家事支援事業：平成31年4月～令和2年10月終了、産前家事育児支援事業：令和2年11月、産後家事・育児支援事業：令和2年11月、多胎児家庭支援事業：令和2年11月 ファーストバースデーサポート事業：令和2年11月、人材育成事業：令和2年11月 産後ケア事業施設改修補助事業：令和5年12月
事業担当	地域包括ケア推進課 すこやか福祉センター企画調整係 すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 VI-x 養育・発達支援（本事業概要）

Ⅵ-Ⅷ 母子保健事業

乳幼児健康診査では、法的根拠に基づき、地域の親と子の健康を守ることを目的として、それぞれの月齢や年齢に応じた健康診査を行い、発育・発達のチェックや疾病の有無等、また子育て支援、虐待予防の視点からも確認し、健康診査の結果、必要な保健・栄養指導及び医療機関での治療等を勧奨している。

1 事業の内容

(1) 3 か月児健康診査

生後3 か月児について、先天性代謝異常の有無、体重等増加状況、神経学的発達等を診察し、生後間もない時期の順調な発育・発達を確認する健康診査を実施している。また、健康診査と同時に、母の育児不安等も含めた子育てに関する保健相談、離乳食や乳歯萌出に向けての栄養・口腔指導等を実施するとともに、予防接種の受け方、事故予防等の保健情報を提供し、健やかな子育てを支援している。

平成15年6月からは3 か月児健康診査において、母親のメンタルアンケート（EPDS）を行い、高得点者には医療系専門職が中心となり相談、面接を行うほか、内容に応じて医師等による専門相談を実施している。さらに平成18年度からは、出産直後の早期対応のために、産婦・新生児訪問事業（こんには赤ちゃん訪問）においてもEPDSを開始し、高得点者に同様の相談を行っている。

(2) 6 か月児・9 か月児健康診査

乳児健康診査の一層の徹底を図るため、6 か月児（対象：6～7 か月児）及び9 か月児（対象：9～10 か月児）の乳児を対象に、契約医療機関で健康診査を実施している。

また、6 か月児健康診査及び9 か月児健康診査ともに未受診の者については、担当地区ごとに状況確認を行っている。

(3) 1 歳6 か月児健康診査

歩行や言語等発達の確認が容易に得られる1 歳6 か月の時点で健康診査を実施することにより、運動機能・聴覚等の障害、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な保健指導等を行い、健康の保持増進を図っている。

また、未受診者については、健診勧奨通知により受診率向上に努めるとともに、未受診者対応マニュアルに従いフォローしている。

なお、平成30年度より1 歳6 か月児健康診査は、契約医療機関での個別受診となった。医療機関での受診結果は、次項の「2 事業の実績」欄に記載のとおりである。

医療機関受診後に各管轄のすこやか福祉センターに受診結果が送付され、保護者への電話または面接、家庭訪問など専門職（栄養士、心理職、保健師、福祉職）が担当地区ごとに対応するとともに、子育て専門相談など必要に応じ区の事業等サービスにつなげている。

また、虐待項目等育児困難感が強く疑われる対象者については保護者との連絡がとれない場合、かかりつけ医への問い合わせや所属する保育園や幼稚園への問い合わせを行う等、状況把握に努め虐待予防の視点においてもきめ細かく対応している。

(4) 3 歳児健康診査

3 歳という年齢は心身の発達上、特に重要な時期であり、身体発達、運動機能の発達、精神発達、生活習慣の観察及び尿検査を行い、心身の障害を早期に発見し、異常の認められる者に対しては専門医療機関を紹介し、無料（各保険の給付の対象として取り扱われる検査の自己負担額を区が負担）の精密検査を行っている。また、心理相談員による精神発達面の相談を実施し、必要に応じて経過を観察のうえ、適切な指導及び措置を行っている。

なお、平成元年7月対象児から視力機能異常等を早期に発見し将来の視力障害の発生を予防するため、視力アンケートを項目に追加して実施している。平成4年4月対象児からは、軽度から中度の難聴を早期に発見し、言語障害の発生を予防するための聴覚アンケートを実施している。

令和2年度から、弱視等の異常を効果的に発見するため、携帯型レフラクトメーターによる検査を実施している。

なお、令和2年7月から集団健康診査未受診者に対し、医療機関の受診票を送付することにより、医療機関への委託も開始している。

3歳児健康診査では、環境省の調査への協力依頼を受けて、平成17年度から環境保健サーベイランス調査を実施している。地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を早急に講ずるために行うもので、データを環境省へ提供している。

(5) 乳幼児経過観察指導

乳幼児健康診査において、経過観察が必要な者、また、訪問指導等で発見された要経過観察者に対し、すこやか福祉センターにおいて身体発育や運動発達等の内科的な経過観察指導を行って乳幼児の健全な育成を図っている。

(6) 受診勧奨者及び未受診者対応

平成17年度から未受診者を要保護児童対策地域協議会対象児童とし、関係機関の連携による支援を実施している。

対応として、受診勧奨通知を発送するとともに、地区担当者による支援を開始する。今までの経過（妊娠届出から全戸訪問、過去の健康診査受診歴等）や庁内調査（保育園・幼稚園在園有無調査、医療機関受診状況調査、予防接種調査、生活保護CWへの調査）により虐待等リスクの有無等考慮しつつ家庭訪問等により受診勧奨と共に支援を行う。また未受診者については、これらの情報を総合的に判断し、必要に応じて中野区児童相談所に虐待通告している。

また、未受診児のうち庁内調査により所在確認できなかった児が転出した場合、転出先自治体に情報提供し継続支援を依頼している。

(7) 子育て専門相談

母親のメンタルヘルス、子どもの発達に関わる相談等に医師・心理相談員等が対応する専門相談を実施している。各すこやか福祉センターに心理職を配置し、個別相談を実施している。

また、子育て中の保護者の育児不安や疑問の解消を目的に、栄養・歯科・心理の各職種がそれぞれの内容に対応して個別相談を実施している。

2 事業の実績

(1) 3～4か月児健康診査実施状況

区 分	回数 (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)	精密検査受診券および 紹介状発行（件）	
							発行数	結果把握数
総 数	48	2,162	2,022	93.5	1,062	52.5	338	265
中 部	12	680	642	94.4	281	43.7	65	56
北 部	12	518	480	92.6	362	75.4	98	80
南 部	12	458	425	92.7	137	32.2	34	27
鷺 宮	12	506	475	93.8	282	59.3	141	102

※ 精密検査受診券・紹介状については現時点も使用可能期間であるため、令和7年5月現時点の結果把握数を記載。

(2) 母親のメンタルアンケート回収状況

区 分	こんにちは赤ちゃん訪問		3か月児健康診査	
	回収数（枚）	高得点者数（人）	回収数（枚）	高得点者数（人）
総 数	2,094	231	2,022	167
中 部	657	75	642	51
北 部	512	55	480	42
南 部	424	56	425	37
鷺 宮	501	45	475	37

(3) 6か月児・9か月児健康診査実施状況

区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診結果内訳（人）			
				異常なし	既医療	要観察	要医療
6か月	2,162	2,014	93.1	1,798	42	91	83
9か月	2,162	1,912	88.4	1,708	49	76	79

(4) 1歳6か月児健康診査

① 実施状況

区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診結果内訳(人)			
				異常なし	既医療	要観察	要医療
	2,082	1,998	95.9	1,657	66	189	86

② 受診後フォロー状況

(単位: 件)

受診後のフォロー状況					
区 分	総 数	地区担当			栄養関連
		小計	一時相談 (電話・面接)	継続相談 (発達・養育)	一時相談 (電話・面接)
総 数	294	248	131	117	46
中 部	64	60	32	28	4
北 部	67	59	30	29	8
南 部	88	59	36	23	29
鷺 宮	75	70	33	37	5

(5) 3歳児健康診査

① 実施状況

区 分	集団健診 回数 (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)	精密検査受診券および 紹介状発行(件)	
							発行数	結果把握数
総 数	48	2,058	1,944	94.4	1,129	58.0	516	267
中 部	12	609	571	93.7	305	53.4	166	92
北 部	12	540	517	95.7	371	71.7	158	83
南 部	12	417	389	93.2	161	41.3	37	8
鷺 宮	12	492	467	94.9	292	62.5	155	84

※ 精密検査受診券・紹介状については現時点でも使用可能期間であるため、令和7年5月現時点の結果把握数を記載。

② 医療機関委託

区分	送付数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
医療機関受診	296	143	48.3

※ 医療機関受診券は4歳になる前日まで受診可能なため、令和7年5月現時点での受診者数である。

③ 個別検査実施状況(3歳児健康診査時)(単位: 人)

区 分	受診者数	異常なし
視力検査	1,944	1,690
SVS(※)	1,932	1,798
聴力検査	1,915	1,756
尿 検 査	1,442	1,304

※ SVS=携帯型レフラクトメーターによる検査

④ 個別相談実施状況(3歳児健康診査時)(単位: 人)

区 分	栄養	心理
総 数	109	209
中 部	41	37
北 部	28	66
南 部	9	38
鷺 宮	31	68

※ 参加者人数は大人の数

(6) 乳幼児経過観察指導

区 分	乳幼児		心理経過観察指導	
	回 数 (回)	受診者数 (人)	回 数 (回)	3 歳児 相談者数 (人)
総 数	48	263	48	261
中 部	12	88	12	71
北 部	12	93	12	43
南 部	12	11	12	88
鷺 宮	12	71	12	59

(7) 受診勧奨者の状況

(単位：人)

区 分	状況把握数	状況把握数の内訳					未把握数
		健康	病気	障害	転出等	その他	
総 数	55	22	1	0	21	11	0
3～4 か月児健診	40	15	1	0	14	10	0
3 歳 児 健 診	15	7	0	0	7	1	0

(8) 子育て専門相談実施状況

区 分	子育て専門相談		内訳			
	回数	相談者数 (人)	栄養関連 (人)	歯科関連 (人)	心理関連 (人)	医師 (人)
総 数	387	804	140	123	530	11
中 部	99	196	29	29	137	1
北 部	99	239	54	35	148	2
南 部	99	201	41	38	116	6
鷺 宮	90	168	16	21	129	2

※ 参加者人数は大人の人数

関係法規	母子保健法 第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条、第 19 条 児童福祉法 第 6 条の 3 第 4 項、第 21 条の 10 の 2 児童虐待の防止等に関する法律 中野区乳幼児健康診査実施要綱 中野区妊婦・乳幼児精密健康診査実施要綱 中野区 6 か月児・9 か月児健康診査実施要綱 中野区こにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱
事業開始時期	3 か月児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査：昭和 24 年 6 か月児健康診査：昭和 47 年 10 月 9 か月児健康診査：昭和 49 年 10 月 （昭和 50 年 4 月地方自治法一部改正に伴い都から区へ移管） 1 歳 6 か月児健康診査：昭和 52 年（平成 31 年 4 月から医療機関へ委託） 3 歳児健康診査：昭和 36 年（平成元年 7 月から視力検診、平成 4 年 4 月から聴覚検診実施 令和 2 年 7 月から携帯型レフラクトメーターによる検査実施） 新産婦、新生児訪問：平成 17 年 6 月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係、子ども教育部 子育て支援課
関連資料	

Ⅵ-ix こども家庭センター

改正児童福祉法（令和 6 年 4 月施行）により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。

これに伴い、中野区では令和 6 年 4 月 1 日から、すこやか福祉センターをこども家庭センターとして位置づけ、個々の家庭に応じた「サポートプラン」の作成、児童虐待の未然防止・早期発見及び多機関協働による重層的な支援、職員の人材育成等の取組を強化している。

令和 6 年度 サポートプラン年間作成数

作成時期	随時相談	中部	北部	南部	鷺宮	合計
妊娠期	かんがる一面接（一般）	716	600	527	512	2,355
	かんがる一面接（要支援）	57	2	23	9	91
赤ちゃん訪問期	赤ちゃん訪問（一般）	528	448	422	386	1,784
	赤ちゃん訪問（要支援）	127	48	20	76	271
乳幼児健診期 （要支援）	3～4 か月児健診	34	22	25	12	93
	3 歳児健診	32	50	4	21	107
随時相談 （要支援）	0 歳～3 歳未満	2	0	15	0	17
	3 歳～就学未満	2	0	35	0	37
	小学生	0	2	2	0	4
	中学生以上	0	0	1	0	1
合 計		1,498	1,172	1,074	1,016	4,760

関係法規	児童福祉法 母子保健法 中野区こども家庭センター事業実施要綱
事業開始時期	令和 6 年 4 月 1 日
事業担当	すこやか福祉センター
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 Ⅵ-vii 妊娠出産トータル支援（本事業概要）

Ⅵ-x 養育・発達支援

1 事業の目的

すこやか福祉センターを地域の子育て支援の中核として、医療系専門職及び福祉職、心理職により、子どもや家庭に関する様々な相談に応じ、継続した支援を行っている。

2 事業の内容

(1) 相談支援及び支援検討会議

養育や発達の課題を抱える家庭について、家族や親族などの相談に応じ、継続した支援を行っている。支援にあたっては、支援検討会議を開催し、すこやか福祉センター内で情報共有及び支援方針を決定し、進行管理を行っている。

(2) グループ等による支援

ア 養育支援グループ

育児困難を抱える保護者に対し、育児不安の軽減を図り虐待の発生の予防を目的に、共通の悩みを抱える参加者同士のグループワークを行っている。

イ 発達支援グループ

発達や育てにくさなど課題のある幼児及び児の発達に不安を抱える保護者に対し、前向きに子育てできるように、また必要な支援につなげるために、親子遊びを中心としたグループ活動を行っている。

ウ 親の学びの場支援プログラム

発達に課題がある幼児を育て、不安を抱える保護者に対して、運動をメインとした親子遊びを通して子どもへの対応を学べるよう支援を行っている。民間事業者に委託し、事業を実施している。

エ 保護者支援プログラム

発達に課題がある幼児を育てる保護者が、子どもをどのように理解し向かい合うか、講義形式で学ぶ場を提供している。大学に委託し、事業を実施している。

(3) 発達支援の取り組み

発達に課題がある乳幼児・児童及びその保護者に対して継続した相談支援を行っている。必要な関係機関と連携し、子どものライフステージに合わせ、きめ細かく対応している。課題のある子どもが就園・就学する際には、その後の生活が円滑に開始できることを目的とした移行支援の取り組みをサポートしている。

また小学校入学後は、小学校、すこやか福祉センター及び学童クラブ等の関係機関が集まり開催される「発達支援連絡会」に参加し、児童の様子や支援に関する情報の交換・共有を図っている。

(4) 子育てひろば

すこやか福祉センターや児童館において、乳幼児親子が気軽に立ち寄り、交流ができる場の提供を行っている。

(5) 講座等の開催

すこやか福祉センターや児童館を会場として、アレルギー教室や事故予防講座等の講習会を開催している。

(6) リトルベビーハンドブックの配布

低出生体重で生まれた子の保護者や家族に対し、その不安に寄り添い子育てを支援していくために、低出生体重児の発育・発達記録に特化した「なかのリトルベビーハンドブック」を配布した。また、毎年低出生体重児を育てる保護者の交流会を開催しており、その中で配布者へ使用感について意見を聴取し、内容の精査を行っている。

3 事業の実績

(1) 保健師相談実施状況

(単位：件)

区 分	総 数			乳 児			幼 児			小学生以上		
	面接	電話	訪問	面接	電話	訪問	面接	電話	訪問	面接	電話	訪問
総 数	528	5,675	729	235	3,447	528	242	1,830	156	51	398	45
中 部	196	2,218	258	102	1,494	219	94	646	38	0	78	1
北 部	77	1,402	201	31	804	138	35	528	61	11	70	2
南 部	177	1,099	128	67	468	66	78	444	33	32	187	29
鷺 宮	78	956	142	35	681	105	35	212	24	8	63	13

(2) 支援検討会議の開催状況

区 分	会議開催数 (回)	検討対象者数 (件)	内訳 (件)	
			養育支援	発達支援
総 数	95	4,747	4,185	562
中 部	24	1,477	1,395	82
北 部	24	1,356	1,098	258
南 部	23	985	898	87
鷺 宮	24	929	794	135

(3) グループ支援状況

(単位：回、人)

区 分		回 数	参加者数 (延)		
			総 数	保護者	乳幼児
養育支援グループ	中 部	10	34	18	16
	北 部	9	54	27	27
	南 部	10	65	33	32
	鷺 宮	10	46	22	24
発達支援グループ	中 部	18	94	48	46
	北 部	18	167	84	83
	南 部	18	123	65	58
	鷺 宮	18	140	69	71
親の学びの場支援プログラム		24	310	155	155
保護者支援プログラム		3	31	16	15

(4) 発達支援連絡会実施状況 (単位：件)

区 分	個別支援計画会議
総 数	168
中 部	50
北 部	50
南 部	42
鷺 宮	26

(5) 福祉職関係機関訪問実施状況

(単位：件)

区 分	保育園	幼稚園	小学校	中学校	療育機関	その他
総 数	263	71	62	22	126	16
中 部	64	14	18	4	12	6
北 部	56	19	17	5	42	8
南 部	79	13	10	11	14	0
鷺 宮	64	25	17	2	58	2

(6) 子育てひろば (単位：人)

区 分	子育て広場
総 数	20,317
中 部	10,420
北 部	1,023
南 部	7,210
鷺 宮	1,664

(7) 講座の開催 (単位：回、人) ※参加者数は大人＋子ども

区 分	アレルギー教室		事故予防講座	
	回数	参加者数	回数	参加者数
総 数	4	89	5	112
中 部	1	28	0	0
北 部	1	15	1	20
南 部	1	23	1	32
鷺 宮	1	23	3	60

(8) リトルベビー交流会 (単位：人)

区分	総数	内訳	
		保護者	乳幼児
座談会参加人数	16	8	8

関係法規	中野区すこやか福祉センター条例 母子保健法、児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律 中野区養育支援訪問事業実施要綱 発達障害者支援法
事業開始時期	すこやか福祉センターでは平成23年4月から
事業担当	地域包括ケア推進課 すこやか福祉センター企画調整係 すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 VI-vii 妊娠出産トータル支援（本事業概要）

Ⅵ-xi 栄養・歯科支援

1 事業の目的

妊産婦、乳幼児を中心として、家族の健康の維持増進と疾病予防を目的とし、医療系専門職により健康診査時に個別及び集団指導や各種講習会を行っている。栄養改善知識の普及と適切な食生活習慣への改善を図る。

生涯を通した歯と口腔の健康づくりの基盤であり、口腔機能の育成期となる乳幼児期に、歯科健康診査、個々に応じた保健指導および相談を行う。

2 事業の内容

(1) 離乳食講習会

5 か月から 18 か月の乳児の保護者を対象に、離乳食・歯みがきスタート講座、初期・中期コースと後期コース、完了期コースを開催している。講習会を通して、子どもの発達・発育に応じた調理形態や食べさせ方、食事のリズム等について子育て世代にわかりやすく伝える食の支援を行っている。

(2) 妊婦歯科栄養講習会

妊娠期からの健康の保持・増進のため、栄養バランスや口腔ケアについて簡単な調理法や口腔チェック等を実施している。

(3) 個別栄養相談

乳幼児健康診査、各種講習会等開催時に必要に応じて個別相談を実施するほか、随時来所または電話による相談を実施している。

(4) 1 歳 6 か月児歯科健康診査

乳臼歯の萌出が始まり、咀嚼や発音など、口の基本的機能が獲得されてくる時期に、健康診査を行い、口腔機能の育成、乳歯う蝕予防を目指す。う蝕に罹患した児や再指導が必要な児に対しては、事後指導を行っている。令和元年度から、区内契約医療機関への委託により実施している。

(5) 3 歳児歯科健康診査

上下顎の乳臼歯が生えそろそろ乳歯列完成期以降は、乳臼歯のう蝕が増加傾向にあり、後続永久歯のう蝕を誘発し、永久歯列にも影響を及ぼす。正常な口腔機能を育むために、乳歯だけでなく、永久歯の健全育成のための保健指導をあわせて行っている。また、3 歳以降は、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な口腔診査を受けることも推奨している。令和 2 年度から、区内契約医療機関への委託により実施している。

(6) 個別歯科相談

各種講習会等開催時に必要に応じて個別相談を実施するほか、随時来所または電話による相談を実施している。

(7) 歯みがき教室

6 か月から・1 歳からそれぞれの歯みがき教室において、乳幼児の歯みがき習慣や保護者の口腔衛生について等の講習を実施している。

3 事業の実績

(1) 離乳食講習会 (単位：回、組)

区 分	離乳食講習会		スタート講座	
	回数	参加組数	回数	参加組数
総 数	57	423	48	267
中 部	15	121	12	61
北 部	14	113	12	83
南 部	14	95	12	37
鷺 宮	14	94	12	86

(2) 妊婦歯科栄養講習会実施状況 (単位：回、人)

区 分	妊婦歯科栄養講習会	
	総 数	参加者数
総 数	24	76
中 部	6	21
北 部	6	28
南 部	6	14
鷺 宮	6	13

(3) 個別栄養相談実施状況 (単位：人)

区 分	相談数	内 訳		
		妊産婦	乳幼児	18 歳未満
総 数	879	85	792	2
中 部	242	29	211	2
北 部	259	29	230	0
南 部	149	13	136	0
鷺 宮	229	14	215	0

(4) 1 歳 6 か月児歯科健康診査状況

区 分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	むし歯の ない人 (人)	むし歯の ある人 (人)	未処置歯の ある人 (人)	現在歯数 (本)
総 数	2,082	1,719	82.6	1,713	6	5	25,100
中 部	605	513	84.8	512	1	1	7,461
北 部	569	456	80.1	456	0	0	6,652
南 部	425	348	81.9	346	2	1	5,092
鷺 宮	483	402	83.2	399	3	3	5,895

(5) 3歳児歯科健康診査状況

区 分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	むし歯の ない人(人)	むし歯の ある人(人)	未処置歯の ある人(人)	現在歯数 (本)
総 数	2,058	1,504	73.1	1,445	59	47	29,794
中 部	609	439	72.1	421	18	15	8,683
北 部	540	398	73.7	378	20	12	7,903
南 部	417	316	75.8	309	7	6	6,257
鷺 宮	492	351	71.3	337	14	14	6,951

(6) 個別歯科相談状況

(単位：人)

区 分	総 数			妊 産 婦			乳 幼 児			小 学 生		中学生以上	
	電話	来所	訪問	電話	来所	訪問	電話	来所	訪問	電話	来所	電話	来所
総 数	31	254	3	0	3	0	31	247	3	0	4	0	0
中 部	3	74	1	0	2	0	3	72	1	0	0	0	0
北 部	6	69	1	0	0	0	6	67	1	0	2	0	0
南 部	3	42	1	0	1	0	3	41	1	0	0	0	0
鷺 宮	19	69	0	0	0	0	19	67	0	0	2	0	0

(7) 歯みがき教室 (単位：回、人)

区 分	回数	受講者数
総 数	24	435
中 部	6	110
北 部	6	118
南 部	6	108
鷺 宮	6	99

関係法規	母子保健法 第9条、第10条、第12条、第13条、第14条 健康増進法 第17条 食育基本法 第6条、第7条、第8条、第21条 中野区乳幼児健康診査実施要綱 中野区歯科衛生相談事業運営要綱
事業開始時期	歯科衛生相談室設置 中部保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和50年11月 北部保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和52年10月 鷺宮保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和55年1月 南部保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和58年7月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 Ⅵ-xii 地域健康活動支援（本事業概要）

VI-xii 地域健康活動支援

1 目的

地域における区民への健康思想の普及啓発と健康づくり、ならびに人材育成

2 事業の内容

- ・ 医療系専門職による相談、講座食育活動の支援等を実施している。
- ・ 地域の各種団体からの依頼等により専門職を講師として派遣するなど、地域における健康づくりやグループ活動を支援している。

3 事業の実績

(1) ライフステージに応じた健康づくり実施状況

(単位：回、人)

	総数		中部		北部		南部		鷺宮	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
総数	44	828	10	237	11	214	12	231	11	146
女性の健康講座	4	63	1	20	1	18	1	16	1	9
栄養講習会（全年代）	8	38	2	10	2	12	2	7	2	9
食育講習会（乳幼児・学童）	26	527	6	170	7	170	7	129	6	58
地域健康づくり講習会	4	86	1	37	1	14	1	19	1	16
精神保健福祉講座	2	114	0	0	0	0	1	60	1	54

(2) 地域の団体及び人材育成支援実施状況

(単位：回、人)

		総数		中部		北部		南部		鷺宮	
		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
総数		86	2,744	28	411	12	227	29	1,757	15	322
地域の各種団体からの依頼講座、健康相談	熱中症予防、血压、マスクの着用等健康づくり全般	37	1,798	8	127	2	63	22	1,437	5	171
	齲歯の予防、嚥下機能等口腔ケア全般	28	699	7	159	7	130	5	291	9	119
	栄養バランス、離乳食等栄養・食育全般	19	220	13	125	3	34	2	29	1	32
心の病のある方の家族セミナー	地域での心の健康づくり普及啓発	2	27								

関係法規	健康増進法 第17条第1項、 地域保健法 第18条、 食育基本法 第21条 地域保健対策の推進に関する基本的な指針 中野区歯科衛生相談事業運営要綱 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 自殺対策基本法
事業開始時期	家族セミナー：平成11年度 精神保健福祉講座：平成11年度
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	

Ⅵ-x iii 地域介護予防・健康生きがいづくり

1 介護予防普及啓発事業

65 歳以上の高齢者を対象に介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み及び介護予防に対する認識の向上を目的とした介護予防事業等を実施している。高齢者の健康づくり・介護予防事業の地域の拠点である高齢者会館等を会場として、委託により実施している。

(1) 生活機能向上プログラム

高齢期における心身機能の低下（フレイル）を予防するために重要な 3 つの要素「歩く」「食べる」「考える」をテーマとしたプログラム（年 12 回以上）を、各高齢者会館等 19 か所で実施している。

(2) 音響機器による介護予防事業

高齢者会館などにおいて、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、その中で区民になじみのある音響機器を活用した介護予防プログラムを新たに実施することにより、一般の高齢者・虚弱高齢者と心身の状況等により分け隔てることなく誰でも一緒に参加できる活動を実施している。音響機器を活用した健康体操のほか、利用者の特性にあわせた音楽重視コース・体操重視コース・脳トレコースを実施し、能力の向上を図っている。

2 健康・生きがいづくり事業

身近な地域の施設を利用して、60 歳以上の高齢者が、介護予防につながる運動や趣味の教室、文化講座などを受ける機会を設け、高齢者の通いの場を作るとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的とした事業を、高齢者会館等で実施している。

参加者の増加を図るため、人気の体操や歌の教室を始めとした幅広いテーマの事業を用意し、定期的に内容の見直しを行っている。

3 実施状況

(1) 生活機能向上プログラム実施状況

施設名	テーマ別事業 延種類数			テーマ別事業 実施延回数			回数	延参加者数（人）		
	歩く	食べる	考える	歩く	食べる	考える		総数	男	女
令和 6 年度総数	38	25	49	183	73	179	314	4,789	482	4,307
し ん や ま の 家	2	2	5	5	2	12	19	584	39	545
南 部 高 齢 者 会 館	1	1	3	8	1	12	12	111	19	92
本 一 高 齢 者 会 館	1	1	1	4	6	2	12	297	13	284
宮 園 高 齢 者 会 館	2	1	3	9	9	20	24	291	33	258
昭 和 高 齢 者 会 館	2	0	5	2	0	11	12	121	8	113
東 中 野 い こ い の 家	1	1	1	5	2	5	12	168	11	157
上 高 田 高 齢 者 会 館	2	2	4	10	2	12	12	186	12	174
上 高 田 東 高 齢 者 会 館	2	2	3	7	4	8	15	177	47	130
沼 袋 高 齢 者 会 館	4	1	6	20	2	16	31	578	57	521
野 方 高 齢 者 会 館	1	2	1	10	3	1	13	127	2	125
東 山 高 齢 者 会 館	3	3	3	9	8	15	16	255	68	187
若 宮 高 齢 者 会 館	2	2	2	22	13	13	25	558	59	499
若 宮 い こ い の 家	2	1	3	12	2	14	16	410	73	337
白 鷺 高 齢 者 会 館	1	1	1	12	12	12	12	116	15	101
鷺 六 高 齢 者 会 館	1	1	1	6	1	4	12	53	7	46
鷺 宮 高 齢 者 会 館	2	1	2	10	3	2	15	164	6	158
や よ い の 園	6	1	3	7	1	7	15	230	11	219
松が丘シニアプラザ	2	1	1	10	1	2	13	163	1	162
上鷺宮区民活動センター	1	1	1	15	1	11	28	200	1	199
令和 5 年度総数	39	31	67	173	62	187	310	4,661	555	4,106
令和 4 年度総数	36	23	52	161	59	139	282	4,257	384	3,873

(2) 音響機器による介護予防事業実施状況 (単位：回、人)

会 場	回数	参加者数		
		総数	男	女
令和 6 年度 (67 コース) 総数	825	13,200	1,346	11,854
し ん や ま の 家	33	722	1	721
南 部 高 齢 者 会 館	33	340	31	309
本 一 高 齢 者 会 館	33	378	0	378
宮 園 高 齢 者 会 館	33	635	74	561
昭 和 高 齢 者 会 館	33	368	37	331
東 中 野 い こ い の 家	33	370	57	313
上 高 田 高 齢 者 会 館	33	483	21	462
上 高 田 東 高 齢 者 会 館	33	411	59	352
沼 袋 高 齢 者 会 館	33	683	61	622
野 方 高 齢 者 会 館	33	351	60	291
東 山 高 齢 者 会 館	33	291	113	178
若 宮 高 齢 者 会 館	33	542	65	477
若 宮 い こ い の 家	33	470	69	401
白 鷺 高 齢 者 会 館	33	281	0	281
鷺 六 高 齢 者 会 館	33	358	29	329
鷺 宮 高 齢 者 会 館	33	170	30	140
中 野 三 丁 目 敬 老 館	33	314	29	285
松 が 丘 シ ニ ア プ ラ ザ	33	524	14	510
江 古 田 区 民 活 動 セ ン タ ー	33	811	59	752
鍋 横 区 民 活 動 セ ン タ ー	33	640	74	566
新 井 区 民 活 動 セ ン タ ー	33	1,719	262	1,457
野 方 区 民 活 動 セ ン タ ー 分 室	33	879	60	819
鷺 宮 区 民 活 動 セ ン タ ー 分 室	33	554	74	480
上 鷺 宮 区 民 活 動 セ ン タ ー	33	472	34	438
中部すこやか福祉センター	33	434	33	401
令和 5 年度 (74 コース) 総数	825	12,392	1,383	11,009
令和 4 年度 (70 コース) 総数	792	11,643	1,542	10,101

(3) 健康・生きがいづくり事業実施状況

区分	施設名	令和 6 年度				令和 5 年度		令和 4 年度	
		事業 種類	延参加者数（人）			事業 種類	延参加者 数（人）	事業 種類	延参加者 数（人）
			総数	男	女				
	総 数	263	81,711	13,166	68,545	292	79,177	247	73,948
高齢者 会館	しんやまの家	16	7,249	1,705	5,544	20	7,738	13	7,350
	南部高齢者会館	14	2,668	509	2,159	12	2,459	10	2,238
	本一高齢者会館	18	9,175	1,153	8,022	19	9,222	17	9,158
	宮園高齢者会館	10	7,649	1,018	6,631	11	7,687	10	7,693
	昭和高齢者会館	15	3,855	192	3,663	14	3,208	15	2,519
	東中野いこいの家	15	4,380	806	3,574	15	3,555	15	4,313
	上高田高齢者会館	9	2,853	1,037	1,816	13	2,677	13	3,256
	上高田東高齢者会館	14	3,551	441	3,110	15	3,274	17	3,548
	沼袋高齢者会館	10	4,508	863	3,645	10	3,904	9	2,371
	野方高齢者会館	13	2,628	226	2,402	13	2,566	12	2,469
	東山高齢者会館	10	1,980	396	1,584	12	2,010	6	1,510
	若宮高齢者会館	17	3,907	703	3,204	20	4,385	18	3,928
	若宮いこいの家	16	5,912	1,325	4,587	16	5,267	13	4,546
	白鷺高齢者会館	13	4,911	436	4,475	16	4,892	12	4,253
	鷺六高齢者会館	18	4,492	1,045	3,447	23	4,228	19	3,675
	鷺宮高齢者会館	6	753	72	681	8	735	6	659
高齢者 施設	やよいの園	12	3,521	268	3,253	12	3,754	12	2,978
	中野三丁目敬老館	4	836	62	774	4	809	3	762
	松が丘シニアプラザ	7	1,069	94	975	12	1,068	7	963
ふれあ いの家	城山ふれあいの家	1	1,191	105	1,086	1	1,133	1	1,152
	みずの塔ふれあいの家	3	243	56	187	3	491	3	542
区民 活動 セン ター	弥生区民活動センター	10	760	120	640	11	712	4	423
	江古田区民活動センター	5	2,331	311	2,020	5	2,120	5	2,391
	上鷺宮区民活動センター	3	328	69	259	3	355	3	368
	鍋横区民活動センター分室	3	843	115	728	3	831	3	775
	中部すこやか福祉センター	1	118	39	79	1	97	1	108

関係法規	介護保険法 115 条の 45（地域支援事業） 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 中野区短期集中予防サービス事業及び介護予防普及啓発事業実施要綱 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
事業開始時期	生活機能向上プログラム：令和 2 年度 音響機器による介護予防事業：平成 29 年度 健康・生きがいづくり事業：平成 18 年 4 月
事業担当	すこやか福祉センター
関連資料	

Ⅶ 介護予防推進

Ⅶ- i 総合事業推進

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始し、予防給付のうち訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行した。また、高齢者自身の能力を最大限に活かしながら、要介護状態になることを予防するため、従来の介護サービス事業所によるサービスに加え、住民主体によるサービスなど多様な主体による取り組みを進めている。高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業も実施している。

なお、要支援認定者以外でも、65歳以上で「基本チェックリスト」により事業対象者とされ、サービスの利用が必要とされた場合は、訪問型サービスや通所型サービスを利用することができる。

1 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の要支援認定者及び65歳以上で基本チェックリストにより事業対象者とされた者のうち、介護予防ケアマネジメントの中で本事業の参加が有効であると認められたものを対象として実施する。

(1) 指定事業者によるサービス

訪問型サービス	15,845 件	執行額	322,830,286 円
（内訳）			
従前（現行）相当サービス	15,510 件		
緩和（区独自）基準サービス	335 件		
緩和（他市町村独自）基準サービス	0 件		

通所型サービス	18,798 件	執行額	544,133,461 円
（内訳）			
従前（現行）相当サービス	18,734 件		
緩和（区独自）基準サービス	64 件		

高額介護予防サービス費相当事業 677 件 執行額 2,293,577 円

高額医療合算介護予防サービス費相当事業 136 件 執行額 2,635,830 円

審査支払件数 34,743 件 執行額 2,123,133 円

(2) 短期集中予防サービス事業

短期間（3か月程度）に生活機能の改善を図るため、機能訓練指導員等が区内の会場で実施する通所型サービス及びリハビリテーション専門職が自宅等を訪問する訪問型のサービスを実施した。

ア 通所型（なかの元気アップセミナー）

地域で自分らしい生活が続けるため、日常生活動作の役割や生きがいを獲得し、閉じこもり及び孤立を予防することを目的とする。実施期間は週1回・全12回・所要時間2時間程度。6か所の会場で6コース実施した。一部送迎サービスあり。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			484	131	353
鷺宮圏域 (鷺宮高齢者会館)	令和 6 年 11 月 7 日～令和 7 年 1 月 30 日	12	90	10	80
鷺宮圏域 (介護サービス事業所)	令和 6 年 5 月 9 日～令和 6 年 7 月 25 日	12	46	23	23
北部圏域 (松が丘シニアプラザ)	令和 6 年 12 月 2 日～令和 7 年 3 月 10 日	12	85	31	54
北部圏域 (介護サービス事業所)	令和 6 年 8 月 28 日～令和 6 年 11 月 13 日	12	128	35	93
中部圏域 (介護サービス事業所)	令和 6 年 12 月 7 日～令和 7 年 3 月 15 日	12	58	12	46
南部圏域 (介護サービス事業所)	令和 6 年 9 月 4 日～令和 6 年 11 月 20 日	12	77	20	57

イ 訪問型（なかの元気アップ訪問）

リハビリテーション専門職が自宅等を訪問し、生活における個別課題を解決することを目的とする。利用者 1 人につき、初回より 3 か月以内、1 回 1 時間、最大 6 回までを限度としている。

・実施回数 72 回 利用人数 12 人

(3) 住民主体サービス

住民が主体となって、自主的・自発的に地域における生活支援や介護予防に資する活動を行う事業

ア 訪問型（シルバーサポート）

支援計画に基づき継続的支援を必要とする者に、1 時間につき 200 円の自己負担で 1 か月につき 5 時間を限度とし、シルバー人材センター会員を派遣して日常生活の支援及び外出支援を行う。

実利用人数 16 名、延利用時間数 508.5 時間。サービス内容は掃除、買い物代行、洗濯など。

イ 通所型（ミニデイサービス）

高齢者会館 16 か所において、ミニデイサービスを実施。週 1 回 3 時間程度、食事の提供、運動、レクリエーションなどを行う。実利用人数 178 人。

ウ 補助事業（中野区住民主体サービス事業補助金）

住民主体サービスを行う地域の自主活動団体に対して、立ち上げ支援及び運営費の補助を行っている。

- ・ 訪問型サービス 0 団体
- ・ 通所型サービス 5 団体
- ・ その他の生活支援サービス 1 団体

2 一般介護予防事業

65 歳以上のすべての高齢者等を対象として実施する事業

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取組及び介護予防に対する認識の向上を目的とした介護予防事業や講演会等を実施している。高齢者の健康づくり・介護予防事業の地域の拠点の施設を会場として、事業者への委託により実施している。

ア 運動器の機能向上プログラム

健康運動指導士等による椅子座位運動、下肢筋トレ、脳トレ等の転倒・骨折予防のプログラムを、週 1 回・全 10 回実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			892	176	716
中部スポーツ・ コミュニティプラザ	令和 6 年 5 月 13 日 ～ 令和 6 年 7 月 22 日	10	67	7	60
	令和 6 年 5 月 9 日 ～ 令和 6 年 7 月 11 日	10	68	0	68
	令和 6 年 9 月 2 日 ～ 令和 6 年 12 月 2 日	10	75	18	57
	令和 6 年 9 月 5 日 ～ 令和 6 年 11 月 7 日	10	63	0	63
	令和 7 年 1 月 6 日 ～ 令和 7 年 3 月 24 日	10	58	9	49
	令和 7 年 1 月 9 日 ～ 令和 7 年 3 月 13 日	10	69	10	59
南部スポーツ・ コミュニティプラザ	令和 6 年 5 月 7 日 ～ 令和 6 年 7 月 9 日	10	48	18	30
	令和 6 年 9 月 2 日 ～ 令和 6 年 12 月 2 日	10	86	18	68
	令和 7 年 1 月 6 日 ～ 令和 7 年 3 月 24 日	10	95	10	85
	令和 7 年 1 月 7 日 ～ 令和 7 年 3 月 18 日	10	85	17	68
鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ	令和 6 年 5 月 7 日 ～ 令和 6 年 7 月 9 日	10	90	40	50
	令和 6 年 9 月 3 日 ～ 令和 6 年 11 月 12 日	10	88	29	59

イ 水中運動プログラム

水泳指導管理士等による、水中ウォーキング、水中ストレッチ等を、週 1 回・全 10 回実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			327	76	251
南部スポーツ・ コミュニティプラザ	令和 6 年 5 月 8 日～令和 6 年 7 月 10 日	10	94	20	74
	令和 6 年 9 月 4 日～令和 6 年 11 月 6 日	10	81	12	69
鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ	令和 6 年 5 月 10 日～令和 6 年 7 月 12 日	10	81	22	59
	令和 6 年 9 月 6 日～令和 6 年 11 月 8 日	10	71	22	49

ウ 認知症予防プログラム

健康運動指導士等による、座位リズム運動、立位運動等の運動と認知課題（計算、しりとり等）を組み合わせたプログラムを、週1回・全10回実施した。（単位：回、人）

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			472	124	348
南部スポーツ・ コミュニティプラザ	令和6年 5月13日 ～ 令和6年 7月22日	10	78	43	35
	令和6年 9月 2日 ～ 令和6年12月 2日	10	87	8	79
	令和7年 1月 6日 ～ 令和7年 3月24日	10	64	20	44
鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ	令和6年 5月 9日 ～ 令和6年 7月11日	10	70	9	61
	令和6年 9月 5日 ～ 令和6年11月 7日	10	91	10	81
	令和7年 1月 9日 ～ 令和7年 3月13日	10	82	34	48

エ 口腔機能・栄養向上プログラム

歯科医師等による、軽体操、口腔衛生、口腔機能、栄養、誤えん防止、摂食及びえん下等口腔機能向上を組み合わせたプログラムを週1回・全6回実施した。

（単位：回、人）

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			173	17	156
野方区民活動センター	令和6年6月4日～令和6年7月9日	6	47	11	36
中野区歯科医師会館	令和6年9月10日～令和6年10月15日	6	62	0	62
南部すこやか福祉センター	令和7年2月4日～令和7年3月18日	6	64	6	58

オ 痛くならない・痛くてもできる体操教室

柔道整復師によるストレッチ、体操及び講義等（栄養学、認知症予防、誤えん・セルフケア等）を組み合わせたプログラムを週2回・全8回実施した。

（単位：回、人）

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			210	28	182
北部・鷺宮圏域 (整骨院)	令和6年5月7日～令和6年5月31日	8	35	12	23
	令和6年6月4日～令和6年6月28日	8	34	8	26
	令和6年10月1日～令和6年10月25日	8	41	0	41
中部・南部圏域 (整骨院)	令和6年5月7日～令和6年5月31日	8	21	0	21
	令和6年6月11日～令和6年7月9日	8	34	8	26
	令和6年10月1日～令和6年10月25日	8	45	0	45

カ 測定会

令和6年11月5日～11月8日、令和7年2月3日～2月7日にかけて、区内施設において歩行姿勢測定システムを使用した歩行姿勢測定会を実施した。（区内17か所 延参加人数277人）

キ なかの元気アップ体操ひろば

主に高齢者会館等の区有施設がない地域の民間施設やオンラインを活用して、通年で参加できる体操の場として、週に1回30分程度、前半の入替え制で開催している。

(単位：回、人)

会場	実施曜日	回数	延参加人数
			総数
総数（会場実施分）		327	6,236
小淀ホーム	毎週月曜日	40	365
コーシャハイム 中野弥生町	毎週火曜日	48	1,695
コーシャハイム 上鷺宮	毎週水曜日	49	1,147
南台商店街会館	毎週木曜日	48	588
中野友愛ホーム	毎週木曜日	48	737
東京都生協連会館	毎週金曜日	47	1307
若宮3丁目家政会館	毎週金曜日	47	397
オンライン体操ひろば	毎週火・水・木曜日	142	1,783

ク 朝活体操

朝の時間帯を有効活用し、中野区立総合体育館のサブアリーナで、通年で予約なしで気軽に参加できる体操の場として開催している。7時15分～7時45分、8時～8時30分の2部構成で各回定員40名。延参加人数1,296人。

(2) 健康・生きがいづくり事業

ア 介護予防に資する住民主体の活動促進助成（中野区社会福祉協議会）

地域の住民主体のまちづくりを進めるため、地域の福祉課題の解決に取り組むボランティアグループや団体に対し、高齢者の介護予防をめざし取り組む事業の経費の一部を助成した（1団体3万円まで）。

・令和6年度助成件数 20件

イ 介護予防に係る地域人材育成研修

介護予防事業業務委託により区が設置している音響機器について、新機種への入れ替えに伴い高齢者会館の運営スタッフ等に新機種の操作・機能を説明した。併せて、音響機器に搭載するDKエルダーシステムの各種コンテンツを紹介、体験してもらうことで活用を促し、区民活動センター及び高齢者会館における介護予防活動の拡充を図った。

・音響機器利活用説明会 全4か所で実施 参加人員 44人

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

ア 地域における介護予防の取組を強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業。

・アセスメント支援 実施件数 27件

・地域活動団体等支援 実施件数 60件

イ 地域団体の支援者であるリハビリテーション専門職及び地域包括支援センター職員を対象として、多様な予防プログラムを展開する手法を学ぶ、地域リハビリテーションセミナーを実施した。

・地域リハビリテーションセミナー 全1回実施 参加人員 22人

関係法規	介護保険法第115条の45（地域支援事業） 地域支援事業実施要綱 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 中野区短期集中予防サービス事業及び介護予防普及啓発事業実施要綱 中野区住民主体サービス事業実施要綱 中野区住民主体サービス事業補助金交付要綱
事業開始時期	平成29年4月1日
事業担当	地域包括ケア推進課 介護予防推進係、介護保険課 介護給付係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 VI-x iii 地域介護予防・健康生きがいづくり（本事業概要）

Ⅶ-ii 住民活動支援

1 事業の目的

高齢者の生活支援等のサービスについて、住民が担い手となる自主活動団体など多様な主体によって提供できるよう体制を整備していく。

2 事業の内容

平成 29 年 4 月の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、高齢者生活支援サービス担い手養成講座及び住民主体サービスを提供できる団体等の立ち上げを目指した地域支援実践講座を実施した。

(1) 高齢者生活支援サービス担い手養成講座

中野区社会福祉協議会に委託し実施。家事援助、生活援助に関する講義及び実技など地域での高齢者支援について、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」（厚生労働省）で示されているカリキュラムを参考に組み立てた。また、講座のなかで、現に支援に携わっている方々との交流・情報交換の機会を設定した。

(2) 地域支援実践講座（立上げ支援講座）

地域における男性の健康づくりの場が不足している現状を踏まえ、音響機器のコンテンツである「スポーツボイス」を活用し、歌唱による健康効果や楽しさを知ってもらうための連続講座を開催し、自主的な活動による男性の健康づくりに資する「通いの場（オープンな住民主体活動）」の立ち上げを目指して実施した。

3 事業の実績

- (1) 高齢者生活支援サービス担い手養成講座 全 24 回 参加人員 延 233 人
 (2) 地域支援実践講座（立上げ支援講座） 2 会場 全 12 回 実参加人数 25 人 1 団体設立

関係法規	介護保険法第 115 条の 45（地域支援事業） 地域支援事業実施要綱
事業開始時期	平成 28 年 4 月 1 日
事業担当	地域包括ケア推進課 介護予防推進係
関連資料	

Ⅷ 在宅サービス

Ⅷ- i 高齢者健康支援

1 事業の内容

(1) 敬老事業

昭和 40 年から 77 歳、88 歳及び 99 歳以上の者に対し、敬老祝品を贈呈していたが、平成 13 年度から対象者を 100 歳以上とした（中野区敬老祝品贈呈事業実施要綱）。

平成 16 年度からは、対象者について、「年内に 100 歳以上の誕生日を迎える者」から、「年度内に 100 歳以上の誕生日を迎える者」に変更し、「敬老の日」を中心に祝品を贈呈している。また、平成 17 年度からは 88 歳（米寿）のお祝いとして区内園児が描いた絵に、令和 6 年度からは 18 歳以下の中野区在住・在学・在勤者から公募した絵の優秀作品に区長のお祝いの言葉を添えた敬老カードを、対象者に送付している。

敬老祝品贈呈実施状況

区分	贈呈者数	
88 歳（米寿）	1,556 人	優秀作品の絵を使用した敬老カード
100 歳以上	247 人	中野区内共通商品券（10,000 円分）

(2) 高齢者農園

高齢者の健康保持と仲間づくりを行い、併せて園芸技術を習得するなど、高齢者の福祉増進を図ることを目的とする事業で、昭和 51 年 4 月から実施している。

利用対象者は区内在住の 60 歳以上の方。平成 13 年度から費用負担あり（中野区高齢者農園要綱）。

花・野菜、盆栽、植木の 3 つのグループがあり、区内 3 か所の農園で園芸作業を行っている。

- ・ やよい農園 中野区弥生町四丁目 30 番
- ・ かみさぎ農園 中野区上鷺宮五丁目 30 番
- ・ かみさぎ農園分園 中野区上鷺宮一丁目 16 番

農園別利用者数

	花・野菜部	盆 栽 部	植 木 部	計
や よ い 農 園	23 人		11 人	34 人
かみさぎ農園（分園含む）	24 人	6 人	13 人	43 人

(3) 三療サービス

高齢者、障害のある人及び原子爆弾の被爆者に対し、はり・きゅう・マッサージで医療行為に当たらないもの並びに健康及び保健に関する情報の提供、健康相談等を行い、その健康増進を図るとともに、三療の施術にたずさわる視覚障害のある人の就業の援助を図ることを目的とする事業で、昭和 51 年 5 月から実施している（中野区三療サービス実施要綱）。

中野区鍼灸按摩マッサージ師会への委託により、区内に居住する 60 歳以上の者を対象として、毎月 1 回、高齢者会館、高齢者集会室等 30 か所で行っている。

また、平成 2 年 4 月からは、65 歳以上で常時寝たきりの高齢者及び身体障害者手帳 1 級該当者に対して、さらに、平成 4 年 4 月からは、被爆者健康手帳の交付を受けている者に対しても、年 4 回まで自宅へ出張施術を行っている。自己負担金は、いずれも 1 回 900 円。

三療サービス実施状況

(単位：人)

会 場	利用者数	会 場	利用者数
総 数	4,253		
し ん や ま の 家	130	鷺 六 高 齢 者 会 館	139
南 部 高 齢 者 会 館	114	南中野区民活動センター	114
本 一 高 齢 者 会 館	210	鍋横区民活動センター分室	101
城 山 ふ れ あ い の 家	100	中部すこやか福祉センター	93
宮 園 高 齢 者 会 館	221	新 井 区 民 活 動 セ ン タ ー	233
東 中 野 い こ い の 家	134	江古田区民活動センター	142
昭 和 高 齢 者 会 館	92	沼 袋 区 民 活 動 セ ン タ ー	115
上 高 田 高 齢 者 会 館	130	野方区民活動センター分室	179
上 高 田 東 高 齢 者 会 館	94	大 和 区 民 活 動 セ ン タ ー	134
沼 袋 高 齢 者 会 館	160	上鷺宮区民活動センター	134
みずの塔ふれあいの家	76	や よ い の 園	74
野 方 高 齢 者 会 館	151	中野三丁目（旧堀江）敬老館	124
東 山 高 齢 者 会 館	103	松 が 丘 シ ニ ア プ ラ ザ	171
若 宮 高 齢 者 会 館	182	鷺 宮 高 齢 者 会 館	105
若 宮 い こ い の 家	245	出 張 施 術	30
白 鷺 高 齢 者 会 館	223		

関係法規	中野区高齢者農園要綱 中野区三療サービス実施要綱 中野区敬老祝品贈呈事業実施要綱
事業開始時期	昭和 40 年、他
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅サービス係
関連資料	

Ⅷ-ii 高齢者安心生活自立支援

1 事業の内容

(1) 緊急通報システム

65 歳以上のひとり暮らしの高齢者及び障害のある人が家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報機等を用いて容易に東京消防庁に通報することにより、高齢者の速やかな救助を図ることを目的として、昭和 63 年度から緊急通報システム事業として実施している（中野区緊急通報システム事業実施要綱）。

平成 11 年度～民間受信センターに通報する民間緊急通報システムを導入した。

平成 17 年度～民間緊急通報システムについて、見守りのためのセンサー（感知器）設置をメニューに加え、見守り・緊急通報システムとした。

平成 22 年度～見守りセンサーの設置は、継続利用者を除いて緊急通報システムに一本化した。

平成 28 年度～火災センサーを加えた。

平成 29 年度～日中独居高齢者や慢性疾患のない高齢者に対する緊急通報システム事業を地域活動推進分野から事務移管した。

○費用負担

慢性疾患または障害有り 月額 600 円（住民税非課税世帯及び生活保護世帯は月額 300 円）

慢性疾患及び障害なし 月額 1,300 円（住民税非課税世帯及び生活保護世帯は月額 650 円）

日中独居高齢者 月額 1,300 円（住民税非課税世帯及び生活保護世帯は月額 650 円）

利用状況

（単位：人）

年 度		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
年 度 末	高 齢 者	515	504	512	528	543
機器貸与者	障害のある人	20	20	17	15	14

(2) 徘徊高齢者探索サービス

平成 14 年 8 月から、認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する者に対し、位置情報専用探索機を貸し出し、GPS を利用した探索システムにより、徘徊時の位置情報を提供し、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担を軽減することを目的として実施している（中野区徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱）。

対象者は、①介護者本人または介護される徘徊高齢者（要支援 1～要介護 5 の、65 歳以上の認知症もしくは 40 歳以上の初老期認知症の方）が中野区内に住所を有する者、②徘徊高齢者を日常的に介護している者、③位置情報の確認後、徘徊高齢者を迎えに行ける者（介護者に代わって迎えに行ける者がいる場合を含む）の全てを満たす者。

令和 3 年 4 月から対象者の要件の①を「介護される徘徊高齢者が中野区内に住所を有する者」に変更した。

利用者負担として月額 600 円を負担する（住民税非課税世帯は月額 300 円）。

○利用者実績 実人員 34 人、利用者数 延 277 人

(3) 自立支援住宅改修等給付

平成 12 年 4 月に導入された介護保険制度を補完するため、身体機能の低下その他の理由により、日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上の者に対し、その居住する住宅の浴室等の改修及び日常生活用具の給付を行っている。これにより、昭和 48 年 9 月から実施してきた高齢者日常生活用具等給付（貸与）事業及び、平成 4 年 4 月から実施してきた高齢者住宅改造サービス事業を廃止した。

また、平成 22 年度からは自力改修が困難な低所得者への支援と位置づけ、所得制限（世帯全員が前年の合計所得金額 200 万円未満）を設けた。さらに、平成 24 年度からは設備改善給付の各種目（浴室、台所、便所）の給付限度額を引き下げた（中野区高齢者自立支援住宅改修等事業実施要綱）。

改修内容は次のとおり。

- ① 介護保険で要支援以上の認定を受けた者に対しての設備改善給付（介護保険外種目である洗面化粧台及び流しの取替、介護保険の限度額に上乗せする浴槽改善及び便器の洋式化）
- ② 介護保険の要介護認定で自立と認定されたが、身体状況等から一定の住宅の改修が必要と認められた者に対する住宅改修予防給付及び日常生活用具給付（4 種目）
- ③ 利用者の負担は、限度額以内の経費の 1 割（減免あり）

改修等実績

（単位：件）

住 宅 改 修		件数	日常生活用具	件数
総 数		4	総 数	0
設備改善給付	浴室（浴槽の取替）	3	腰 掛 便 座	0
	台所（流しの取替）	0	ス ロ ー プ	0
	便所（ 洋 式 化 ）	1	歩行支援用具	0
予 防 給 付		0	入浴補助用具	0

(4) 紙おむつサービス

65 歳以上の常時失禁状態にある高齢者に対して、紙おむつを月に 1 回支給する事業で、昭和 52 年 10 月から実施している（中野区おむつ支給規則）。利用者は、26 種類のおむつの中から必要なものを支給限度の範囲内で組み合わせて利用できる。

平成 18 年度～対象者をそれまでの要支援以上から、要介護 1 以上の者へと変更し、地域支援事業に位置付けた。

平成 24 年 10 月 1 日～所得制限を見直し、生計中心者の特別区民税額 231,400 円未満の者から、世帯全員が前年（1～6 月は前々年）の合計所得金額が 3,500,000 円未満の者に変更した。

令和 3 年度～介護保険の特別給付に移行した。

○令和 6 年度 利用者数 延 22,055 人

利用状況

（単位：人）

年 度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
月平均利用者	1,838	1,799	1,771	1,760	1,683

(5) おむつサービス

3歳以上の障害のある人に対し、紙おむつを月に1回支給する事業で、昭和53年5月から実施している（中野区おむつ支給規則）。

対象者は、常時失禁状態にある者で、身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度に該当する者で、生計中心者の前年（1～6月は前々年）の合計所得金額が3,500,000円未満の者。

平成10年7月1日～医療機関に入院中の障害のある人及び65歳以上の高齢者（要介護認定は不要）には、月額6,000円を限度におむつ代の実費相当額を助成している。

平成24年10月1日～所得制限を見直し、生計中心者の特別区民税額231,400円未満の者から、世帯全員が前年の合計所得金額が3,500,000円未満の者に変更した。

令和6年4月1日～障害のある人の所得制限を廃止した。

利用状況

（単位：人）

年 度			令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
月平均 利用者	高 齢 者 障害のある人	費用助成	137	136	137	142	140
		現物支給	107	86	77	76	71
		費用助成	11	10	10	11	11

(6) 認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の高齢者等が日常生活における偶発の事故により第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賠償金を補償するための保険。認知症の高齢者等及びその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するために令和2年2月から実施している（中野区認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱）。

対象者は、①現に区内に居住し、中野区内に住所を有する40歳以上の者、②介護保険における要介護認定又は要支援認定を受けている者、③認知症による徘徊行動がある者、④在宅での生活をしており、かつ、医療機関に入院や社会福祉施設に入所していない者の全てを満たす者。

区が保険料を全額負担し、利用者負担はない。

○利用者実績 実人員 191人、利用者数 延1,690人

(7) 高齢者補聴器購入費用助成

令和6年8月から、加齢に伴う難聴により、生活に支障が生じている高齢者に対して、補聴器の装用により日常生活でのより良いコミュニケーションを促進することを目的として、下記のとおり補聴器購入費用の一部助成制度を実施している（中野区高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱）。

対象者は、①中野区内に住所を有する65歳以上の者、②耳鼻咽喉科での聴力検査の結果、中等度難聴（40dB以上70dB未満）と診断された者又は中等度難聴には当てはまらないが、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の装用が必要と認められた者、③世帯全員が、前年の合計所得金額が350万円未満である者、④障害者総合支援法に基づく補聴器購入費の支給を受けられない者の全てを満たす者。

○助成実績 片耳装用（上限45,000円）69人 両耳装用（上限90,000円）133人

関係法規	中野区緊急通報システム事業実施要綱 中野区徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱 中野区高齢者自立支援住宅改修等事業実施要綱 中野区おむつ支給規則 中野区認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱 中野区高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱
事業開始時期	昭和52年10月、他
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅サービス係
関連資料	

介護保険課所管事業

I 管理

I-i 介護制度運営

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行などを背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成 12 年 4 月にスタートした。在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着し、介護が必要になっても、だれもが安心して自分らしく暮らせるよう、また、介護保険制度を将来にわたり安定的に持続できるよう、3 年ごとに制度の見直しが行われている。

令和 6 年度から始まった第 9 期介護保険事業計画では、制度の持続可能性を確保するために、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年度、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22 年度において必要となる介護サービスの量や、制度を支えるために必要な介護保険料の額を推計している。

1 事業の目的

平成 12 年 4 月から開始された介護保険制度について、急速な高齢化等を踏まえ、介護保険法の改正などに対応し、制度の安定性、持続可能性の確保を目指す。

2 事業の内容

(1) 運営

中野区が保険者となり、原則として 40 歳以上の被保険者が納める介護保険料と公費（国、東京都、中野区の負担金）を財源として運営している。

介護保険の財源①（介護保険の財源②及び③の対象経費は除く）

国	東京都	中野区	保険料（第 1 号被保険者（23%））
25%	12.5%	12.5%	50%（第 2 号被保険者（27%））

介護保険の財源②（介護給付費の施設サービス）

国	東京都	中野区	保険料（第 1 号被保険者（23%））
20%	17.5%	12.5%	50%（第 2 号被保険者（27%））

介護保険の財源③（地域支援事業 包括的支援事業・任意事業）

国	東京都	中野区	保険料（第 1 号被保険者）
38.5%	19.25%	19.25%	23%

(2) 介護保険事業計画

介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険法に基づき介護保険事業計画を策定している。計画期間（事業期間）は 3 年間であり、3 年ごとに見直しを行っている。現在の第 9 期介護保険事業計画（計画期間は令和 6～8 年度）は令和 5 年度に策定したもの。

(3) 健康福祉審議会介護・高齢部会

部会の委員の任期は 3 年で、学識経験者、区内関係団体代表、公募区民委員で構成されている。

第 10 期中野区健康福祉審議会介護・高齢部会は令和 5 年 4 月に発足した。令和 6 年度は 1 回開催し、「介護保険の運営状況について」、「介護サービス・介護予防サービス給付実績の計画値と実績値の比較について」、「中野区介護保険サービス等の基盤整備状況について」等の報告を受け、質疑、意見の表明を行った。

(4) 介護保険の円滑な利用のための各種施策

ア 介護給付費準備基金

介護保険料収入（保険料軽減に伴う公費含む）が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分（法定給付負担分、特別給付負担分、財政安定化基金拠出金負担分）を上回った場合に、次年度以降の費用不安に備えるため、その余剰金を介護給付費準備基金に積み立てる。支出が収入を上回った場合は、基金から繰り入れる。

イ 特別養護老人ホーム入所指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際に、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、平成 16 年 1 月に共通の審査基準を定めた。優先度の判定は① 第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と② 第二次評価（各ホームの基準）により行う。

平成 27 年度 4 月の制度改正に伴い、入所要件は原則要介護度 3 以上の方となったが、一定の要件を満たす方については特例入所として入所申込みができるものとした。

(5) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な区市町村で提供するサービスとして平成 18 年度の介護保険制度改正により創設された。このサービスは原則として当該区市町村の住民のみが利用できる。また、事業所の指定及び指導は当該区市町村が実施する。中野区では、（予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、（予防）認知症対応型通所介護、（予防）小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護の 4 種類のサービスに加え、平成 24 年 9 月から定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、令和 2 年 2 月から看護小規模多機能型居宅介護が提供されている。

また、平成 28 年 4 月から定員 19 名未満の通所介護事業所についても、地域密着型サービスに移行した。

(6) 「介護の日」啓発活動

介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、平成 20 年度に創設された「介護の日」にちなんで、中野区介護サービス事業所連絡会の協力を得て、イベントや相談会等を開催することにより、介護保険制度の周知・啓発を図る。

ア 介護の魅力発信パネル展示及び動画の放映

区役所 1 階ナカノバ等にて、介護の魅力を伝えるパネル展示や介護サービス事業所で働く方の様子を伝える動画を放映した。

上記のほか、福祉用具の展示・体験コーナーの設置を行った。

〔実施状況〕 令和 6 年 11 月 7 日と 8 日の 2 日間で 来場者延 1,913 名

イ 介護に関する相談会の開催

介護に関する相談会を開催し、介護サービス利用者、家族へ介護保険制度の情報提供を行った。

〔実施状況〕 相談件数 11 月 7 日 17 件 11 月 8 日 29 件

関係法規	介護保険法等、中野区介護保険条例、同施行規則
事業開始時期	平成 12 年度
事業担当	介護保険課 管理係
関連資料	

Ⅰ-ii 介護サービス事業者育成・支援

1 事業の目的

介護事業者に対して職員の確保や定着支援、職種に応じた研修を実施し、介護サービスの質の向上を図り適正なサービスを提供する。

2 事業の内容

(1) 介護従事者定着支援事業

ア 介護福祉士受験費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、介護福祉士受験費用を助成した。

〔実施状況〕 申請事業者：18 事業所 助成人数：42 名

イ 初任者研修費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、初任者研修受講費用を助成した。

〔実施状況〕 申請者：21 名

ウ 実務者研修費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、実務者研修受講費用を助成した。

〔実施状況〕 申請者：25 名

(2) 福祉サービス第三者評価受審費用の助成

「福祉サービス第三者評価」の受審の普及、及び定着を図るため、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は都市型軽費老人ホームを運営する事業者を対象に、受審費用の助成を行った。

〔実施状況〕 申請事業者：21 事業所

(3) 研修

介護サービス事業所の職員を対象に、サービスの質の向上や定着・育成支援を目的として職種・職層に応じた研修を実施した。

研修の種類	研修名	対象	実施回数	参加延人数
レベルアップ研修	介護支援専門員研修	介護支援専門員	2	253
	地域ケアマネ支援研修	地域包括支援センター職員	1	116
	サービス提供責任者研修	サービス提供責任者	1	15
	ケアマネジャー・サービス提供責任者研修	介護支援専門員 サービス提供責任者	1	122
	介護従事者（介護技術/実務・実践/認知症ケア/その他）研修	介護従事者	4	116
定着支援研修	介護サービス事業所職員（新任）研修	新人職員	1	11
	介護サービス事業所職員（中堅職員）研修	中堅職員（リーダー） 管理者 部門責任者	1	22
	介護サービス事業所職員（管理者・部門責任者）研修	管理者 部門責任者	1	41
	介護従事者（虐待）【施設系/在宅系】研修	介護従事者	2	54
	介護従事者（ゲートキーパー）研修	介護従事者	1	21
合計			15	771

(4) 介護人材の確保・育成支援

介護の仕事に関心を持つ介護未経験者に対して、介護分野への多様な人材の確保及び生活援助サービスの従事者の養成を目的として中野区介護に関する入門的研修と区内事業所の参加するおしごと相談会を実施した。

ア 実施内容 全2回 各4日間計21時間

イ 研修実績

(単位：人)

	申込者数	参加者数	修了者数
第1回	22	20	15
第2回	42	38	36

ウ おしごと相談会実績

(単位：人)

	参加者数	就労者数
第1回	18	5
第2回	36	1

(5) 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

中野区内の介護サービス事業所が、相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上を図るとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的として設立し、毎月運営会議を開催している。区は、介護サービス事業所研修を共催で実施するなど、部会と連携し、定期的な情報提供や意見交換等を行った。また、連絡会が運営する介護の魅力発信事業に対する助成を行っている。

(6) 物価高騰に伴う介護サービス事業所等への支援

原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受ける介護サービス事業所及び介護保険施設の負担軽減を目的として、支援金を交付した。

介護サービス事業所等物価高騰対策支援金

〔実施状況〕居宅介護支援事業所：42事業所、居宅サービス：112事業所、

地域密着型サービス：90事業所、総合事業：4事業所、介護保険施設：15施設

(7) 介護職員宿舎借上げ支援事業

宿舎を借り上げるための費用の一部を補助することにより、働きやすい職場環境の実現及び人材の確保等を図るとともに、事業所の防災の取組の推進及び災害時の迅速な対応の実現を目的とし実施している。

〔実施状況〕申請事業者：7事業所

関係法規	介護保険法等、中野区介護保険条例、同施行規則 中野区介護保険施設条例、同施行規則 中野区特別養護老人ホーム等運営事業者に対する福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱 中野区介護福祉士受験手数料助成金交付要綱 中野区介護職員初任者研修受講費用助成金交付要綱 中野区介護職員実務者研修受講費用助成金交付要綱 中野区生活援助従事者研修受講費用助成金交付要綱 中野区介護サービス事業所連絡会が運営するウェブサイトに係る運営経費等補助要綱 中野区介護職員宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱
事業開始時期	平成12年度
事業担当	介護保険課 管理係
関連資料	

Ⅱ 保険料・認定

Ⅱ-i 資格・賦課

1 資格管理

(1) 事業の目的

中野区介護保険の被保険者（65 歳以上の者＝第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者＝第 2 号被保険者）の資格を適正に管理すること。

(2) 事業の内容

ア 被保険者の資格の異動

- ・ 資格の取得 ◆転入 ◆65 歳到達 ◆40 歳以上 65 歳未満の区民の医療保険加入
- ・ 資格の喪失 ◆転出 ◆死亡 ◆40 歳以上 65 歳未満の区民の医療保険脱退

イ 住所地特例者の資格の管理

区外の介護保険施設等（住所地特例施設）に入所し住所を区外に移しても、中野区の被保険者資格が継続する。施設所在地の財政負担集中を防ぐための制度。

ウ 被保険者証の交付

介護保険の被保険者に被保険者証を交付する。ただし、第 2 号被保険者には認定の申請を行った者、交付申請をした者に対してのみ交付する。

(3) 事業の実績

ア 被保険者数の推移

（単位：人）

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
第 1 号被保険者	67,501	67,791	67,810
65 歳～74 歳	27,776	28,634	29,448
75 歳以上	39,725	39,157	38,362
第 2 号被保険者	116,643	115,421	113,948

イ 住所地特例取扱者数

（単位：人）

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
第 1 号被保険者	1,135	1,117	1,061
第 2 号被保険者	8	12	12

2 保険料賦課徴収

(1) 事業の目的

介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

(2) 事業の内容

介護保険の被保険者は中野区に住所を有する 65 歳以上の第 1 号被保険者と、40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している第 2 号被保険者に区分され、それぞれ徴収方法が異なる。第 1 号被保険者の保険料は、保険者である中野区が賦課・徴収し、第 2 号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料とともに徴収している。

(3) 事業の実績

ア 第 1 号被保険者の徴収方法

① 特別徴収

年金を年額 18 万円以上受給している被保険者は、原則として年金から天引きする。

② 普通徴収

特別徴収ができない被保険者は、口座振替または納付書により徴収する。

イ 第1号被保険者の保険料の減免・減額

① 減免

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財等の財産に著しく損害を受けた場合に適用する。

② 減額

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な被保険者に対し平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、保険料段階が1～3の被保険者を対象にしている。

ウ 第1号被保険者保険料徴収内訳人数

(単位：人)

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
総数	67,501	67,791	67,810
特別徴収	55,605	56,168	56,770
普通徴収	11,896	11,623	11,040

エ 第1号被保険者保険料収納状況

(単位：千円)

区分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
特別徴収	調定額	4,448,648	3,986,781	4,043,434
	収入額	4,466,930	4,003,709	4,059,657
	収納率	100.4%	100.4%	100.3%
普通徴収	調定額	958,210	778,229	748,740
	収入額	883,266	715,566	683,419
	収納率	92.2%	91.9%	91.3%
滞納繰越分	調定額	148,064	135,142	150,377
	収入額	20,539	21,506	22,138
	収納率	13.9%	15.9%	14.7%

オ 第1号被保険者保険料減免・減額承認決定状況

(単位：人)

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
保険料減免	8	14	13
保険料減額	15	20	19

関係法規	介護保険法 中野区介護保険条例 中野区介護保険条例施行規則 中野区介護保険料徴収猶予・減免取扱要綱 中野区介護保険料の減額措置に関する事務取扱要綱
事業開始時期	平成12年4月
事業担当	介護保険課 介護資格保険料係
関連資料	

Ⅱ-ii 介護認定

1 事業の目的

要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。）であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する。

2 事業の内容

- ・ 認定申請の受付
- ・ 認定調査の実施
- ・ 主治医意見書の依頼
- ・ 介護認定審査会の開催
- ・ 要介護認定及び認定結果通知等の発行

3 事業の実施方法

被保険者やその家族等からの認定申請を受け、訪問調査を実施し、主治医意見書とあわせ、介護認定審査会で審査・判定を行い、要支援・要介護認定を行う。

4 事業の対象

- ・ 65 歳以上の第 1 号被保険者
- ・ 40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者

第 2 号被保険者については、加齢に伴う病気（特定疾病）により介護や支援が必要になった場合のみ認定を受け介護保険サービスを利用することができる。

5 介護認定審査会

要介護認定の審査・判定業務を行うため、区長の附属機関として介護認定審査会を設置している。（平成 11 年 9 月設置）

審査会の委員は、保健・医療・福祉の各分野から、知識と経験に配慮して委嘱している。審査・判定は、委員 4 名で構成された合議体により行っている。合議体は 17 班設置されている。

令和 7 年 3 月現在 120 名 任期：令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

開催状況

年度	開催回数（回）	審査件数（件）
令和 6 年度	371	10,734
令和 5 年度	371	11,968
令和 4 年度	350	10,157

6 事業の実績

(1) 要介護認定状況

ア 申請者数

（単位：件）

年度	総数	新規認定申請	更新認定申請	転入時認定申請	変更認定申請
令和 6 年度	11,629	3,727	5,004	156	2,742
令和 5 年度	12,423	3,622	6,060	153	2,588
令和 4 年度	13,964	3,555	7,644	134	2,631

イ 要介護等認定者数の推移

(単位：人)

区 分	令和 7 年 3 月末日	令和 6 年 3 月末日	令和 5 年 3 月末日
総数	14,073	14,007	13,964
要支援 1	2,324	2,257	2,447
要支援 2	2,501	2,524	2,322
要介護 1	2,433	2,457	2,538
要介護 2	2,256	2,178	2,019
要介護 3	1,652	1,639	1,603
要介護 4	1,727	1,764	1,818
要介護 5	1,180	1,188	1,217

関係法規	介護保険法 中野区介護保険条例 中野区介護保険条例施行規則 中野区介護認定審査会規則
事業開始時期	平成 12 年 4 月
事業担当	介護保険課 介護認定係
関連資料	

Ⅲ 保険給付

Ⅲ- i 介護保険給付

1 介護給付事務

(1) 保険給付にかかる勧奨通知・支給決定通知の発送

ア 高額介護サービス費

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる利用者負担額（月額）が一定の上限額を超える高額介護サービス費支給対象者へ申請勧奨する。

なお、支給対象者が死亡した場合には、家族等（相続人代表者）に申請書を送付する。

令和 6 年度実績 52,081 件（高額分 49,226 件、医療合算分 2,855 件）

令和 5 年度実績 50,907 件（高額分 48,372 件、医療合算分 2,535 件）

イ 福祉用具購入費・住宅改修費

毎月 15 日頃に、支給対象者へ決定通知を発送する。

令和 6 年度実績 福祉用具購入費 1,028 件 住宅改修費 621 件

令和 5 年度実績 福祉用具購入費 919 件 住宅改修費 657 件

(2) 補足給付にかかる負担限度額認定更新時の勧奨通知、決定通知の発送

ア 補足給付の内容

住民税非課税世帯等の方が、介護保険施設（①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設、④介護医療院）に入所する場合やショートステイを利用する場合に、利用者負担段階に応じて負担限度額を設け、居住費及び食費の基準費用額との差額を給付する。認定者（利用者負担第 1 段階から第 3 段階）には、負担限度額認定証を交付する。

単位：円（1 日あたり）

段 階 区 分		居住費・滞在費				食 費		
所 得 区 分		利用者 負担段階	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
世帯非課税者	課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額との合計が120万円を超える方	第3段階 ②	1,370	1,370	1,370 (880)	430	1,360	1,300
	課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額との合計が80万円超120万円以下の方	第3段階 ①	1,370	1,370	1,370 (880)	430	650	1,000
	課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額との合計が80万円以下の方	第2段階	880	550	550 (480)	430	390	600
	老齢福祉年金受給者	第1段階	880	550	550 (380)	0	300	300
生活保護受給者等								

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または、短期入所生活介護を利用した場合の居住費・滞在費の負担額。

※ 判定基準には、上表の収入状況の他、預貯金等の資産要件がある。

イ 負担限度額認定期間 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日※

※ 認定を受けてから 3 年以上・単身者・生活保護受給者等一定の条件を満たした場合は翌々年 7 月 31 日まで。

ウ 前年度認定者には毎年 5 月下旬から 6 月上旬に勧奨通知を発送する。

新規申請については随時受付を行う。申請受理後、課税状況や資産要件等の審査を行い、承認（不承認）通知を送付する。

令和 6 年度実績 968 件

令和 5 年度実績 1,013 件

(3) 負担割合証の交付

ア 負担割合の内容

介護サービスを利用する際の利用負担割合は、1 割又は 2 割のほか、平成 30 年 8 月から、現役並みの所得者は 3 割負担となった。要介護認定者（事業対象者を含む）に対し、毎年 7 月頃に「介護保

「負担割合証」を交付している。また、適用期間中に所得更正や世帯構成変更などにより負担割合が変わった場合は、新たな負担割合証を交付する。

イ 適用期間 8月1日～翌年7月31日

令和6年度交付実績 1割負担 11,672件 2割負担 923件 3割負担 1,588件

令和5年度交付実績 1割負担 11,702件 2割負担 900件 3割負担 1,467件

2 介護保険給付

要介護（要支援）認定を受けた方のうち、在宅サービスを利用する場合は、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼し（自己作成も可）、サービスを利用する。要介護度に応じて決められた支給限度額（下表参照）内でサービスを利用した場合の本人負担は、1割から3割である。支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額本人負担となる。

なお、利用したサービスの金額は、単位数（サービスの種類により異なる）の合計に、地域差を考慮した単価を乗じて計算する。

(1) 要介護度別居宅サービスの利用限度額単位等一覧

要介護度	支給限度額 (1か月あたりの単位数)	福祉用具購入費の 支給	住宅改修費の 支給
要支援1	5,032単位	4月1日～翌年3月31日の間 で10万円を限度	原則1住宅につき20万円を 限度
要支援2	10,531単位		
要介護1	16,765単位		
要介護2	19,705単位		
要介護3	27,048単位		
要介護4	30,938単位		
要介護5	36,217単位		

(2) 介護保険サービスの種類

ア 居宅サービス

- ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス）
 - ・ [介護予防] 訪問入浴介護
 - ・ [介護予防] 訪問看護
- ・ 通所介護（デイサービス）
 - ・ [介護予防] 訪問リハビリテーション
 - ・ [介護予防] 通所リハビリテーション（デイケア）
 - ・ [介護予防] 福祉用具の貸与・購入
 - ・ [介護予防] 短期入所生活介護（ショートステイ）
 - ・ [介護予防] 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
 - ・ [介護予防] 住宅の改修
 - ・ [介護予防] 居宅介護支援（ケアプラン）の作成

イ 施設サービス（利用は要介護の場合のみ、特別養護老人ホームは要介護3以上）

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 介護療養型医療施設

ウ その他のサービス

- ・ [介護予防] 居宅療養管理指導
- ・ [介護予防] 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど）
- ・ 地域密着型通所介護
 - ・ [介護予防] 認知症対応型通所介護
 - ・ [介護予防] 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

※利用は要支援 2 以上

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ [介護予防] 小規模多機能型居宅介護
- ・ 複合型サービス

(3) 保険給付費執行状況（令和 6 年度）

	予算現額（円）	執行額（円）	予算比（%）	前年度執行額（円）	前年比（%）
総数	22,945,230,000	22,791,508,359	99.6	22,088,932,484	103.2
居宅サービス	13,214,760,000	13,165,570,372	100.2	12,705,599,340	103.6
地域密着型サービス	3,151,736,000	3,026,237,237	96.0	2,978,310,266	101.6
施設サービス	5,281,040,000	5,345,473,727	101.2	5,201,051,091	102.8
高額介護サービス※	842,670,000	825,626,591	98.0	780,990,621	105.7
特別給付	138,219,000	131,357,698	95.0	124,017,373	105.9
特定入所者介護サービス	316,805,000	297,242,734	93.8	298,963,793	99.4

※ 高額介護サービスには、高額医療合算介護サービスも含む。

(4) 居宅サービス種類別給付状況（令和 6 年度）

	費用額（円）	支払件数（件）	月平均件数（件）	構成割合（費用額）（%）
総数	16,191,807,609	415,159	34,597	100.0
訪問介護	2,427,225,771	34,675	2,890	15.0
訪問入浴介護	173,908,820	2,817	235	1.1
訪問看護	1,443,751,587	32,051	2,671	8.9
訪問リハビリテーション	168,214,657	4,356	363	1.0
通所介護	1,635,078,215	21,838	1,820	10.1
通所リハビリテーション	412,732,417	9,314	776	2.5
福祉用具貸与	835,842,744	65,995	5,499	5.2
短期入所	466,764,647	5,635	470	2.9
地域密着型サービス※1	3,026,237,237	24,593	2,049	18.7
その他サービス※2	5,518,272,694	212,236	17,686	34.1
福祉用具購入	34,284,184	1,028	86	0.2
住宅改修	49,494,636	621	52	0.3

※1 「地域密着型サービス」とは、地域密着型通所介護、[介護予防] 認知症対応型通所介護、[介護予防] 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、[介護予防] 小規模多機能型居宅介護、複合型サービスを指す。

※2 「その他サービス」とは、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、居宅介護サービス計画（いずれも介護予防分を含む）を指す。

(5) 施設サービス施設別給付状況（令和6年度）

	費用額 (円)	支払件数 (件)	月平均件数 (件)	構成割合 (費用額)(%)
総数	5,345,473,727	17,671	1,472	100.0
介護老人福祉施設	4,008,021,113	13,492	1,124	75.0
介護老人保健施設	1,162,518,309	3,722	310	21.7
介護医療院	174,743,943	456	38	3.3
介護療養型医療施設	190,362	1	0	0

(6) 特別給付

ア 短期入所（ショートステイ）にともなう送迎費用の給付

短期入所利用時の送迎の際に施設の送迎サービスが利用できず、タクシー、寝台車を利用した場合に利用者負担額を超えた部分の金額（限度あり）を給付する。

令和6年度実績 0件 給付費 0円

令和5年度実績 7件 給付費 29,260円

（単位：円）

	利用者負担額	給付限度額
タクシーを利用した場合	2,500	12,500
寝台車を利用した場合	4,000	12,000

イ 訪問理美容サービス

在宅で要介護3・4・5の寝たきり、認知症等で理美容店の利用が困難な方から申請を受け、理美容券を発行し、訪問による理美容サービスを実施している。

サービス利用者は、区と提携した理美容組合加盟店等から訪問を受け、自己負担金（1,500円）と理美容券を事業者に渡す。事業者は理美容券を保険者に提出し、4,500円の給付を受ける。

理美容券は令和4年度より、2か月に1枚の割合で1年間に6枚までの発行に変更し、給付費は令和5年度より、3,600円から4,500円に変更した。

令和6年度実績 618件 給付費 2,781,000円

令和5年度実績 598件 給付費 2,691,000円

ウ 寝具乾燥サービス

在宅で要介護4・5の寝たきりの方や、常時失禁状態等の方を対象に、寝具乾燥サービスを実施している。利用者は、毎月利用の際にサービス事業者に自己負担金を支払う。

利用者負担額（1回につき）

乾燥消毒（年9回） 700円 （住民税世帯非課税世帯等 550円）

水洗い（年3回） 1,000円 （住民税世帯非課税世帯等 800円）

令和6年度実績 44件 給付費 448,590円

令和5年度実績 61件 給付費 630,400円

エ おむつサービス

令和3年度より、特別給付として予算措置された。

※ 事業の詳細については、「地域包括ケア推進課所管事業 Ⅷ-ii 高齢者安心生活自立支援（4）紙おむつサービス」の項に掲載。

3 国保連合会の審査支払業務について

(1) 審査支払業務の内容

介護報酬の審査・支払事務処理は、区市町村の委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会が行い、介護サービス費については、1割から3割の利用者負担を除いた費用がサービス事業所へ、利用者負担のない介護支援費は、10割が介護支援事業所へ、国保連合会よりそれぞれ支払われる。

(2) 審査支払業務の流れ

- ① サービス事業所からの給付費請求書情報及び介護支援事業所等からの給付管理票情報を受け付ける。
- ② ①の内容を点検し、突合を行う。
- ③ 支給限度額管理を行う。
- ④ 介護給付費審査委員会において請求内容の審査を行う。
- ⑤ 点検・審査の結果、事業所へ返戻及び審査結果を通知する。
- ⑥ 保険者へ介護給付費を請求する。

令和6年度実績	審査支払件数	429,777 件
	審査支払手数料	26,263,661 円
令和5年度実績	審査支払件数	417,692 件
	審査支払手数料	25,525,147 円

関係法規	介護保険法 中野区介護保険住宅改修費の受領委任払いに係る事務取扱要綱 中野区介護保険福祉用具購入費の受領委託払いに係る事務取扱要綱 中野区介護保険条例（第11条）、同施行規則（第22条の2、第23条、第25条） 中野区介護保険特別給付費訪問理美容サービスの代理受領に係る事務取扱要綱 中野区介護保険特別給付費寝具乾燥サービスの代理受領に係る事務取扱要綱 中野区介護保険特別給付費の代理受領に係る事務取扱要綱
事業開始時期	平成12年4月
事業担当	介護保険課 介護給付係
関連資料	地域包括ケア推進課所管事業 Ⅷ- ii 高齢者安心生活自立支援（本事業概要）

Ⅲ-ii 給付適正化

1 ケアプラン点検

ケアプランの質の向上を目指すとともに、健全な介護給付の実現と適正化を図る。令和 6 年度からは面談（オンライン）による点検を委託により実施している。

令和 6 年度実施件数 23 件

2 住宅改修・福祉用具点検

(1) 住宅改修・福祉用具点検の訪問調査

令和 6 年度 住宅改修実績 9 件 福祉用具実績 5 件

(2) 住宅改修理由書作成助成

ケアマネジャーなど介護保険住宅改修の専門性を有する者が、居宅介護支援（介護予防）のサービスを受けていない利用者の「住宅改修を必要とする理由書」を作成する場合に、1 件あたり 2,000 円の補助を行う事業。

令和 6 年度助成件数 1 件 執行額 2,000 円

3 縦覧点検・医療情報との突合

国保連から提供される縦覧点検と医療情報との突合リストを定期的に確認する。（国保連への委託件数を含む）

- | | | |
|-------------------------|-----------|---------|
| (1) 医療情報との突合 | 令和 6 年度実績 | 195 件 |
| (2) 計画費縦覧点検 | 令和 6 年度実績 | 155 件 |
| (3) 算定縦覧点検 | 令和 6 年度実績 | 1,748 件 |
| (4) 重複請求縦覧 | 令和 6 年度実績 | 500 件 |
| (5) 軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与点検 | 令和 6 年度実績 | 5,887 件 |

4 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認

軽度の者（要支援 1・2、要介護 1）のうち、中野区が書類を確認した件数 令和 6 年度実績 42 件

関係法規	介護保険法 中野区介護保険住宅改修支援事業実施要項
事業開始時期	平成 12 年 4 月
事業担当	介護保険課 介護給付係
関連資料	

IV 介護事業者

IV-i 事業者指導

1 事業の目的

介護給付等対象サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化のために、介護保険サービス事業者等に対して指導や支援を行う。

2 事業の内容

(1) 運営指導

年間計画に基づき介護サービス事業所を実地に訪問又はWeb会議システムを利用し、書類の確認や職員への聞き取りによる運営状況の調査を行う。調査により運営方法の誤りや不適切な取扱い等が確認された場合は、改善に向けて口頭又は文書により指導を行う。また、苦情や事故報告など早急な原因解明や改善指導が必要な場合は個別に運営指導を実施する。

(2) 集団指導

年間計画に基づき区の指定する介護サービス事業所をサービス種別ごと（居宅介護支援等、訪問介護等、通所介護等、その他地域密着型サービス）に一定の場所に集め、事業所の運営等に必要な指導を講習等の方法により行う。介護サービス事業所の参加促進を図るため、集合形式及びオンライン配信方式の併用により実施する。

(3) 苦情対応

介護サービス利用者やその家族等からの事業者に対する苦情の受け付け、対応・調整を行う。

(4) 事故報告

事業所から提出された事故報告書に基づき、事故の状況把握及び再発防止策の確認・指導を行う。集団指導等で他事業所への情報提供を行い、同種の事故の再発防止を図る。

3 事業の対象

区内の介護サービス事業所

4 事業の実績

(1) 運営指導

(単位：所)

介護サービス種別	実施事業所数	介護サービス種別	実施事業所数
総 数	62		
介 護 予 防 支 援	8	定期巡回・随時対応型	1
居 宅 介 護 支 援	9	訪 問 介 護 看 護	
地 域 密 着 型 通 所 介 護	6	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	1
認知症対応型通所介護	3	訪 問 介 護	17
認知症対応型共同生活介護	4	通 所 介 護	11
(看護)小規模多機能型居宅介護	0	介 護 老 人 福 祉 施 設	1
		介 護 老 人 保 健 施 設	1

(2) 集団指導

(単位：所)

介護サービス種別	参加事業所数	介護サービス種別	参加事業所数
総 数	221		
居 宅 介 護 支 援 等	80	その他地域密着型サービス※	28
訪 問 介 護 等	43	介 護 予 防 支 援	11
通 所 介 護 等	59		

※その他地域密着型サービス：認知症対応型共同生活介護及び（看護）小規模多機能型居宅介護

(3) 苦情申立人別苦情の内訳 (単位:件)

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
総 数	106	118	151
本 人	43	43	67
家 族	50	47	53
ケアマネジャー	4	7	8
事業者・施設	5	13	10
そ の 他	4	8	13

(4) 介護サービス別事故報告件数 (単位:件)

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
総 数	909	732	1,125
施設サービス	192	201	267
居宅サービス	717	531	858

関係法規	・ 介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法等 ・ 中野区介護保険条例、同施行規則 ・ 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・ 中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・ 中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・ 中野区指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例 ・ 介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領 ・ 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
事業開始時期	平成 12 年 4 月
事業担当	介護保険課 介護事業者係
関連資料	

IV-ii 事業者指定管理

1 事業の目的

区民が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、基準に沿った適切なサービスを実施できる事業所の指定等を行うことで、介護サービスの基盤を整備する。

2 事業の内容

(1) 書類審査及び指導

新規指定、指定更新、変更、休止、再開、廃止等の申請・届出書類の審査及び指定に係る指導。

(2) 現地確認

新規指定の場合等で実地に施設の設備等の確認が必要な場合は、現地に赴き施設の設備等の確認を行う。

(3) 指定手続

新規指定等の申請に基づき、条例等の定める条件に合致する介護サービス事業所に対して文書及び公示等により指定を行う。指定の内容等について東京都の管理する介護保険指定事業者等管理システムクラウド版への登録手続を行う。

3 事業の対象

居宅介護支援事業、介護予防支援、地域密着型サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行うおとする事業者及び実施している事業者

4 事業の実績

新規指定事業所数

(単位：件)

事業所種別		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
		区内	区外 ※1	区内	区外 ※1	区内	区外 ※1
総 計		24 (337)	11 (162)	14 (337)	22 (189)	14 (335)	20 (216)
居 宅 介 護 支 援 事 業 所		0 (68)	-	1 (74)	-	3 (71)	-
介 護 予 防 支 援 事 業 所		4 (11)	-	0 (8)	-	0 (8)	-
サ ー ビ ス 地 域 密 着 型	地 域 密 着 型 通 所 介 護	7 (53)	4 (57)	3 (52)	7 (67)	2 (52)	3 (77)
	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 事 業 所	0 (10)	1 (2)	0 (11)	1 (2)	1 (11)	2 (2)
	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 事 業 所	2 (23)	0 (1)	0 (22)	1 (3)	1 (22)	1 (3)
	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	0 (7)	2 (4)	0 (7)	2 (2)	0 (7)	0 (1)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 (4)	0 (1)	1 (4)	0 (1)	0 (3)	0 (1)
	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 事 業 所	1 (3)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
総 合 事 業	予 防 訪 問 サ ー ビ ス	3 (59)	4 (34)	3 (58)	3 (40)	1 (60)	6 (48)
	生 活 援 助 サ ー ビ ス	0 (30)	0 (5)	2 (31)	3 (7)	2 (29)	2 (7)
	予 防 通 所 サ ー ビ ス	6 (68)	0 (58)	3 (67)	5 (67)	3 (70)	6 (77)
	活 動 援 助 サ ー ビ ス	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)

※ () 内は各年度末 3/1 時点の指定事業所数、休止事業所を含む。

※1 中野区の被保険者が他区市町村の地域密着型サービス、総合事業を利用する際に指定する。

関係法規	・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法等 ・中野区介護保険条例、同施行規則 ・中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・中野区指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例 ・介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
事業開始時期	平成 12 年 4 月
事業担当	介護保険課 介護事業者係
関連資料	

地域支えあい推進部施設一覧

すこやか福祉センター一覧

	所在地	開設年月日 (現施設)	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	備考
中部すこやか福祉センター	中央 3-19-1	H22.7.26	H22.6.15	5,301.26	2,194.54	2,953.60	RC3 階建て	中野地域包括支援センター併設 (*) 中部すこやか障害者相談支援事業所併設 (*) 仲町就労支援事業所併設 中部スポーツ・コミュニティプラザ併設
北部すこやか福祉センター	江古田 4-31-10	H23.4.1	S37.7.16	1,333.68	584.37	1,079.66	RC2 階建て	江古田地域包括支援センター併設 (*) 北部すこやか障害者相談支援事業所併設 (*)
南部すこやか福祉センター	弥生町 5-11-26	H23.4.1 (H28.7.19)	H28.3.28	5,918.54	1,944.09	3,210.15	RC4 階建て、地下 1 階	南中野地域包括支援センター併設 (*) 南部すこやか障害者相談支援事業所併設 (*) 南中野地域事務所併設 (*) 南部スポーツ・コミュニティプラザ併設
鷺宮すこやか福祉センター	若宮 3-58-10	H23.4.1 (H27.2.23)	S61.3.29	1,175.97	510.69	783.88	RC3 階建ての 1・2 階部分	鷺宮地域包括支援センター併設 (*) 鷺宮すこやか障害者相談支援事業所併設 (*) 鷺宮高齢者会館併設

※1 敷地面積及び建築面積は、併設施設を含む面積。延べ面積は、*印の併設施設のみ含む面積

※2 構造：RC → 鉄筋コンクリート造

【開設時間】

月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

〔休業日〕 日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

高齢者施設（旧高齢者福祉センター）等一覧

	所在地	開設年月日	建築年月日	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	備考
やよいの園 (旧弥生高齢者福祉センター)	弥生町 3-33-8	H25.4.1	H2.12.15	904.94	522.14	1,142.45	RC3 階建て	
松が丘シニアプラザ (旧松が丘高齢者福祉センター)	松が丘 1-32-10	H25.4.1	H3.12.9	890.98	476.70	1,498.95	RC3 階建て、地下 1 階	中野北地域包括支援センター併設
中野三丁目敬老館 (民間施設)	中野 3-23-47	R3.8.1	—	299.87	—	423.76	RC+木造 2 階建て	土地は区有地 建物は社会福祉法人奉優会施設

※ 構造：RC → 鉄筋コンクリート造

【開設時間】

月～土曜日 午前 9 時～午後 5 時

〔休業日〕 日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

高齢者会館一覧

	所在地	開設年月日 (現施設)	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	委託開 始	備考
南部高齢者会館	南台 5-27-24	S54.2.26	S54.1.16	281.14	100.91	198.51	RC2 階建て	H22.4～	区立南部公園内
しんやまの家	南台 4-25-1	H2.12.2	H2.12.2	-	-	352.23	RC3 階建ての1階部分	H16.4～	民間施設（レジデンスサウスビル）内
本一高齢者会館	本町 1-7-6	S53.3.31 (H25.6.1)	H25.4.1	461.58	248.64	240.96	S1 階建て	H19.4～	
宮園高齢者会館	中央 2-18-21	S56.4.2 (H22.4.1)	S56.2.27 (H22.3.31)	*1,546.38	*602.04	394.90	RC3 階建ての1階部分	H23.4～	東部区民活動センター、東部地域事務所併設
昭和高齢者会館	東中野 3-19-18	S59.1.26	S58.12.1	363.00	209.20	200.00	RC1 階建て	H21.4～	
東中野いこいの家	東中野 4-9-22-201	H4.5.18	H4.4.1	-	-	296.27	RC3 階建ての2階の一部	H18.4～	メリーコートアクア「アクア東中野」内
上高田高齢者会館	上高田 2-8-11	S60.4.25	S60.2.22	396.22	140.75	239.30	RC2 階建て	H20.4～	
上高田東高齢者会館	上高田 4-17-3	H10.5.1	H10.4.17	410.00	217.91	370.06	RC2 階建て	H16.4～	
沼袋高齢者会館	沼袋 1-34-14	S39.10.20 (H6.7.1)	(H6.5.9)	*1,377.06	-	360.19	RC4 階建て、地下1階の1・2階の一部	H22.4～	沼袋保育園、防災要員住宅、自転車駐輪場併設
野方高齢者会館	野方 2-29-12	S55.6.5	S55.3.31	322.86	115.75	198.90	RC2 階建て	H20.4～	
東山高齢者会館	野方 4-41-7	S63.4.1	S63.3.24	398.01	186.83	342.83	RC2 階建て	H16.4～	
鷺六高齢者会館	鷺宮 6-25-8	S57.12.8	S57.11.2	395.50	177.88	202.41	RC2 階建て	H19.4～	
白鷺高齢者会館	白鷺 2-8-5	H1.4.1	H1.2.16	440.21	224.67	348.30	RC2 階建て	H21.4～	
若宮いこいの家	若宮 1-49-1	H2.5.24	H2.4.1	-	-	250.35	RC3 階建ての2階の一部	H23.4～	コミュニティ銭湯「たからゆ」内
若宮高齢者会館	大和町 4-51-11	H12.4.1	H12.1.31	-	-	359.72	RC4 階建ての1・2階の一部	H18.4～	都営大和町四丁目住宅内
鷺宮高齢者会館	若宮 3-58-10	H26.10.20	S61.3.29	*1,175.97	*510.69	236.70	RC3 階建ての3階部分	H26.8～	鷺宮すこやか福祉センター内

※1 *のある敷地面積及び建築面積は併設施設を含む全体の面積

※2 構造：RC → 鉄筋コンクリート造、S → 鉄骨造

【開設時間】

月～金曜日 午前9時～午後5時

〔休業日〕 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
（土曜日、日曜日、祝日については、事前予約により利用可能）

区民活動センター一覧

	所在地	開設年月日 (現施設)	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造 ※3	備考
南中野区民活動センター	弥生町 5-5-2	H23.7.19 (H28.9.12)	H28.9.1	1,930.74	1,147.83	1,451.87	RC3 階建ての1・2 階の一部と3 階	南部障害児通所支援施設と併設
弥生区民活動センター	弥生町 1-58-14	H23.7.19	S56.2.26	-	-	1,379.67	RC3 階建ての1・2 階の一部と3 階	やよい子ども園と併設
東部区民活動センター ※1	中央 2-18-21		S58.9.13	1,546.38	602.04	1,124.22	RC3 階建て	東部地域事務所、宮園高齢者会館と併設
鍋横区民活動センター	本町 5-47-13		S45.11.1	1,376.54	588.58	1,374.52	RC4 階、地下1 階建ての1 階と2 階の一部、3・4 階、地下1 階	鍋横保育園と併設
分 室	本町 4-44-3		S24.4.30	187.18	103.68	162.80	W2 階建て	
桃園区民活動センター	中央 4-57-1		S63.8.24	1,407.20	511.17	1,411.63	RC2 階、地下1 階建て	
昭和区民活動センター ※2	中野 5-4-7	H23.7.19 (R6.11.1)	H9.11.5	571.62	344.03	1,640.86	SRC6 階、地下2 階建ての1 階の一部と3 階、4 階、地下1 階	ここわ保育園と併設
東中野区民活動センター	東中野 5-27-5	H23.7.19 (H30.5.28)	H30.3.15	1,300.48	747.15	1,212.39	RC2 階建て	
上高田区民活動センター	上高田 2-11-1	H23.7.19	H6.3.10	1,446.58	594.33	1,592.25	RC2 階、地下1 階建て	
新井区民活動センター	新井 3-11-4		S63.2.15	1,236.82	703.45	1,518.39	RC3 階建て	
江古田区民活動センター ※1	江原町 2-3-15		S59.2.22	1,609.71	860.39	1,530.71	RC3 階建て	江古田地域事務所と併設
沼袋区民活動センター	沼袋 2-40-18		S54.9.29	-	-	1,140.08	RC3 階、地下1 階建ての1 階と地下1 階の一部	障害者福祉会館と併設
野方区民活動センター ※1	野方 5-3-1		H5.9.20	1,120.24	-	1,907.13	SRC13 階、地下2 階建ての1・2・3 階の一部	野方ウィズ内 野方地域事務所と併設
分 室	丸山 2-24-1-109		S46.8.27	146.47	-	125.86	SRC7 階建ての1 階の一部	都営住宅内
大和区民活動センター	大和町 2-44-6		S61.2.21	723.05	328.67	1,254.34	RC3 階、地下1 階建て	
鷺宮区民活動センター ※1	鷺宮 3-22-5		S43	786.24	337.31	1,031.75	RC6 階、地下1 階建ての1・2・3 階、地下1 階	鷺宮地域事務所、鷺宮図書館と併設
分 室	白鷺 1-4-27	H25.6.1	H25.3.25	-	-	202.83	RC2 階建ての1 階の一部と2 階	都営団地内
上鷺宮区民活動センター	上鷺宮 3-7-6	H23.7.19	S50.6.25	2,254.55	515.28	971.79	RC2 階建て	外の更衣室分 23.8 ㎡を除く (延面積)
分 室	上鷺宮 2-4-6		-	-	-	565.47	RC3 階建ての1 階の一部	都営住宅内

※1 地域事務所と併設している区民活動センター(4 か所)の敷地面積、建築面積、延面積は地域事務所分を含む。

※2 昭和区民活動センターの延面積は5 階、6 階、地下2 階を含む。

※3 構造：RC → 鉄筋コンクリート造、SRC → 鉄骨鉄筋コンクリート造、W → 木造

【開設時間等】

① 窓口受付

- ・受付時間 午前8 時半～午後5 時
- ・休業日 土曜日・日曜日・祝日及び振替休日・年末年始(12 月29 日～1 月3 日)

② 集会室など

- ・利用時間 午前9 時～午後10 時
- ・休業日 毎月第3 月曜日(祝日に当たるときは、直後の休日でない日)、年末年始(12 月29 日～1 月3 日)

地域包括支援センター一覧

	所在地	担当区域	開設年月日	備考	令和6年度受託事業者
南中野地域包括支援センター	弥生町 5-11-26	南台 全域、弥生町1丁目38番1～10・24・25号、39番、弥生町2丁目36番7～9号、37番5（一部）、9（一部）号、40番8号、41番8号、43～53番、弥生町3～6丁目	H18.4.1	みなみらいず内	社会福祉法人奉優会
本町地域包括支援センター	本町 5-10-4	弥生町1丁目1～37番、38番11～23号、40～60番、弥生町2丁目1～35番、36番1～6、10～15号、37番1～4・5（一部）、6～8、9（一部）、10～15号、38・39番、40番1～3・9～13号、41番1～6・10～21号、42番、本町1丁目1～12番、13番1～7・8（一部）号、15番1～6・25号、16～30番、本町2丁目1～45・52・53番、本町3丁目1～26番、本町4丁目1～4・6～48番、本町5・6丁目、中央3丁目30～36番、中央4丁目1～5番、6番1～12・17～29号、7～10番、中央5丁目1～19番、20番1～6・7（一部）・13～15号、21番6～15号、27番1～13・25～34号		倶楽部千代田會館内	社会福祉法人ケアネット
東中野地域包括支援センター	東中野 1-5-1	本町1丁目13番8（一部）・9～18号、14番、15番11～22号、31・32番、本町2丁目46～51、54番、本町3丁目27～33番、本町4丁目5番、中央1・2丁目、中央3丁目1・2・22～26番、東中野1・2丁目、東中野4・5丁目、中野1丁目1～31・33～49・51～53番、54番1～5号、56番10（一部）・11（一部）・13（一部）号、57～63番			社会福祉法人中野区福祉サービス事業団
中野地域包括支援センター	中央 3-19-1	中央3丁目3～21・27～29・37～51番、中央4丁目6番14・15号、11～61番、中央5丁目20番7（一部）・8～11号、21番1～5号、22～26番、27番14～23号、28～49番、東中野3丁目、中野1丁目32・50・54番9～13号、55番、56番1～9・10（一部）・11（一部）・12・13（一部）号、中野2・3丁目、中野4丁目1・2・8～10・13～21番、22番1・2号、中野5丁目1～67番、中野6丁目、上高田 全域、新井1丁目1番、2番1～17・25（一部）、26～28号、3番1～3・11～15号		中部すこやか福祉センター内	社会福祉法人奉優会
中野北地域包括支援センター	松が丘 1-32-10	中野4丁目3～7・11・12番、22番3号、23番、中野5丁目68番、新井1丁目2番18～24・25（一部）号、3番4～8号、4～43番、新井2～5丁目（3丁目38番除く）、松が丘 全域、江原町 全域、江古田1丁目1～39番、野方1丁目1～35・43～49・54～58番、野方2丁目、大和町1丁目12～15番、大和町2丁目1・2番		松が丘シニアプラザ内	社会福祉法人フロンティア
江古田地域包括支援センター	江古田 4-31-10	新井3丁目38番、沼袋 全域、江古田1丁目40～43番、江古田2～4丁目、丸山全域、野方3・4丁目、野方5丁目1～6番、7番（1～4号を除く）、10～34番、35番1・2号、野方6丁目1～35番、36番13～15号、40番1～3、15～22号、41～44番、45番11～17号、47番1号、48～51番、若宮1丁目7番10～14号、8番8（一部）・9～13号、10番、11番5～15号、12～16・24～27番		北部すこやか福祉センター内	社会福祉法人慈生会
鷺宮地域包括支援センター	若宮 3-58-10	野方1丁目36～42・50～53番、野方5丁目7番1～4号、8・9番、35番4～10号、大和町1丁目1～11・16～68番、大和町2丁目3～49番、大和町3・4丁目、若宮1丁目1～6番、7番1～9・15・16号、8番1～7・8（一部）・14～19号、9番、11番1・2号、17～23・28～59番、若宮2・3丁目、白鷺1丁目		鷺宮すこやか福祉センター内	株式会社 スギ薬局
上鷺宮地域包括支援センター	上鷺宮 3-17-4	野方6丁目36番1～12号、37～39番、40番5～14号、45番1～10号、46番、47番2～16号、52・53番、白鷺2・3丁目、鷺宮全域、上鷺宮全域		かみさぎホーム内	社会福祉法人武蔵野療園

※平成30年4月1日より担当区域変更

【開設時間】

月～土曜日 午前8時30分～午後5時
 〔休業日〕 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

障害者相談支援事業所一覧

	所在地	担当区域	開設年月日	備考	令和 6 年度受託事業者
中部すこやか障害者相談支援事業所	中央 3-19-1	中部すこやか福祉センター圏域	H22.7.26	中部すこやか福祉センター内	社会福祉法人中野あいいく会
北部すこやか障害者相談支援事業所	江古田 4-31-10	北部すこやか福祉センター圏域	H24.9.1	北部すこやか福祉センター内	特定非営利活動法人わかみやクラブ
南部すこやか障害者相談支援事業所	弥生町 5-11-26	南部すこやか福祉センター圏域	H28.7.19	南部すこやか福祉センター内	特定非営利活動法人リトルポケット
鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	若宮 3-58-10	鷺宮すこやか福祉センター圏域	H27.4.1	鷺宮すこやか福祉センター内	社会福祉法人正夢の会

【開設時間】

月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

〔休業日〕 日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

介護保険施設一覧

	所在地	開設年月	民営化年月	運営事業者	入所定員	短期入所定員	備考
中野区かみさぎ特別養護老人ホーム	上鷲宮 3-17-4	S55.4	H13.4	社会福祉法人武蔵野療園	100 人	4 人	東京都によって開設（東京都富士見台ナーシングホーム）され、昭和 63 年 5 月に中野区に移管
特別養護老人ホームしらさぎホーム	白鷲 2-51-5	H6.10	H15.4	社会福祉法人 中野区福祉サービス事業団	85 人	4 人	
特別養護老人ホーム小淀ホーム	中央 1-18-3	H8.7	H15.4		73 人	4 人	

通所介護事業施設一覧

	所在地	開設年月	民営化年月	運営事業者	入所定員	備考
老人デイサービスセンターふじみ苑	弥生町 5-2-19	H4.11	H18.4	社会福祉法人ケアネット	一般型 24 人	事業単独施設
中野区かみさぎ高齢者在宅サービスセンター	上鷲宮 3-17-4	S55.4	H13.4	社会福祉法人武蔵野療園	一般型 45 人 認知症対応型 12 人	介護老人福祉施設併設施設
デイサービスセンターしらさぎホーム	白鷲 2-51-5	H6.10	H15.4	社会福祉法人 中野区福祉サービス事業団	一般型 40 人 認知症対応型 12 人	介護老人福祉施設併設施設
デイサービスセンター小淀ホーム	中央 1-18-3	H8.7	H15.4		認知症対応型 24 人	介護老人福祉施設併設施設
野方デイサービスセンター	野方 6-53-8	H15.1	H15.1	アサヒサンクリーン株式会社	一般型 31 人	建物買取償還方式※整備施設

※区有地に公的資金を利用して建設した後、区が一時金を払って建物を買取り、その残額を毎年償還していく整備方法（区有地に 1・2 階を野方デイサービスセンター、3～7 階を高齢者福祉住宅（のがた苑）とした複合施設を整備した。デイサービス部分を民間事業者に賃貸し、当該事業者がサービス提供事業者となり、通所介護等の介護保険事業を行っている。）

編集・発行

中野区地域支えあい推進部
地 域 活 動 推 進 課
〒164-8501
中野区中野四丁目 11 番 19 号
(直通) 03 (3228) 8822

発行年月
文書番号

令和 7 (2025) 年 9 月
7 中 地 地 第 1619 号